

十六日)は、機械費の一部として計算して曰く、「其れ即ち(機械の不良化に對する手當)は又、機械がまだ磨損し盡さない中に、他の新らしきより、優秀な構造の機械に依つて代られることから絶えず生ずる損失の補償を目的として設けられてゐる。」

(百四十七)「新たに發明された機械の第一個體は、其第二個體の製造に比べて約五倍の費用を要するべきことが概算された。」(パーペーチ前掲書、第三四九頁)。

(百四十八)「久しからぬ以前、特許網製造用の枠に行はれた改良は極めて著大なるものであつて、一千二百磅を要した善く整頓せる一機械は、數年後には六十磅で販賣された程である。……改良は急激に簇出し、未完製の機械は、新たななる改良に依つて其效用を奪はれた爲、其製造者の手で遺棄された程である。」(パーペーチ前掲書、第二三三頁)。其處で、新くの如き急轉直下時代に於ては、製網業者等は間もなく、複動番制に依つて、労働日を最初の八時間から二十四時間に延長した。

他の事情に變化なく、そして労働日の一定してゐる場合、二倍數の労働者の搾取は、機械及び建物に支出する不變資本部分、並びに原料、助成材等に支出する不變資本部分の倍増を要する、然るに労働日延長の場合には、それと共に生産の規模は擴大するが、機械及び建物に支出する資本は變らずにゐる(百四十九)。「されば餘剩價值が増大するのみでなく、餘剩價值の搾取に必要な支出が減少する。此事は總

ての労働日延長の場合にも、多かれ少なかれ行はれるに違ひないが、茲では他の場合に比べて一層確實に重要である。なぜならば、労働要具に轉化する資本部分は、茲では一般に、他の場合よりも一層重要であるから(百五十)。

(百四十九)「建物及び機械に對する追加費用を生ずるとなしに、原料の追加分量に加工し得る場合には……市場の需干及び需要の交互伸縮の真中に在つて、工場主が追加固定資本を使用せず追加流動資本を使用し得る機會の絶えず再起するべきは自明である。」(ロバート・トレンス著『實銀及び結合作業に就て』倫敦、一八三四年刊、第六三頁(註)。(百五十)本文に言ふ事情は、只だ完備の二にのみ之を述べて置くのである。なぜならば予は、本書第三部(第三卷)に於て始めて、利潤率換言すれば前貸總資本に對する餘剩資本價值の比例を取扱ふから。

即ち機械經營の發達は、資本の不斷増大する一部分をば、其れが一方に於ては絶えず價值を増殖することが出來、他方に於ては生きた労働との其接觸が中絶するや否や、使用價值及び交換價值を喪失すると云ふ一形態に結束してゆく。英吉利に於ける一の大木綿業者なるアッシュウォース君は、教授ナツソ・ウキリアム・シニョアに教へて言つた。「一労働者が其鋤を休置すれば、彼れは其期間、十八片に價



する一資本を無用にしてしまふ。我が人民（換言すれば工場労働者等）の一人が工場を去れば、彼れは十萬磅に値した一資本を無用にしてしまふ（百五十二）。考へても見よ！十萬磅に値した一資本を、ホンノ一瞬間に「無用」にしてしまふなどと云ふことを！我が人民の一人が苟くも工場を去るなどは、本當に奇怪至極のことだ！機械の範圍増大は、アシニューオースに教へられたシーニョアが洞見する如く、労働日延長の不斷増進を「望ましい事」にする（百五十二）。

（百五十一）シーニョア著『工場に關する書翰』倫敦、一八三七年刊、第一三及一四頁（註）。

（百五十二）『流動資本に對する固定資本の大比例は……長労働時間を望ましいものにする。』機械の範圍増大と共に、『固定資本の大部分に利潤あらしめ得る唯一の手段としての長労働時間に對する動機は益々大となるであらう』（前掲書第一一——一三頁）。

『工場が短時間従業しても、全時間従業しても同比例に止つてゐる一定の工場費がある。例へば賃子、地方税及び一般租税、火災保険料、種々なる常雇人、機械の不良化、併びに利潤に對する其比例が生産の減少すると同じ割合で増大する他の種々なる工場費の如き是れである。』（『工場監督官報告、一八六二年十月三十一日』第一九頁）。

機械は相對的餘剩價值を生産するが、それは單に機械が直接労働力の價值を低減し、又た間接労働力の再生産に與ふる諸商品を安價ならしめるとを通じて労働

力を安價ならしめるに依るのみでなく、尙また機械が其最初の特發的採用の際に其の所有者の使用する労働を強められたる労働（註）に轉化し、機械生産物の社會的價值を其の個人的價值以上に高め、斯くして資本家をして日生産物のより僅少なる價值部分を以て労働力の日價值を償ひ得せしめることに依るのである。されば機械經營が一種の獨占到止まつてゐる此過渡期中に於ては、利潤は非常に大きいのである。そして資本家は労働日を出來得る限り延長することに依つて、此の「初戀の時期」を利す所なく利用しようとする。大なる利潤は、より多くの利潤に對する渴望を刺戟するのである（註）。

同一生産部門内に機械が普及すると共に、機械生産物の社會的價值は其個人的價值へ低落し、そして餘剩價值は資本家が機械を以て代置した労働力から生ずるのでなく、反對に彼れが機械と共に使用する労働力から生ずると云ふ法則が實現される。餘剩價值は資本の可變部分からのみ生ずるものである。そして我々は、餘剩價值の量が二個の因子、即ち餘剩價值の率及び同時に使用される労働者の數に依つて決定されるものなるを知つた。労働日の長さが一定してゐる時は、餘剩



價值率は労働日が必要労働と餘剰労働とに分割される比例に依つて定まる。同時に使用される労働者数は又、不變資本に對する可變資本の比例に依つて定まるものである。所で機械經營は、それが如何に生産力を高めることに依り、必要労働を犠牲にして餘剰労働を増大するにしても、たゞ一定資本の使用する労働者を減ずることによつてのみ此結果を生ぜしむるものなるは明かである。機械經營は、從前可變的なりし、換言すれば生きた労働力に變ずるものであつた資本部分を、機械に、即ち何等の餘剰價值を生産せざる不變資本に轉化する。<sup>38</sup>

一例を擧ぐれば、二十四人の労働者から絞取する丈の餘剰價值を二人の労働者から絞取するは不可能である。二十四人中の各が十二時間中に只一時間の餘剰労働を供給するに過ぎぬとすれば、彼等は合計二十四時間の餘剰労働を供給する。然るに二名の労働者の總労働は二十四時間にしか當らないのである。故に餘剰價值生産の爲めの機械使用には一個の内在的矛盾が存してゐる。蓋し機械使用は一定大小の一資本が供給する餘剰價值の兩因子中、其一方即ち労働者數を小さらしめずして、其他方即ち餘剰價值率を大ならしむることは出來ないのである。

此内在的矛盾は、一産業内に機械が普及すると共に、機械に依つて生産せる商品の價值が其れと種類を同じうする一切商品の調節的社會的價值となるや否や、表面に現はれて来る。そして此矛盾こそ又被搾取労働者の相對數の減少を單に相對的餘剰労働の増大に依つて償ふべく、資本をして無意識の間に(百五十三) 労働日を思ひ切つて延長せしむるものである。

(百五十三) 此の内在的矛盾が何故、云々資本家、隨つて又個々資本家の見解に因はれてゐる經濟學者の意識に上り來たらんかは、本書第三部(第三卷)第一篇を見れば判明するであらう。

故に資本制的機械使用は、一方に於て、労働日の無制限延長に對する新らしき強大なる動機を造り出し、そして此傾向に對する抵抗を打破する仕方で労働方法その者並びに社會的労働體の性質を革命するものであるが、他方に於て其れは、一部分は労働階級中以前には資本の手の届かなかつた部層を新編入することに依り、一部分は機械に驅逐された労働者を遊離せしむることに依つて、資本の指圖に隨はねばならぬ一の過剰人口を産出する(百五十四)。機械が労働日の有らゆる倫理的



及び自然的制限を掃蕩すると云ふ、近世産業史上の注目すべき現象は茲に由來してゐる。労働時間短縮の最強手段が労働者及び其家族の全生涯を資本の價值増殖用の随意に處分し得る労働時間に轉化する最確實手段になると云ふ、經濟上の矛盾は茲に由來してゐる。

(百五十四) 機械を單に商品の生産機關と解したばかりでなく、又「過多人口」の生産機關と解したことは、リカルドの最大功績の一である。

古代の最大思想家アリストテレスは夢想して言つた。——「若し總ての道具が恰もデイドラス<sup>(3)</sup>の作品があのづから運動し、ヘフェイストス<sup>(4)</sup>の鼎が自然に其聖き仕事に従事したやうに、他の命令により、或は又みづから豫覺して、其爲すべき仕事を爲し得るとすれば、即ち斯くして梭が自然に機械をするとすれば、熟達職人は助手を要せず、主君は奴隷を要しないであらう」と(百五十五)。そしてシセロ時代の希臘の一詩人アンチパロスは、磨穀用水車を——有らゆる生産機械の成素形態なる此發明を歓迎して、女奴隷の解放者及び黄金時代の回復者なりとした！(百五十六)。「異教徒よ、然り異教徒よ！」彼等は聰明なるバヌチア及び其以前に尙一層賢明な

るマカロックが発見したやうに、經濟學及基督教に就て何も解しなかつたのだ。彼等は別して、機械が労働日延長の最的確手段なることを解しなかつたのだ。彼等は或一人を奴隷とすることをば、他の一人を完全に人間として發展せしむる手段などと云つて辯解した。だが、粗笨な、或は生まなか教育を受けた若干の成上者をば、「卓拔なる紡績業者」、「手廣き腸詰業者」及び「有力なる靴墨商」たらしむべく多衆の奴隷状態を説教するには、彼等は基督教特殊の器官を缺いてゐたのである。(39)

(百五十五) ビーゼ著「アリストテレスの哲學」第二卷、伯林一八四二第刊、第四〇八頁(39)。

(百五十六) 予は左に、シネトルベルヒの手になつた此詩の譯文を掲げる。なぜならば此詩は、分業に關する畫の諸引抄と全く同様に、古代的見解と近世的見解との對照を特徴付けるものであるから。

「粉磨娘よ、粉磨く手を控えて眠れ

安らかに！ 牡雞をして無駄に晨を告げしめよ！

神は粉磨娘の仕事をニンフに命じたり、

ニンフはフワク、と輪上を跳ね廻り、

揺れたる軸は爲に其輪と共に巡り



巡る石の荷を回轉せしむ。

我等をして先祖の如く生活せしめ、

働かずして女神の賜を樂ましめよ。」

(クリスチアン・グラーフ・シュトルムベルヒ獨譯希臘詩集、ハンブルヒ、一七八二年刊)

### c 労働の能率増進

機械が資本の掌中に於て産出する労働日の無制限延長は、我々の既に知る如く、後に至り、其生命の根柢を脅かされたる社會の一反動及びそれと共に法律上制限せられたる一の標準労働日を齎らす、此の標準労働日の基礎の上に、曩に我々の達著せる一現象即ち労働の能率増進は、發展して確たる重要性を獲得する。絶對的餘剩價值の分解に於ては、先づ労働の範圍の大小が問題であつて、其能率の程度は一定せるものと假定されてゐた。我々は今、範圍上の大きさの能率上即ち程度上の大きさへの急轉を考察せねばならぬ。

機械組織が進歩し、機械労働者てふ特殊の一階級の經驗が堆積すると共に、労働の速度随つて又能率の増進するは自明である。斯くて英吉利に於ては、半世紀間、労働日の延長は工場労働の能率増進と兩々相携へて進んだ。然し我々は一時的

發作でなく日毎に反覆される規則正しい劃一性が問題である一労働に於ては、労働日の擴大と労働の能率とが互ひに排除し合ひ、斯くて労働日の延長は只労働能率程度の減少とのみ、反對に又能率程度の増進は只だ労働日の短縮とのみ、一致するに止まる接合點の生ぜねばならぬを知る。労働階級の次第に増大する反抗が、國家をして労働時間を思ひ切つて短縮せしめ、そして先づ嚴密の工場に一の標準労働日を強制するに至るや否や、即ち労働日の延長に依る餘剩價值生産の増進が終極的に中止される其の瞬間以後、資本は其全力と全自覺とを以て、機械組織の發展を促進して以て相對的餘剩價值を生産することに身を投ずる。

之れと同時に、相對的餘剩價值の性質に一の變化が生ずる。一般に、相對的餘剩價值の生産方法は、労働生産力の増進に依り、労働者をして、同一時間に、同一労働支出を以て、より多くを生産し得せしめると云ふ點に存してゐる。同一の労働時間は、總生産物に對し依然として同一の價值を附け加へる。が、此變化せざる交換價值は、今やより多くの使用價值に於て表現され、随つて個々商品の價值に低落するのである。けれども之は、労働日の思切つた短縮が生産力の發展及び生産諸條件



の節約に與へる絶大の刺戟と同時に、其短縮に依つて同一時間に於ける労働支出の増大が、労働の緊張の増進が、労働時間氣孔の填充の濃密化換言すれば労働の凝縮が、短縮せられたる労働日の範圍内に於てのみ達し得る程度で労働者に課せられるに至るや否や、そうでは無くなる。一定時間中に斯くより多量の労働を壓縮することは今や、其在るが儘のものとして、即ちより大なる労働量として計算に入る。「擴大された大さ」としての労働時間の尺度の外に、今や其密度の尺度が現はれて来る(百五十七)。十時間労働日の濃密時間は今や、十二時間労働日の稀薄時間と同じだけ或はより多くの労働換言すれば支出された労働力を含む。随つて濃密なる一時間の生産物は、稀薄なる一時間五分の一と同じだけ或はより多くの價值を有してゐる。労働生産力の増進に依る相對餘剩價值の増大は別として、今や例へば六時間三分の二の必要労働に對する三時間三分の一の餘剩労働は、従前八時間の必要労働に對する四時間の餘剩労働が供給したと同量の價值を資本家に供給する。

(百五十七) 異なる生産部門の労働能率には、固より總じて諸々の差別が存在してゐる。

之等の差別は、既にアダム・スミスの示した如く、一部分は各種の労働に固有の副次的事情に依つて互ひに相殺し合ふものである。然しながら價值尺度としての労働時間が受ける影響は、此場合にも亦、能率上の大小と範圍上の大小とが、同じ労働量の互ひに對抗し合ひ排除し合つた二表章として現はれる限りに於てのみ行はれるのである。

所で、労働能率は如何にして増進されるかと云ふことが問題となる。

労働日短縮の第一結果は、労働力の作用能力は其の作用時間に逆比例すると云ふ、自明の法則に基くものである。されば一定限界内に於て、労働力發揮の繼續上に失はれる物は、其程度上に得られるのである。然し労働者をして事實上これ以上の労働力を溶解せしむることに就ては、資本は支拂の方法に依つて之を處辨するのである(百五十八)。例へば製陶業の如き、機械が何等の或は大した役割を演ぜざる諸工業に於ては、工場法の實施は、労働日の單なる短縮が労働の規準性、劃一性、秩序性、連續性及び精力を驚くべき程度に高めたとを際立つて證明した(百五十九)。(40)

(百五十八) 特に本書第六篇に説くところの一貨銀形態たる請負貨銀に依つて。

(百五十九) 『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』を見よ。

だが此結果は、嚴密の工場に在つては疑はしいものに見えた。なぜならば此工



場に於ては、機械の連続的及び劃一的運動に對する労働者の繫依は、既に久しい間極めて嚴重なる訓練を造り出してゐたからである。されば一八四四年労働日の十二時間以下短縮案が審議された當時、工場主等は殆んど異口同音に、「其の工長等が各労働場に於て、労働者に寸毫も時間を消失させないやうに、適當なる注意を拂つたこと」及び「労働者側の警戒と注意との程度は、最早殆んど之を増大し得ないこと」、随つて機械の進行その他の條件に變化なしと假定して、「整備の行き届いた工場に於て、労働者の注意増進に依り何等かの重要な結果を期待するは一の背理たる」旨を宣言した(百六十)。此主張は實驗に依つて打破された。ロバート・ガードナー氏はプレストン市に在る其二箇の大工場に於て、一八四四年四月二十日以、一日の労働時間を十二時間から十一時間に短縮した。約一ヶ年後に斯う云ふ結果が生じた。即ち「同じ費用に對して同額の生産物が得られ、そして全體としての労働者は、従前十二時間で得たと同じだけの賃銀を十一時間で得た」のである(百六十一)。(41)

(百六十)「一八四四年並びに一八四五年四月三十日を以て終る三ヶ月分工場監督官報

告」第二〇及二一頁。

(百六十一)前掲報告第一九頁。請負賃銀は同一に止まつてゐた故に、週賃銀の程度は生産物の分量に懸つてゐた。

予は茲では紡績場及び梳織場に於ける諸實驗を看過する。蓋し之等の實驗は、機械の速度増進(「パーセントの」と結合してゐるからである。反對に、極めて様な種類の輕美な模様附裝飾物をも造る機械部に於ては、客觀的生產諸條件に全く何等の變化も行はれなかつた。其結果は左の通りであつた。——「一八四四年一月六日より同四月二十日に至る間、十二時間労働日を以て、各職工の平均週賃銀は十志一片半、又一八四四年四月二十日より同六月二十九日に至る間、十一時間労働日を以て、十志三片半」(百六十二)。此場合には十一時間に於て、以前の十二時間に於けるよりも一層多くが生産された。そして之れは全く、労働者の均整的持久と其の時間節約との増大に基くものである。労働者は同じ賃銀を受け、そして一時間の自由時間を獲得したのであるが、資本家は同じ分量の生産物を受け、そして石炭、瓦斯其他に對する一時間分支出を節約したのである。之と同様の實驗は同様の



成績を以て、ヘロック及びジャクソン氏等の工場内に行はれた(百六十三)(42)

(百六十二)前掲報告第二二頁。

(百六十三)前掲報告第二二頁。

道徳上の要素は上述諸實驗に於て、重要な役割を演じた。労働者等は工場監督官に向つて言明した。「我々はより以上の元氣を以て働く。我々は常に夜間より早く退勤するの報酬を眼前に有してゐる。そして一個の能動的にして快活なる精神が、最年少糸繫工より最年長職工に至るまで全工場に滲通してゐる。そして我々は互に相互助力し合ふことが出来る」(前掲報告)(43)

労働日の短縮は先づ労働凝縮の主觀的條件、即ち一定時間により多くの力を溶解する労働者の能力を造出するものであるが、此労働日短縮が強制法定的たるに至るや否や、機械は資本の掌中に於て、同一時間により多くの労働を絞取する所の客觀的及び組織的に應用された手段となる。此事は二様に、即ち機械の速力増進と、同じ労働者に依つて監視せらるべき機械の範圍換言すれば彼れの労働範圍の擴大とに依つて行はれる。機械の構造上の改良は、一部分は労働者に對してより大なる壓迫を加へるに必要であり、一部分はものづから労働の能率増進に伴ふものである。なぜならば、労働日の制限される結果、資本家は生産費を最嚴重に節約

せざるを得なくなるから。蒸氣機關の改善は、一分間に於ける其ピストン開閉數を増大し、そして同時に力のより大なる節約に依り、石炭消費に變化なしとして、或は夫が減少するとしても、同じ發動機を以てより、廣大なる一機構の運轉を許す。配力機の改善は磨礫を減じ、そして——之は近世機械を頗る際立つて舊式機械と區別するところであるが——大小諸軸の直徑及び重量を一箇の不斷に低落する最低限度に縮小する。最後に作業機の改善は、近世力織機に於ける如く、其速力及び功程を増進すると同時に其大きさを縮小し、或は紡績機に於ける如く、機體の擴大と同時に其運轉する諸道具の範圍及び數を増大し、或は十九世紀五十年代の中頃、自働ミュール紡績機に於て紡錘の速力が五分の一高まつた場合の如く、目に見えない部分的諸變化に依つて右諸道具の運動力を増進する。

労働日を十二時間に短縮したのは、英吉利に於ては一八三二年以來のことである。既に一八三六年に英吉利の一工場主は言明した。「之れを三四十年前に比較する時は、今日諸工場に行はれる労働は遙かに増大してゐる。之れ機械の甚大なる速力増進が、労働者に對してより、大なる注意と活動とを要求せる結果



である〔百六十四〕と。

(百六十四) ションフェール前掲書第三二頁。

一八四四年今のシャップベリー伯なるアッシュレー卿は、下院に於て文書を以て立證したる左の陳述を試みた。――

「工業諸行程に使用される人々の爲す労働は、今では斯くの如き作業の開始當時に比べて三倍大である。機械が幾百万人の筋力を要するなるべき仕事を遂行したことは疑ひを容れない。だが又、機械は其恐ろしい運動に支配されてゐる人々の労働を惜気もなく倍加した。……一八一五年に於ては、四十番手綿糸を紡績する一對のミューール紡績機に従つて往きつ戻りつする運動は――労働日を十二時間として――八哩歩む必要を含んでゐた。一八三二年には、同番手の綿糸を紡ぐに當り一對のミューール紡績機に従つて歩む距離は二十哩、また往々其れ以上であつた。一八二五年には紡績工は之等のミューール機の各箇に日々八百二十張リ即ち合計一日に一千六百四十張リづつ掛けた。一八三二年には紡績工は各ミューール機に二千二百張リ即ち合計四千四百張リづつ掛けた。一八四四年には二千四百

張リ即ち合計四千八百張リであつた。そして若干場合には、所要労働量は尙一層大きいのである。予は一八四二年に送達された今一の立證文書を持つてゐる。それに依ると、労働は累進的に増大しつつある――それは單に歩く距離の増大せる爲のみでなく、又労働者数は従前よりも比較的少なくなつて、而も生産品の分量倍加せる爲又更らに加工一層困難なる劣等種類の木綿が今や屢々紡がれる爲である。……梳織場に於ても労働は非常に増大した。其處では、一人の労働者が従前二人の間に分割されてゐた仕事をす。莫大の人数――それも主もに女子――を使用してゐる機械場に於ては、紡績業に於る機械の速力増進に基き、労働は過ぐる數年間にたゞより一〇パーセント増大した。一八三八年には一週間に紡がれる巻糸數は一萬八千箇であつた。一八四三年には其れは二萬一千箇に上つた。一八一九年には力織機に於ける一分毎の梭打數は六十であつたが、一八四二年には百四十であつた。之れは労働の莫大なる増加を示すものである〔百六十五〕。

(百六十五) アッシュレー前掲書第六九頁及び附所。

十二時間法の支配下に於て労働が既に一八四四年に達成したる此顯著な能率



を見れば、此方面に於ける尙これ以上の進歩は總て不可能であり、随つて労働時間の之れ以上の減縮は總て生産の減縮を意味すると云ふ、英國工場主等の言明は當時に在つて尤もな言分のやうに見えた。彼れ等の理屈が外見上正當であつたことは、彼等の倦むことなき檢察官たる工場監官レオン・ド・ホーナーの左記言辭（右と同期に於ける）が最も能く之を證明する所である。

「扱て、生産量は主として機械の速力に依つて調節されねばならぬものであるから、左記諸條件と一致する最高度の速力を以て機械を運轉することは、工場主の利益でなくてはならぬ。即ち機械の餘りに急激なる不良化を防止すると製造品の質を維持すると、及び労働者が其絶えず費し得る以上の努力なしに機械の運動に随ひ得る力。されば一工場の所有者が解決せねばならぬ最重要問題の一は、上記の諸條件を充分考慮に入れて、彼れが依つて機械を運轉し得る最高速力を見出すことである。彼れは餘り急速に機械を運轉し過ぎると云ふ場合が往々出来る。斯る場合には、破損や製造不良は速力増加に比べては不釣合に大きく、彼れは機械の進行を緩慢ならしめることを餘儀なくされるのである。そこで予は斯う

結論した。曰く敏活聰明なる工場主は確實なる最高限度を見出すなるべきが故に、十二時間に生産する丈の物を十一時間に生産するは不可能であらうと。予は更らに、請負賃銀を受ける労働者は同一程度を以て労働を繼續する方と一致した最大努力を爲すであらうと假定した（百六十六）。そこでホーナーはガードナー等の實驗にも拘はらず、労働日を更らに十二時間以下に短縮する時は、生産物の分量は減少せねばならぬと結論した（百六十七）。彼れは當時尙機械及び人間労働力（其れは何づれも同様に、労働日の強制的短縮に依つて極度に張り詰められる）の伸縮性に就て如何に解する所少なかりしかの證據として、十年後にみづから上記一八四五年の自家の意見を引抄してゐる。

（百六十六）工場監官報告、一八四五年四月三十日、第二〇頁。

（百六十七）前掲報告、第二二頁。

我々は今や一八四七年後、即ち英吉利に於ける木綿、毛織物、絹及亞麻製造所への十時間法實施後の時期に入る。

「紡錘の速力はスロックスル紡績機に於ては一分間に五百回轉、ミュール紡績機に



於ては一千回轉増大した。換言すればスロックスル機紡錘の速力は一八三九年には一分間に四千五百回轉であつたが、今（一八六二年）では五千回轉であり、又ミュール機紡錘の速力是一分間に五千回轉であつたが、今では六千回轉である。即ち前者に於ては十分の一、後者に於ては五分の一の速力増加である（百六十八）。マンチエスター市附近パトリックロフトの有名なる土木技師ジェームス・ネスミスは、一八五二年、レオンハート・ホーナに宛てた一書面の中で、一八四八年より一八五二年に至る間に試みられた蒸氣機關上の諸改善を説明した。彼れは政府の工場統計に於て常に一八二八年に行はれた其の効力に従つて計算されてゐる蒸氣馬力が（百六十九）、單に名目上だけのものであり、實馬力の指標として役立つに過ぎぬ旨を述べた後に、殊に斯う言つてゐる。『予は信ず、同じ重量の蒸氣機關から、我々は今や従前に比べて少なくとも平均五〇パーセントだけ多くの勤務即ち仕事を獲得して居り、そして多くの場合一分間に二百二十呎と云ふ制限された速力の時代に、五十馬力を供給した其同じ蒸氣機關は、今では百馬力以上を供給してゐることを。』『百馬力の近世蒸氣機關は、従前に比し遙かに大きな力で之を運轉し得る。

之れ其構造及び汽罐の功程並に構造其他に於ける諸改善に基くものである』……『馬力に比例しては従前と同数の職工が使用されてゐるが、作業機に比例しては従前よりも少数の職工が使用されてゐる（百七十）と。

（百六十八）『工場監督官報告、一八六二年十月三十一日』第六二頁。

（百六十九）之は一八六二年の『議會報告』に於ては變更された。此報告に於ては、近世蒸氣機關及び水車の實蒸氣馬力が名目馬力に代つてゐる（第一五五頁、註第九九を見よ）。又、複紡紡錘は最早（一八三九年、一八五〇年及び一八五六年の『議會報告』に於ける如く）、嚴密の紡績紡錘と混同されては居らぬ。更に毛織物製造所に對しては、回轉筒の數が添加されて居り、一方に於ては黃麻工場と大麻工場との間に、他方に於ては、亞麻工場との間に區別が設けられ、そして最後に靴下編業は始て報告中に採用されてゐる。

（百七十）『工場監督官報告、一八五六年十月三十一日』第一一頁。

一八五〇年には、英吉利聯合王國の諸工場は二千五百六十三萬八千七百十六箇の紡錘及び三十萬一千四百九十五臺の織機を運轉するに十三萬四千二百十七名目馬力を使用した。一八五六年には、紡錘及び織機の數は、夫々三千三百五十萬三千五百八十箇及び三十六萬九千二百五箇に上つた。所要馬力が一八五〇年と同様に止まつてゐたとすれば、一八五六年には十七萬五千馬力が必要であつた。然



るに夫は、政府の報告に依ると、十六萬一千四百三十五にしか當つて居らぬ。即ち一八五〇年の報告に基いて計算する場合よりも、百馬力以上少ないのである(百七十一)。「斯様に一八五六年の報告(政府の統計)によつて確立された諸事實は、工場組織が急激に増大しつゝあること、馬力に比例しては従前の諸時期に比べて同数の職工が使用されてゐるけれども、作業機に比例してはより少數の職工が使用されてゐること、蒸氣機關は動力の節約及び其他の諸方法に依つて、より大なる重量の機械を運轉し得るに至つたこと、機械並びに製造方法上の諸改善、機械速力の増進、及び其の他種々なる原因に依つて、より以上の製品を産出し得ること等、是れである(百七十二)。

(百七十一) 前掲報告、第一四及一五頁。

(百七十二) 前掲報告、第二〇頁。

「各種の機械に施された諸々の大改善は、其生産力を著しく増進した。労働時間の短縮　　が之等の改善に刺戟を興へたことは、毫も疑ひを容れざる所である。之等の改善は、労働者のより緊張した努力と合して、少くとも短縮された(二時間

即ち六分の一だけ) 労働日に於て、従前より長時間の労働日に於て産出されたと同じだけの製品が産出されると云ふ結果を齎らした」(百七十三)。(44)

(百七十三)「工場監督官報告、一八五八年十月三十一日」第九及一〇頁。「工場監督官報告、一八六〇年四月三十日」第三〇頁以下を参照せよ。

労働力の搾取が緊密なるに従つて、工場主の富が如何に増大するかは、英國木綿工場その他諸工場の平均的比例的增加は一八三八年より一八五〇年に至る間は三二パーセントであつたが、反對に一八五〇年より一八五六年に至る間は八六パーセントであつたと云ふ、一事情が既に之を證明する。

一八四八年より一八五六年に至る八年間、十時間労働日の支配下に於て英國工業の進歩は如何に甚大であつたにしても、其れは又一八五六年より一八六二年に至る次の六年間に於て遙かに凌駕された。例へば絹製造工場に於ては、一八五六年には紡錘一百九萬三千七百九十九箇、織機九千二百六十臺、一八六二年には紡錘一百三十八萬八千五百四十四箇、織機一萬七百九箇であつた。之に反して労働者數一八五六年には五萬六千三百三十一人、一八六二年には五萬二千四百二十九人で



あつた。即ち紡錘数は二六・九パーセント、又織機数は一五・六パーセント増加したるに對して、同時に労働者数は七パーセントだけ減少したのである。一八五〇年には毛絲製造工場に於ては八十七萬五千八百三十箇、一八五六年には一百三十二萬四千五百四十九箇（二二・二パーセントの増加）、又一八六二年には一百二十八萬九千一百七十二箇（二七・七パーセントの減少）の紡錘が使用された。然し複拵紡錘は一八五六年の分には算入されてゐるが、一八六二年の分には算入されてゐないので其れを控除する時は、紡錘数は一八五六年以後殆んど停止状態に止まつてゐたのである。反對に、一八五〇年以後多くの場合に於て、紡錘及び織機の速力は倍増した。毛絲製造工場に於ける力織機の数は、一八五〇年には三萬二千六百七十七臺、一八五六年には三萬八千九百五十六臺、一八六二年には四萬三千四百八十八臺であつた。そして其處に使用される人員は、一八五〇年には七萬九千七百三十七人、一八五六年には八萬七千七百九十四人、一八六二年には八萬六千六十三人であつた。然し其の中十四歳以下の兒童は、一八五〇年には九千九百五十六人、一八五六年には一萬一千二百二十八人、一八六二年には一萬三千一百七十八人であつた。され

ば之を一八五六年と比較する時は、一八六二年には織機数は非常に増加したに拘はず、使用労働者總数は減少し、被搾取兒童数は増大したのである（百七十四）。

（百七十四）工場監督官報告、一八六二年十月三十一日第一〇〇及一三〇頁。

一八六三年四月二十七日、議員フェランドは下院に於て言明して曰く、「予は今ランカシャー及びチェシャー兩州十六管區の代議員に代つて語らんとするものであるが、之等の代議員よりの報道に依れば諸工場の仕事は機械改善の結果不斷増大に向つてゐる。以前には一人の職工が二人の助手と共に二臺の織機を運轉してゐたのであるが、今では一人の職工が助手なしに三臺の織機を運轉し、一人の職工が四臺を運轉するのも決して異常な事ではない。曩に述べた事實に依つて明かなる如く、十二時間労働は、今では十時間以下に壓縮されてゐる。かくて工場労働者の勞苦が、過ぐる十年間に如何に激増したかは自明の事である」（百七十五）。

（百七十五）近世力織機二臺を以て、今や一人の職工は、一週六十時間に一定の長さの幅とを有する一定種類の織物二十六反を製造するが、舊力織機を以てしては其同じ品が四反切り製造できなかつたのである。新様な織物一反の織費は、既に一八五〇年の初期に於て、二志九片から五片八分の一に減少してゐた。



第二版追加。「三十年前（一八四一年）に於ては、一名の紡績工及び三名の糸製工に對しては、三百箇乃至三百二十四箇の紡錘を有する一對のミュール紡績機に於ける従業以上は何も要求されなかつた。今（一八七一年）では彼れは五名の糸製工の助力を以て二千二百箇の紡錘を監視せねばならぬ。そして一八四一年に比べて少なくとも七倍大の紡糸を生産する。『ジャーナル・オブ・アーツ』誌（一八七二年一月五日）所載工場監督官アレキサンダー・レフドグレイヴの言（88）。

されば工場監督官等は、一八四四年及び一八五〇年の工場法の好結果を倦む所なく、また充分當然に稱揚したが、然し彼等は、労働日の短縮が既に、労働者の健康随つて又労働力その者を損傷する程な労働能率を喚び起したことを認めてゐる。曰く、「木綿毛糸及び絹諸工場の大多數に於て、労働者をして過ぐる數年間に著しく其運動速力を増進したる機械を満足に運轉し得せしむるに必要な精力竭盡的亢奮状態は畢竟、ドクトル・グリーナウが此問題に關する其最近報告中に指摘したる、肺病に基く死亡過多の一因であるやうに見受けられる」（百七十六）。

（百七十六）「工場監督官報告、一八六一年十月三十一日」第二五及二六頁。

労働日の延長が法律に依つて終極的に斷絶されるや否や、労働能率の組織的増

進に依つて其れを埋合せ、機械の有らゆる改善をば労働力をより、多く吸盡くす手段に轉倒しようとする、資本の傾向が、難てまた労働時間の再度の短縮が不可避となる一轉向點に至らしめねばならぬことは、毫も疑を容れざる所である（百七十七）。  
 他方に於て、一八四八年より現在に至る、即ち十時間労働日時代に於ける英國工業の急速なる進歩が、一八三八年より一八四七年に至る期間、換言すれば十二時間労働日時代に於ける進歩を凌駕することは、後者が工場法實施以後半世紀間、換言すれば無制限労働日時代に於ける進歩を凌駕するよりも遙かに著るしいのである（百七十八）（45）

（百七十七）八時間運動は今や（一八六七七年）ランカシャー州に於て工場労働者間に開始された。

（百七十八）左の儘少數数字は一八四八年以後に於ける英吉利聯合王國の眞「工場」の進歩を示すものである。――

	一八四八年輸出額	一八五一年輸出額	一八六〇年輸出額	一八六五年輸出額
木綿工場				
綿				
糸	一、五八、八三二、三三斤	一、四三、九六六、〇〇斤	一、七〇、七四三、六五斤	一、〇〇、七三三、七三斤



種別	一八四八年	一八五一年	一八六〇年	一八六五年
繭糸	1,120,120 磅	4,227,272 斤	6,227,272 斤	4,648,622 斤
亞麻及大麻工場	1,120,120 磅	1,527,272 斤	2,727,272 磅	2,100,120 磅
紡糸	1,120,120 斤	1,227,272 斤	2,227,272 斤	2,627,272 斤
絹工場	820,120 磅	3,227,272 磅	1,227,272 磅	2,227,272 磅
經糸、撚糸、絲糸	426,822 斤	4,227,272 斤	827,272 斤	822,272 斤
毛織工場		1,227,272 磅	1,227,272 磅	2,227,272 磅
毛織糸、毛物		1,227,272 斤	1,227,272 斤	2,227,272 斤
織物		1,227,272 斤	1,227,272 斤	2,227,272 斤
木綿工場		6,227,272 磅	9,227,272 磅	10,227,272 磅
亞麻及大麻工場	426,822 磅	2,227,272 磅	2,227,272 磅	2,227,272 磅
繭糸	1,120,120 磅	1,227,272 磅	1,227,272 磅	2,227,272 磅

ランカンシア州に於ては、工場は一八三九年乃至一八五〇年には僅々四パーセント、一八五〇年乃至一八五六年には一九パーセント、一八五六年乃至一八六二年には三三パーセント増大したが、古雨十一ヶ年期（即ち一八三九年乃至一八五〇年、及び一八五〇年乃至一八六二年）に於て、使用人の数は絶対的には増大し相対的には減少した（工場監督官報告、一八六二年十月三十一日第六三頁を参照せよ）。ランカンシア州に於ては、木綿製造業が最優勢を占めてゐる。木綿製造業が紡糸及び織物製造業一般のうち如何なる比例的範圍を占めてゐるか、は、英蘭、蘇格蘭及び愛蘭に於ける有らゆる織物工場中四五・二パーセント、有らゆる紡織中八三・三パーセント、有らゆる力織機中八一・四パーセント、之等の力織機を運轉する有らゆる蒸氣馬力中七二・六パーセント、また使用人總數中五八・二パーセントが木綿製造業のみに依つて占められてゐるのを見れば分る（前掲報告、第六二及六三頁）。



## (四) 工場

我々は本章の劈頭に於いて、工場の體軀即ち機械組織の編成を攻究した。其際我々は、機械が如何に婦人及兒童勞働を占有するとに依つて資本の人間の搾取材料を増大するか、機械が如何に勞働日の無制限延長に依つて勞働者の全生涯を收奪するか、又た最後に、ますます短少なる時間に於て生産物の巨大なる増加を許す機械進歩が、如何に、各瞬間に於てますます多くの勞働を流動化すべき、換言すれば勞働力を絶えずますます緊密に搾取すべき組織的手段として役立つかを見た。我々は之より全一體としての工場（而も其最完成姿容に於ける）に目を轉ずる。

自動的工場の抒情詩人ドクトルユリアは、此工場を説明して、一方には「絶え間なく一の中心力（原動機）によつて運轉される生産的諸機械の一組織をば、勤勉なる熟練を以て見張る所の老若様々なる種類の勞働者の結合協業」となし、他方には「一の共同目的物を生産する爲に絶えず協力し、そして總てが一箇の自整的動力に従屬する様々な機械的及び智的器官より成る巨大なる一自動組織」となしてゐる。此二の説明は決して同じものではない。一方の説明に於ては、結合總勞

働者即ち社會的勞働體は能動主體として、又た機械的自動組織は客體として現はれ、他方の説明に於ては、自動組織その者が主體であつて、勞働者は單に意識的器官として自動組織の無意識的器官と同位に置かれるに過ぎず、此の無意識的器官と共に中心動力に従屬せしめられてゐる。第一の説明は機械の有らゆる可能なる使用一般に當嵌り、第二の説明は機械の資本制的使用、隨つて又近世工場組織の特徴を成すものである。さればユリアは又、運動の依つて發する中心機械を説明して、單に自動機(46)となすのみでなく、また獨裁機(46)となすことを好む。「之等の廣大なる作業場に於て、寛仁なる蒸氣力は、其無數の自發的臣下を自己のグルリに召集する」(百七十九)。(46)

(百七十九) ユリア前掲書、第八頁。

作業機と共に、又その操縦上の熟練も、勞働者から機械に推移して行く。道具の功程は、人間勞働力の個人的制限から解放される。それと共に、マニユファクチュリアに於ける分業が依つて立つ生産技術上の基礎は撤去される。かくて自動的工場に於ては、マニユファクチュリアの特徴を成す特殊化せる諸勞働者の等級制



に代つて、機械の助手等が爲さねばならぬ諸労働の平等化乃至機械化の傾向が現はれ(百八十)、部分労働者等の人為的に造られた差別に代つて、年齢及び男女の自然的差別が重きを成して来る。(47)

(百八十) ユーア前掲書第三一頁、拙著「哲學の窮乏」第一四〇及一四一頁。

分業は、それが自動的工場に再現する場合には、先づ特殊化したる諸機械間への諸労働者の配分、及び一工場の各種部局間への労働者群(それは然し、何等の組織立つた組を成して居らぬ)の配分である。之等の労働者群は右の工場各部局に於て互ひに併置された諸々の同種作業に就いて労働するのである。随つて彼等の間には、單純協業が行はれるに過ぎぬ。マニユファクチャーに於ける労働者の組織立つた組々は、本労働者と若干助手との聯絡に取つて代られる。本質的區分は、實際作業機に使用されてゐる労働者(其れには、發動機の見張り、随つて材料給與に使用されてゐる若干労働者も含まれる)と、此機械労働者の單なる助手(殆ど悉く兒童)との區別これである。助手と云ふ中には、諸機械に只だ材料を供給するだけの仕事しか爲ない一切の「給手」が、或時は多く或時は少なく算入されてゐる。

てゐる。

之等の主要階級以外に、尙ほ技師、機械工、指物工等の如き、總機械及び其不斷の修理に携はつてゐる頭數の上から云へば大したことはない一人員がある。之れは一部分は科學的に教育され、一部分は手工的なる、一箇の高級労働者階級であつて、工場労働者の圏外に屬し、たゞ工場労働者に結合せしめられたものに過ぎぬのである(百八十一)。此分業は純生産技術上のものである。

(百八十一) 英國工場法が、本文中最後に擧げた諸労働者を明瞭に非工場労働者として工場法效力範圍から除外してゐるのに、他方に於て、議會の公にした「報告」が同様に單り技師や機械工のみでなく、又工場支配人や、販賣人や、使丁や、倉庫番人や、荷造人などを、約して言へば工場主その者以外の總ての使用人を、工場労働者の範圍内に包含せしめたことは、統計的欺瞞の意圖——其れは他の場合にも詳しく立證し得るであらう——を特徴付けるものである。

機械に於ける一切の労働には、労働者の幼時からの修業が必要である。それは彼れをして、自己の運動を自動機の劃一的連續的運動に適合せしむるを學ばしめんが爲である。總機械その者が種々様々な同時に作用する、そして結合された諸



機械の一組織を成す限りに於ては、其總機械に立脚する協業も亦種々なる機械間への種々なる労働者組の配分を要するのである。然し機械經營は、同じ労働者を絶えず同じ職分に併合することに依つて此配分をマニユファクチュリア的に固定せしむる必要を除去する(百八十二)。工場の大運動は労働者より出發せずして機械より出發するものなるが故に、労働行程を中絶せしめずして労働者を絶えず交迭せしめ得るのである。一八四八年より同五〇年に至る英國工場主等の反抗中實施された交代制度は、之に對する最顯著證據を提供するものである。最後に、労働者が其幼少時代に於て機械労働を修得するに迅速なることは、又特殊の一労働者階級を専ら機械労働者に教養して行く必要を除去する(百八十三)。然し單なる助手の勤務は、工場に於ては一部分は機械を以て之に代用し得るものであり(百八十四)一部分は其性質極めて單純なるを以て、此勞苦を負擔せしめられる人々の急速且つ不斷の交迭を許すのである。

(百八十二) ユーリアは此事を承認してゐる。彼れは「必要の場合には」支配人は意の儘に労働者を一の機械から他の機械に移動せしめ得るものだと言ひ、得々として叫んで曰

く、「斯くの如き變化は、労働を分割して一労働者には針頭を造る勞務を課し、他の一労働者には針端を尖らせる勞務を課した舊來の常規とは全く矛盾する者である」と。彼れは寧ろ、何故この「舊來の常規」が、自動的工場に於て、單り「必要の場合に」のみ放棄されるかを自問すべき筈であつた。

(百八十三) 例へば亞米利加南北戰爭中の如き、せつば詰つた場合には、工場労働者は例外的にプルチオアに依つて道路建設などのやうな極粗大な労働に使用される。一八六二年及び其後數年間に於ける英吉利の「國立作業場」は、一八四八年に於ける佛蘭西の其れとは左の點に於て異なるものである。即ち後者に於ては、労働者は國家の費用を以て不生産労働をしなければならなかつたのに、前者に於ては、彼れはプルチオアの利益の爲に生産的な都市労働を、而かも正規労働者よりも一層安値に——斯くして彼れは正規労働者との競争中に投げ込まれたのだ——。しなければならなかつたと云ふことは、是である。「木綿工の體貌が良好したことは疑を容れない。予は之を……男工に關しては、土木工事に於ける屋外労働に歸する」(之はプレストン原野に使用されたプレストン市の工場労働者等のことを言つてゐるのである。「工場監督官報告一八六五年十月三十一日」第五九頁)。

(百八十四) 一例。一八四四年の工場法以後、兒童労働の代用として毛織物工場に使用され始めた種々なる機械裝置。工場主諸公自身の子供が、工場の助手として「其の學業」を卒へねばならぬやうになる時、今日尙殆んど開拓されて居らぬ此の機械學領域は忽



ち際立つた發達をなすであらう。「機械の中で、自動ミュール紡績機は他の總ての種類と同じく危険なるものである。此機械からの災害の多くは小さな兒童等の上に起るのであつて、其れはミュール機の運轉中床を掃除しようとして彼等が其機の下に這ひ込む結果である。數名のミュール機運轉番人(註)は、此咎で告發され(工場監督官に)、罰金に處せられたが、それは格別大した一般の利益にもならなかつた。若し機械製造者が之等の小さな兒童を機械下に這ひ込ませる必要を無くする一の自動掃除機を發明しきへすれば、それは我が保護策への喜ばしき一追加であらうに」(工場監督官報告、一八六六年十月三十一日 第六三頁)。

扱て機械は生産技術の上から、分業の舊制度を廢棄するものであるが、此舊制度は最初はマニユファクチュアの傳統として習慣的に工場内に餘喘を保ち、然る後資本に依り、尙一層忌はしき形での勞働力搾取手段として組織的に再生産され又鞏固にされる。一の部分道具を操縦する所の終生的特殊勞働は、今や一の部分機械に奉仕する所の終生的特殊勞働となる。機械は勞働者その者を幼少時より部分機械の一部に轉化してしまふことに悪用される(百八十五)。斯くて、勞働者自身の再生産に必要な費用が著しく減少するのみでなく、同時に全一體としての工場に對する、隨つて資本家に對する、彼れの頼りなき隷屬は完成されるのである。

此の場合、我々は他の總ての場合に於ける如く、社會的生產行程の發達に基づく生産力増大と、其生産行程の資本制的利用に基づく生産力の増大との間に區別を立てねばならぬ。

(百八十五)かくて、機械を勞働諸要具の綜合にあらず、勞働者自身の爲の部分諸勞働の綜合と「解釋」したる、ブルドリンの馬鹿々々しい思付を判斷せよ。

マニユファクチュア及手工業に於ては、勞働者は道具を使い、工場に於ては、彼れは機械に仕へる。前者に於ては、勞働要具の運動は勞働者より發し、後者に於ては、勞働者は勞働要具の運動に隨はねばならぬ。マニユファクチュアに於ては、勞働者等は生きた一機構の肢體を成す。工場に於ては、死んだ一機構は勞働者から獨立して存在し、彼等は生きた附屬物として其機械に併合される。「同じ機械行程を繰返し繰返し通過するに當つての際りなき勞苦の悲惨なる年中行事は、シシファス(註)の勞働に似てゐる。勞働の荷は、シシファスの轉ばし上ぐる岩石の如く、絶えず疲勞し切つた勞働者の所へ落ち戻つて来る」(百八十六)。

(百八十六)フリードリヒ・エンゲルス著『英吉利に於ける勞働者の位置』第二一七頁。著



通の樂天的自由貿易者モリナリ君でさへも斯う言つてゐる。——「人は一日に十五時間機械力の一定の運轉を見張ることに依つて、同じ時間自己の筋力を使ふ場合に比べてより速かに疲勞するものである。此の見張り勞働は餘り長時間に亘らぬ限り、恐らく知識上有益な訓練となるであらうが、過度に亘る時は、遂には知識のみでなく身體をも破壊するに至る」(ギユスタヴ・モリナリ著『經濟學研究』巴里、一八四六年刊)。

機械は神經組織を極度に冒すものであるが、同時に又筋肉の多方面作用を抑壓し、肉體上及び精神上の一切の自由活動を奪取する(百八十七)。勞働の輕易化でさへもが責苦の手段となる。蓋し、機械は勞働者を勞働から解放しないで彼れの勞働を其の内容から解放するが故である。勞働者が勞働條件を使用するのでなく、其反對に勞働條件が勞働者を使用すると云ふことは、一切の資本制生産——それが單に勞働行程のみでなく、同時に資本の價值増殖行程である以上——に共通な現象であるが、此の首尾轉倒は機械が成立すると共に始めて、生産技術上明瞭なる現實性を受けるのである。勞働要具は一の自動機に轉化することに依つて、勞働行程その者の繼續中、資本として、即ち生きた勞働力を支配し吸ひ盡す死んだ勞働として勞働者に對立して行く、生産行程の靈性力を筋肉勞働から分離して、之を資本

の勞働支配權に轉化することは、曩に暗示した如く、機械の基礎上に打立てられた大工業に於て完ふされるのである。個々の内容空虚なる機械勞働の局部的熟練は、機械組織に合體され機械組織と共に「主人」の權力を成す科學、諸々の巨大なる自然力及び社會的聚合勞働の面前に於ては、一個の微小なる添物として消え去つてしまふ。されば此主人——其腦裡に於ては、機械及び彼れの機械獨占は不可分的に癒合してゐる——は、其の職工等と衝突した場合、彼等に向つて嘲笑的に叫ぶ。「工場勞働者等は、彼等の勞働が眞に低級種類の熟練勞働であり、そして如何なる勞働も之れ以上容易に達成せられ、或は其質に鑑みて之れ以上充分に報酬されるものでないこと、又如何なる勞働も、最小熟達者の短時間の訓練に依つて之れ以上敏速且つ豊富に達成され得るものでないと云ふことを善く記憶して置かねばならぬ。……主人の機械は、之を六ヶ月の教育に依つて達成し得、又普通勞働者の修得し得る職工の勞働及び熟練に比する時は、生産事務に於て眞に遙か重要な役割を演ずるものである」(百八十八)と。

(百八十七) フリードリヒ・エンゲルス前掲書第二一六頁。



(百八十八)『紡績業主及び製造業主の防衛基金。委員報告』マンチエスター一八五四年刊、第一七頁(48)。我々は後段に於て、『主人』が其の『生きた』自動機を失ふ危険に瀕した時に之と全く別説を唱へてゐることを見るであらう。

労働要具の劃一的進行に對する、労働者の生産技術上の從屬及び男女並に種々なる年齢の個々人より成る労働體の一種特別な構造は、一の兵營的紀律を造り出す。そして此紀律は進んで完全なる工場制となり、曩に述べたる監督労働を随つて同時に筋肉労働者及び労働監督者、即ち産業上の兵卒及び下士への分業を充分に展開する。『主なる困難(自動的工場に於ける)は……就中先づ散漫なる労働習慣を止めて、複雑なる自動機の不變的規準性に自己を一致させるやうに人間を訓練する點に存する。然しながら工場勤勉の必要に適する工場紀律の結構な法典を工夫し實施するは、容易ならぬ仕事であつた。それはアークライトの高貴なる事績であつた! 工場制度が完全に組織され、そして其労働が極度に輕易となつた今日に於ても、年頃を過ぎた人々を有用なる工場労働者たらしむるは殆んど不可能なることが見出される』(百八十九)(49)

(百八十九)アークライトの經歷を知る者は決して、此天才的な

床屋さんに『高貴』てふ言葉を冠せないであらう。十八世紀の有らゆる大發明家中、彼れが他人の發明の最大盗人であり、そして最凡俗の人間であつたことは争ひ難き所である。

他の方面に於てはブルジョアに依つて斯くまで愛好されてゐる權力分立及び其れよりも尙一層愛好されてゐる代議制度なしに、資本が其労働者に對する獨裁權を私法的に又た勝手に制定してゐる工場紀律法典は、大規模の協業及び共同の労働要具、殊に機械の使用と共に必要となる労働行程の社會的調節に對する、資本主義的戲畫に外ならぬものである。奴隸驅使者の鞭に代つて監督者の刑法典が現はれる。總ての刑罰は結局罰金と賃銀引下げとに歸するものなること論を待たぬ。そして工場ライカinalgas(立法者)の立法的聰明は、出来るなら其法律の遵守よりも其違犯の方を一層自己に有利のものたらしめるやうに始末するのである(百九十)。

(百九十)『アルチォアがプロレタリアを拘束して置く奴隸狀態は、工場制度に於けるよりも明瞭に現はれたことはない。工場制度に於ては、一切の自由は法律上にも事實上にも消滅する。労働者は朝の五時半には工場に行つて居らねばならぬ。若し二三分



遅刻すれば、彼れは處罰される。十分遅刻すれば、彼れは朝飯の濟むまで工場内に入るを許されない。そして日賃銀の四分の一を失ふのである。彼れは命令の儘に食ひ、飲み、眠らねばならぬ。……暴虐な鐘は、彼れを寢床から呼び起す、朝食及び晝食から呼び立てる。所て先づ、工場内の趣きは何うか。工場内に於ては、工場主は專制立法者である。彼れは自己の思ふ儘に工場取締規則を制定する。彼れは己が欲する儘に、其法典を變更し其れに追加する。そして彼れが其法典に此上なく馬鹿々々しい追加をした時には、法廷は労働者に向つて、お前は自由意志を以て此契約を結んだのだから、今また之れを遵守せねばならぬと言ふ。……之等の労働者は、九歳の時から其死に到る迄、精神上及び肉體上の管の下に生活すべく定命されてゐるのである。』(フリードリヒ・エンゲルス前掲書第二一七頁以下)。法廷が如何なる事を言ふか、予は其れを二箇の實例に就て釋明しよう。一は一八六六年末シェフイールド市に起つたものである。此市に於て、或労働者は二年契約で一金属工場に雇はれた。工場主との争ひの結果、彼れは此工場を去つた。そして彼れはモウ斷じて此工場主の爲には働かぬと宣言した。彼れは契約違反の罪で告訴され、二ヶ月の入獄を宣告された。(工場主が契約に違反した場合には、單に民法上の訴訟を受け、損害賠償金を冒險するに過ぎぬのである)。二ヶ月服役後、同じ工場主は舊契約に従つて工場に通勤すべく彼れに勧めた。彼れは言明した。『厭だ、自分は既に契約違反の罪に服して來たのだと。そこで工場主は新たに告訴し法廷は新たに宣告した。尤も判事の一人シー氏は、斯くの如くんば同一人は同一違反

行爲或は犯罪に對して、生涯に亘り定期的に幾度も幾度も處罰され得る譯で、實に法律上の奇怪事だと言つて公然之れを非難したのではあつたが。此宣告は地方的硬骨漢なる(行)『無給大判官』に依つて、なく、倫敦に於て、最高級法廷の一に依つて下されたのであつた。(第四版註——之は今では廢されてゐる。若干の僅少場合(例へば公共瓦新製造業に於ける)を除き英吉利に於ては今日、労働者は契約違反に於て雇主と等位に置かれ、單に民法上の訴訟を受けるだけである——D. H. J. 第二の事件は、一八六三年十一月末ウキルトシア洲に起つたものである。ウエストベリレーに於けるレオラー工場(布製造業者ハルツプなる者に使用されてゐる約三十名の力織機女工が同盟罷工をした。それは此ハルツプなる者が彼等が朝遅刻した場合に賃銀差引を而も二分に對して六片、三分に對して一志、十分に對して一志九片の割合で行ふと云ふ、氣持の善い慣習を持つてゐたからである。此割合で行くと一時間に對しては九志、一日に對しては四磅十志になる。然るに彼等女工の一年間に於ける平均賃銀は、決して一週に十志乃至十五志を超えることはないのである。ハルツプは又、一人の少年を工場開始の笛吹き係に任命した。此少年は規定の午前六時以前に笛を吹くことが屢々あつた。そして笛の止んだ時に、女工たちが皆工場へ來て居らねば門を閉めてしまふ。そして門外の者は、賠償金を課せられる。工場建物内には何等の時計がない故に、不幸なる女工等は、ハルツプに鼓吹された此少年時間係の掌中に在つたのである。罷工した職工、即ち一家の母や娘たちは、工場主が若し此の時間係を廢して時計を強え、もつと合



理的な罰金率を實施するなら復業しようと言明した。ハルツプは十九名の婦人及び少女を契約違反の廉で判官の面前に召喚した。傍聴人の全くの憤激の間に、彼等は夫六片の罰金及二志の負課金に處せられた。ハルツプは群衆の叱罵に伴はれながら法廷を去つた。——工場主等の氣に入りの遺口の一は、彼等に供給された材料に缺點があると云ふ譯で、其れに對し賃銀差引をして労働者を懲らしめること是れである。此方法は一八六六年、英國陶業地方に於て一般的罷工を喚起した。「児童雇用委員」の報告（一八六三年——一八六六年）は、労働者が少しも賃銀を受けぬのみか、其労働に依り、又罰則に依つて、おまけに其尊貴なる「主人」の債務者となると云ふ諸事例を擧げてゐる。工場獨裁者の賃銀差引上の機敏に就ては又、最近の木綿恐慌が其啓發的特徴を供給した。工場監督官ロバート・ペーカーは言ふ。「最近、予はみづから一工場主を告訴せねばならなかつた。蓋し彼れは此世智辛い富節、醫師からの年齢、證明書の代として夫々十片づつを——此證明書に對して彼れの要する費用は六片切り、そして法律は其れに對して三片の差引を許してゐるに過ぎず、又慣習は何等の差引を許さないのである——其使用する少年工（十三歳以上の）中の若干者から差引いてゐたのである。50……予は今一人の工場主に就て左の如き報道に接した。彼れは、法律に抵觸せずして右と同じ目的を達成する爲に、其使用する憐むべき児童等に對し、工場醫が彼等を綿紡労働に適すると言明するや否や、其職業の技術及秘訣の修得料として一志づつ負課するのである。されば罷工の如き異常の現象（彼れは一八六三年七月ダルクンに於ける力

織工間に勃發した罷工のことを言つてゐるのである）に對する暗流的原因是、單り此等の現象の實際に生じてゐる場合のみならず、特に又現在の如く説明なしには公衆に此等の現象を理解せしめ得ない場合にも存してゐるであらう。」（一八六三年四月三十日工場監督官報告）第五〇及五一頁。工場監督官報告は常に、其表向きの日附以後に亘つてゐる。

我々は茲では只、工場労働が依つて爲される物質的諸條件を仄めかす丈に止めて置く。密集せる機械——それは四季巡行の如き規則正しさを以て其産業死傷者表を生産してゐる——の下に於ける生命の危険（百九十九）は暫く措き、労働者の有らゆる感官は、人工的に高められた温度や、原料層の充滿した空氣や、耳を聳せんばかりの喧騒などに依つて、いづれも同じ程度に傷害される。工場制度に於て始めて温室的に成熟せしめられる社會的生產機關の節約は、同時に資本の手中に於て労働中に於ける労働者の生活諸條件、場席、空氣、日光、及び生産行程上の生命に危険なる又は健康に有害なる諸事情に對する人身防備等——労働者の慰安設備は措いて問はず（百九十一）——に於ける組織的盜掠となる。フリエーが工場を「緩和された牢獄」と呼んだのは、果して不當であらうか（百九十二）（51）

（百九十九）危險機械に對する保護法律は、有益なる結果を齎らした。然し……二十年前に



は存在しなかつた他の災害原因がある。そして特に其の一は、機械の速力増進これである。車輪、輾子、紡錘、梭等は、今や増大したる、又増大しつゝある速力を以て推進されてゐる。切斷した糸を摘むに、労働者は其指を従前よりも一層敏速巧妙に運動せしめねばならぬ。萬一躊躇しながら、或は迂闊に摘むならば、指は犠牲にされてしまふからである。……多数の災害は、労働者が懸命に急速力を以て其仕事をやつてのけやうとするに基因する。機械を絶え間なく、運轉させて置くこと、換言すれば其れに依つて絶えず紡糸や織物類を生産するとは工場主に取つて最重要事なるを念頭に置かねばならぬ。機械が一分間運轉中止する毎に、單り動力のみでなく生産が其れだけ損失されるのである。されば、労働者は製品分數に注意を拂つてゐる工長に依つて機械を絶えず運轉し置くやう急ぎ立てられる。そして機械を絶えず運轉して置くことは、製造品の重量或は箇數に従つて賃銀を支拂はれる労働者に取つても右の工長の場合に劣らず重要事なのである。されば、多くの否すべての工場に於て、運轉中機械を掃除することを嚴重に禁じてゐるに拘らず、労働者が機械の運轉中、屑を摘み出したり、輾子や車輪を拭いたりして、而も咎められることなきは、總ての工場でない迄も多くの工場に於ける常習である。斯くて此原因から夫でも、六ヶ月間に九百六件の災害が生じた。……機械掃除の多くは、日毎に絶えず爲されてゐるが、然し土曜日は一般に機械の大掃除日と定められてゐる。そして此掃除の大部分は、機械の運轉中に爲されるのである。』機械掃除は無料であるから、労働者は出来得る限り迅速に其れを爲て了はうとする。故に『金曜、又特

に土曜に起る災害數は他の日に比べて遙かに大である。即ち金曜日に於ては、月火水木四日間の平均數を超ゆること約一二パーセント、又土曜日に於ては、月火水木金五日間の平均數を超ゆること二五パーセントである。或は土曜の労働時間數——他の日は十時間半であるが、土曜は七時間半——を計算に入れるならば、土曜が他の五ヶ日平均を超ゆること六五パーセントである。』(工場監督官報告、一八六六年十月三十一日)第九、一五、一六及一七頁。(52)

(百九十一)本書第三部(第三卷)第三篇に於て、予は、最近英國の工場主等に依つて試みられた生命に危険なる機械に對し職工の四肢を保護せんとする工場法條項反對運動の事を報ずるであらう。依つて今は、工場監督官レオン・ヘッド・ホーナーの公式報告よりの一引抄を以て満足せしめよ。曰く、『予は或工場主等が、許し難き輕浮の態度を以て若干災害のことを語るのを聞いた。例へば彼等は、指を失ふなどは些々たる事件だと言ふ。折も労働者の生活及び前途は其指に懸ること大であつて、其れを失ふことは彼れに取つては極めて由々しき一事件なのである。予は斯る無思慮の言葉を聞く時に、いつも此う云ふ問を發した。——貴君が一名の追加労働者を要する際に、二名の申込者があり、彼等は他の點に於ては均しく資格を善備してゐるが、其一人は拇指又は人差指を有して居らぬとした場合、貴君は果して何方を雇ふであらうか。之れに對する答に躊躇のあつたことはない。……工場主等は『世人が似而非傳愛的立法と稱する所のものに對して誤れる偏見』を抱いてゐる。』(工場監督官報告、一八五五年十月三十一日)。



之等の工場主諸公は『賢明なる人々』である。彼等が奴隷所有者一揆養成に夢中になつたのは謂れなき事ではないのだ！

(百九十二) 久しい以前から、労働時間の制限及び其他の取締規則を含んでの工場法の制裁下に置かれた諸工場に於ては、舊來の弊習の多くは消滅した。機械の改善その事は一定の點に達すると、『工場の構造の改善』を必要ならしめる。そして此は労働者の利益となるのである。(『工場監督官報告、一八六三年十月三十一日』第一〇九頁参照)。

### (五) 労働者と機械との抗争

資本家と賃銀労働者との抗争は、資本的關係その者と共に始まる。此抗争は、マニユファクチュリア期全體を通じて激しく行はれてゐた(百九十三)。が、機械の採用以後初めて、労働者は資本の物質的存在様式たる労働要具その者と抗争する。彼等は、生産機關の此定形を資本制生産方法の物質的基礎なりとして、其れに反抗するのである。(53)

(百九十三) 殊にジョン・ハットン著『改良せられたる農耕及び貿易』倫敦一七二七年刊(48)、匿名者著『東印度貿易の諸利益』一七二〇年刊(49)、及びジョン・ペラーズ前掲書を見よ。『雇主と雇人とは、不幸にも互ひに絶え間なき戦争をして居る。雇主の不易な目的は、其仕事を出來得る限り安價に爲さしめることである。そして彼れは此目的の爲に、あらゆる手段を用ゐることを辭さないのである。然るに雇人も亦同様に注意深くより、

高き要求に對し其雇主を承服せしむべき有らゆる機會を窺つてゐる。匿名者著『現在に於ける食糧品高價格の原因研究』一七六七年刊(50)第六一及六二頁(50)。(此書の著者牧師ナサニエル・フォルスターは全く労働者側に味方してゐる)。

歐羅巴の殆んど全體に於て、十七世紀中、リボン及びレリス織機の一にして、所謂リボン織機(51) (またレリス織機(52) 或は機械織機(53) とも呼ばれる)なるものに對する労働者の反抗を見た(百九十四)。十七世紀三十年代末のこと、或る和蘭人の倫敦附近に設置せる風力挽材場は、群民の暴行に倒れた。十八世紀初期に於ては、さへも、英吉利に於ける水力挽材機は辛うじて、議會に後援せられたる民衆の反抗に打克つた程である。一七五八年エヴェレットが最初の水力羊毛剪斷機を造設した時に、其れは十萬の失業者に依つて放火された。從來梳毛によつて糊口してゐた五萬の労働者は、アークライトの粗梳機及び梳刷機に反對の旨の請願を議會に提出した。十九世紀初期の十五年間英國工業諸地方に行はれたる大仕掛の機械破壊——それは殊に力織機の使用に基いたものである——は、ラックダイト運動(54)なる名稱のもとに、シドマウスやキアッスルリー流の反ジャコビン派政府に最反動的強行策の口實を與へた。労働者が機械と機械の資本制的使用とを區別し、隨



つて其攻撃を物質的生産機關そのものから其社會的利用形態へ押移すことを知るに至る迄には、時間と經驗とを要したのである(百九十五)。

(百九十四)リボン織機は獨逸に發明されたものである。伊太利の一僧院長ランセロアチは、一六三六年ヴェニス市に於て公にせられたる一著書中に述べて曰く、『ダンチヒの人アントン・ミューラーは、約五十年前(ランセロアチが筆を執つてゐるのは一五七九年)ダンチヒ市に於て、一度に四乃至六反の織物を造る、至つて精巧な一機械を見た。然るにダンチヒ市會は、此發明が多數の勞働者を乞食にすることを虞れた故に、之れを抑壓し、其の發明者を竊かに絞首或は溺殺せしめた』と。ライデン市に於いては、此機械は一六二九年始めて使用された。リボン織工の暴動は、遂にライデン市會をして之れが禁止を強行せしめた。其の使用は、議會(和蘭)側からの、一六二三年、一六三九年その他の種々なる法令に依つて制限されねばならなかつたが、最後に一六六一年十二月十五日の法令に依つて一定條件のもとに許可された。ライデン市に於けるリボン織機の採用に就いてボックスホルンは其の『法制論』(一六六三年刊)の中に言ふ。『約二十年前、該市に於いて、若干の人々は、一人の勞働者をして、同一時間に多數の人々が爲るよりも多量の織物をより、容易に製出するを得せしむる一機械を發明した。之れは織工の不安と怨嗟を喚起し、官憲は遂に此の機の使用を禁じた』と。『此の機械は一六七六年獨逸ケルン市に於いて禁止され、又た英吉利に於いては其の採用は同時に幾多の

勞働者騒動を惹起した。一六八五年の勅令に依り、其使用は獨逸全國に亘つて禁じられた。漢堡に於ては、此機械は市會の命令に依つて公然燒き棄てられた。一七一九年二月九日カール六世は、一六八五年の勅令を回復し、ザクセン選舉侯國は一七六五年に至つて始めて其公然の使用を許可した。世に斯程の騒動を惹起した此機械は、事實上、紡績機械及び機織機械の、隨つて十八世紀に於ける産業革命の先驅者たりしものである。此機械は機械に全然無經驗なる一少年をして、一の起動桿を單に押し曳きする丈の勞働に依つて全機を其總ての校ぐるみ運轉するを得せしめた。そして其改善されたものにあつては、一度に四十乃至五十反を製造したのである。

(百九十五)舊式諸工業に在つては、今日尙時として機械に對する、亂暴な形を取つた勞働者の反抗が反覆されてゐる。例へば一八六五年に於けるシエフィールド市鐘研ギ業の場合が其れである。

マニユファクチュア内<sup>に</sup>於ける勞銀に就ての抗争はマニユファクチュアを前提するもので、決してマニユファクチュアの存在に對して鋒芒を向けるものではない。マニユファクチュアの成立に對する反抗は、ツンプト所屬の親方及び特權都市側より來たるのであつて、賃銀勞働者側より來たるものではない。さればマニユファクチュア期の諸著者に於ては、分業は主として、結局勞働者に



取つて代るべき手段と解されたが、事實上労働者を驅逐する手段とは解されなかつた。此區別は自明である。例へば英吉利に於て、現在機械を用ゐる五十萬の労働者に依つて紡がれてゐる棉花を舊式紡車を以て紡がんとすれば一億萬の労働者を要するであらうと云ふ時、それは勿論機械が此、決して存在せることなき何千萬人の位置に代つたことを意味するものでない。それは只紡績機械に取つて代るには、何千萬の労働者を要するであらうことを意味するに過ぎぬ。反對に、力織機は英吉利に於て、八十萬の織工を驅逐したと云ふ時には、それは一定數の労働者に依つて代置されねばならぬであらう現存機械のことを云ふのでなくて、事實上機械に依つて代置され、換言すれば驅逐された一定の現存労働者數のことを云つてゐるのである。

マニユファクチュア期中に於ては、手工業的經營は、分割されて居たとは云へ、依然として基礎を成してゐた。新たな植民地市場は、中世紀より傳つた比較的少數なる都市労働者を以て之れを満足せしむることは出来なかつた。そして嚴密なるマニユファクチュアは同時に、封建制度の解體と共に土地より驅逐せら

れたる農民に對して新たな生産部面を開いた。されば當時作業場内に於ける分業及び協業に於ては、其れが使用労働者を一層生産的にすると云ふ積極的方面の方が、より多く表面に現はれてゐたのである(百九十六)。協業及び少數者の手中に於ける労働要具の結合は、それが農業に應用された時、農民の生産方法随つて又た生活諸條件及び雇傭手段の上に偉大にして突然且つ強激なる革命を——多くの國々に於ては大工業時代よりもズット以前に——喚起したことは事實である。けれども此の抗争は最初資本と賃銀との間よりも、寧ろ大地主と小地主との間に行はれたものである。他方に於いて労働者が労働要具たる羊馬その他に依つて驅逐される限り、此の場合直接の暴行が先づ産業革命の前提を成すのである。最初に労働者が土地から驅逐され、然る後に羊が来る。英吉利に行はれたる如き、大規模の土地盗掠は、大農業に對して始めて其應用範圍を造り出す(百九十六)。されば此の農業革命は、其初期に於ては、寧ろ一箇の政治的革命たる外觀を呈するのである。55

(百九十六) サージエーム・スチュアートも亦全く此意味に機械の作用を解してゐる。



「故に予は機械を、他に扶養される必要な勤勉なる人々の数を増加する手段と考へる。……機械の力と新たな人々の力との差異は何處に存するか」(佛譯第一卷、第一篇第一章56)。ペーラーは之よりも一層素朴である。彼れは言ふ、機械は「一夫多妻」に取つて代はるものである。此見地は高々合衆國の若干部分に當嵌るだけである。反對に『機械が首尾克く一個人の労働を減縮するに使用せられ得ることは減多にない。機械の使用に依つて節約されるよりも、より多くの時間が其製造に於て失はれるであらう。機械は、それが多人數の上に働く場合、即ち單一の機械が幾千人の仕事を援助し得る場合にのみ、眞に有用なのである。故に、機械は、情け者の最も多き、人口最稠密の國に於てこそ、最も豊富なのである。……機械は人口不足に依つて使用され始めるのである』(ピーアシー・レーヴンストーン著『基金制度及び其效果に關する考想』倫敦、一八二四年刊、第一五頁、56)。

(百九十六)「第四版註——之は獨逸にも當嵌る。獨逸に於て大農業の成立してゐる所、特に東部に於ては、其れは十六世紀以後、殊に一六四八年以後流行したる『農民追放』(7)に依つて始めて可能となつたのである。——D.H.」

労働要具は機械の形態を取つた時、直ちに労働者その者の競争者となる(百九十七)。機械に依る資本の自己増殖は、機械に依つて其存在條件を破壊される労働者の數に正比例する。資本制生産の全組織は、労働者が其労働力を商品として販賣する

てふとに立脚するものである。分業は此労働力を局部化して、一の部分道具を操縦すべき全く特殊化したる熟練として了ふ。道具の操縦が機械の手に歸するや否や、労働力の使用價值と共に其交換價值も消滅する。労働者は、通用しなくなつた紙幣の如く、販賣不可能のものとなる。機械が斯く、過剰の換言すれば最早資本の自己増殖に直接必要ならざる人口に轉化した労働者階級の部分は、一方に於ては機械經營に對する舊手工業的及びマニユファクチュア的經營の不均衡な抗爭に於て亡び、他方に於ては比較的容易に接近し得る總ての産業部門を充溢し労働市場を過充せしめ、斯くして労働力の價格を其價值以下に引き下げる。一方には労働者の苦痛が單に一時的であり(「一時的不便」)、他方には機械は只だ徐々に全生産範圍を征服するに過ぎず、斯くして其破壊作用の範圍及び強度が減ぜられることは、被救恤窮民化せる彼等労働者に取つて一箇の大慰安でなければならぬと主張されてゐる。一方の慰安は他方の慰安を無効にする。機械が徐々に一生産範圍を襲ふ場合には、其れは自己と競争する労働者の間に漫性的窮乏を産出する。此推移が急激なる場合には、機械は廣範圍に互つて又急性的に作用する。



在再數十年間に亙り、一八三八年に及んで遂に封印された英國木綿手織工等の徐々たる壊滅にも増して恐ろしい光景は、世界史上之を見ざる所である。彼等の多くは餓死し、多くは日に二片半の賃銀を以て、長い間空しく其の一家と共に糊口した(百九十八)。

(百九十七)「機械と労働とは、絶えず競争してゐる」(リカルド前掲書、第四七頁)。

(百九十八)手織と機械織との競争は、英吉利に於て、一八三三年の貧民救助法の實施以前に在つては、最低限度以下に深く低落したる賃銀をば、寺院の救恤を以て補ひたることに依り長引かされた。「牧師ターナー氏は、一八二七年、工業地方チェンシーア州ウキルムスロ市の教區長であつた。移民委員の質問、及び其れに對するターナー氏の回答は、機械に對する人間労働の競争が如何にして維持せられたるかを示す。問、「力織機の使用は、手織機の使用に代はらざりしや。」答、「勿論代はりたり。手織工にして若し賃銀の低減に服するを得せしめられざりしとせば、力織機は實際行はれたるよりも遙か以上手織機に代はつたであらう。」問、「されど手織工は其賃銀低減に服するに當り、自己の生活を維持するに足らざる賃銀を承諒し、其の生活費の不足部分に就ては教區よりの寄附に頼るものなりや。」答、「然り、而して手織機と力織機との競争は、事實上救貧税に依つて維持せらる。」斯くて墮落的被救恤窮乏或は國外追放は、勤勉者が機械の採用より受くる利益であつて、其は彼等をば、體面を重んずる又或程度まで獨立したる技術

者より、慈善の製造パンに依つて糊口する萎縮せる窮乏者の地位に引下ぐるものである。世人は之を「一時的不便と呼ぶ」(匿名者著「競争と協業との比較的功績に關する懸賞論文」倫敦、一八三四年刊、第二九頁)。

反對に英吉利の木綿製造機械は東印度に對しては急性的に作用した。東印度總督は一八三四年——三五年に於ても報告して曰く、「斯種の窮乏は商業史上滅多に類例がない。木綿織工の骨は印度の原野を漂白してゐる」と。寔に機械は、此「一時的」の娑婆から之等木綿工を驅逐することに於て、彼等に「一時的」不便のほか何物をも與へなかつたのである。

尙また、機械は絶えず新たなる生産部面を襲ふ故に、機械の「一時的」作用は永久的である。斯くて資本制生産方法が一般に、労働者に對抗して労働諸條件及び労働生産物に賦與する、獨立し隔絶したる娑容は、機械の使用と共に完全なる對立に展開して行く(百九十九)。されば機械の使用と共に始めて、労働要具に對する労働者の亂暴な反抗が生ずるのである。(57)

(百九十九)「一國の收入(換言すれば、リカルドが同じ場所て説明してゐる如く、地主及び資本家の收入のこと。蓋し彼等の富は之を經濟的に觀察する時は、一般に、國民の富に



等しいのである)を増大するべき其同じ原因は、同時に人口を過多ならしめ、労働者の状態を墮落せしめるであらう(リカルド前掲書第四六九頁)。「總ての機械改善の不易目的及び傾向は、事實上、人間の労働を全く廢して了ふか、或は成年男工の労働に代ふるに婦人及び兒童労働を以てし、又は熟練工の労働に代ふるに不熟練工の労働を以てすることによって労働価格を低減するかにある。」(ユーリア前掲書第一卷、第三五頁)。

労働要具は労働者を撲殺する。此直接の對抗は、新たに使用された機械が傳來の手工業的或はマニユファクチュア的經營と競争する毎に、確かに最明瞭に現はれる。然し大工業内に於ても、機械の絶え間なき改善と自動的組織の發展とは同様の作用を爲すものである。「機械改善の目的は、筋肉労働を減少し、人間装置に代用された鐵製装置の助けに依つて、製造業に於ける一行程の遂行若しくは一鏈環の完成に備ふるに在る」(二百)。「從來手で運轉した機械に蒸氣力及び水力を使用するは、殆ど毎日の出來事である。…動力の節約、製品の改良、同一時間に於ける産額の増大、或は一の兒童なり、女工なり、成年男工なりの驅逐を目的とする些々たる機械改善は、不斷のものであつて、時としては何等重大なる事柄でないやうに見えるが、而も幾分重要な結果を齎らすものである」(二百)。

(二百)「工場監督官報告、一八五八年十月三十一日」第四三頁。

(二百)「工場監督官報告、一八五六年十月三十一日」第一五頁。

「一の作業が手の器用と確實性とを要する時には、何時も、其作業は之れを、兎もすれば様々な種類の不規則に陥り勝ちな熟達工の手から引取つて、一人の兒童でも監督し得るほどに自整的なる特殊機構の手に委ねる」(二百)。

(二百)ユーリア前掲書、第一九頁。「煉瓦製造に使用する機械の大長所は、雇主を熟練工から全く獨立ならしめる點に存する」(「兒童雇用委員報告」倫敦、一八六六年、第一八〇頁、第四六號)。第二版追加。グレート・サウサーン鐵道機械部監督エー・ストロク氏は、機械(機關車その他)製造に關して言ふ。「高價なる英國労働者の使用は、逐日減じてゐる。英吉利に於ける諸作業場の生産は、改良諸器具の使用に依つて増大しつゝある。そして之等の器具は又低級労働に依つて奉仕されてゐる。…以前には彼等の熟練労働は、必然に機關車の有らゆる部分を生産した者である。然るに今や、機關車の諸部分は、より少ない熟練に依り、然し優良なる器具を以て生産されてゐる。予が器具と云ふのは、機械製造工の使用する機械、即ち旋盤、鉋機、鑿孔機等を言ふのである。」(「勅命鐵道委員證述録、第一七八六二及一七八六三號」倫敦、一八六七年)。

「自動的組織に於ては、熟練労働は累進的に驅逐されてゐる」(二百)。「一定の結果を得るに從前と同量の成年労働を使用する必要を無くするのみならず、又甲種類



の労働に換ふるに乙種類の労働を以てし、より大なる熟練労働に換ふるにより小なる熟練労働を以てし、成年労働に換ふるに兒童労働を以てし、男子労働に換ふるに女子労働を以てする上に於ての機械改善の効果は、賃銀率に對して新たなる攪亂を招致する(二百四)。「普通ミュール紡績機に換ふるに自動ミュール紡績機を以てする結果は、成年紡績男工の大部分を解備して、少年少女及び兒童を留置くことは是れである(二百五)。

(二百三) ユーア前掲書第二〇頁。

(二百四) 同上第三二一頁。

(二百五) 同上第二三頁。

實地經驗の蓄積機械的手段の既存範圍、及び生産技術の絶え間なき進歩等に基く機械組織の非常なる擴大性は、労働日短縮の壓迫下に行はれる機械組織の長足の進歩が之を示す通りである。されど英國木綿工業の絶頂期なる一八六〇年に於て、誰れか、同年以後三年間に亞米利加南北戦争の刺戟の下に喚起された機械の急速なる進歩と其れに應當せる手工廢除とを豫想したであらう？ 茲では、此點

に關する英國工場監督官等の公式報告中より二三の例證を擧ぐれば足る。

マンチエスタ一の工場主は言明して曰く、「我々は以前には十五臺の梳毛機を使用してゐたが、今では十二臺しか使用して居らぬ。而も此十二臺は舊來の十五臺と同量の仕事をするのである。…職工數は従前よりも十四名減じた。之に依つて、賃銀の上に一週十磅の節減をしてゐる。屑の見積節減は、消費木綿量に對する約一〇パーセントである。」マンチエスタ一の或る織美紡績所に於ては、「速力増進と若干自働行程の採用とに依へて、一部局に在つては労働者總數の四分の一、他の一部局に在つては二分の一以上が減員され、又第二梳毛機に換ふるに刷毛機を以てしたる結果、從來梳毛室に使用されてゐた職工數は著しく減ぜられた。」今一つの紡績工場は、其一般の職工節減を一〇パーセントと計算してゐる。マンチエスタ一の紡績商會ギルモリアは言ふ。—「當商會の吹風部に於ては、新機械を使用したる結果、賃銀及び職工數の上に優に三分の二の節減をなしたと思ふ。…扛機及曳機室に於ては、費用の約三分の一、職工數も同様に三分の一減じ、紡績室に於ては、費用は約三分の一減じた。然し單り之れのみには止まらない。當商會製



の紡絲が機械業者の手に渡つた場合、其れは舊機械製紡絲に比べて一層多量安價なる織物を生産するであらう程に新機械の使用に依て改善されてゐる(二百六)。

(二百六)『工場監督官報告、一八六三年十月三十一日』第一〇八頁以下。

工場監督官アレキサンダー・レッドグレイヴは更に附言して曰く「職工が減員して而も生産の増大することは、事實上、絶えず行はれてゐる所である。毛織物工場に於ては、職工の減員は過般開始され、現に尙引續き行はれてゐる。數日前、ロッチデール市附近の某學校長は予に言つた。——女學校に於ける生徒數の大減少は、單に恐慌の結果のみでなく、又毛織物工場の機械に變化の生じたる爲め七十名の短時間工が減員された結果である(二百七)。

(二百七)前掲報告、第一〇九頁。英國工場主等は、棉花恐慌中に於ける機械の急激なる進歩に依つて、亞米利加南北戦争の終熄後、瞬く間に世界市場を再び溢れしむることが出来た。織物類は既に、一八六六年の後半期中殆ど販賣不可能となつた。茲に於て支那及び印度に對する商品委託が始まり、其れは勿論市場充滿を尙一層甚しからしめた。一八六七年初葉に、工場主等は其お定まりの通策、即ち賃銀引下げ(五パーセント)に助けを求めた。職工は之れに反對して言つた。——唯一の救済策は、短時間、即ち一週に四ヶ日従業するに在りと、此主張は理論上、全く正當なるものであつた。産業界の自選

首領たちは、久しく反對したる後、思ひ切つて此の短時間従業——或所に於ては賃銀五パーセント減を行ひ、或所に於ては其れを行はずに——實施せねばならなかつた。  
亞米利加南北戦争に基く、英國木綿工業に於ける機械改善の總結果は左表の示す通りである。

工場	年	織機數	年	織機數
英蘭及威斯	一八五八年	二〇四六	一八六一年	二四〇五
		一五二		一三一
蘇格蘭		一一二		九
	英吉利聯合王國	二二一〇		二八八七
英蘭及威斯	一八五八年	一八五八	一八六一年	一八六八
		二七五、五九〇		三六八、一二五
蘇格蘭		二一、六二四		三〇、一一〇
	英吉利聯合王國	一、六三三		一、七五七
英吉利聯合王國		二九八、八四七		三九九、九九二
	紡織機數	一八五八年	一八六一年	一八六八年
				二五三



英蘭及威斯	蘇格蘭	愛蘭	英吉利聯合王國	使用人数	一八五八年	一八六一年	一八六八年
二五、八一八、五七六	二、〇四一、一二九	一五〇、五二二	二八、〇一〇、二一七		三八、三五二、一五二	一八六一年	三〇、四七八、二二八
					一、九一五、三九八		一、三九七、五四六
					一一九、九四四		一二四、二四〇
					三〇、三八七、四九四		三二、〇〇〇、〇一四
英蘭及威斯	蘇格蘭	愛蘭	英吉利聯合王國				
一八五八年	三四一、一七〇	三四、六九八	三、三四五		四〇七、五九八		三五七、〇五二
					四一、二三七		三九、八〇九
					二、七三四		四、二〇三
					四五一、五六九		四〇一、〇六四

即ち一八六一年より一八六八年に至る間、三百三十八の木綿工場が消滅した。換言すれば、より生産的にしてより大規模なる機械は、より少数なる資本家の手に集中したのである。力織機数は二萬六千六百六十三臺減じた。然し其生産物は同時に増大したのであるから、一の改良織機は今や、一の舊織機に比べてより多くを製出することになつた譯である。最後に紡錘数は一六六十一萬二千五百四十一箇増加し、同時に使用労働者数は五萬五百五名減じた。斯くて木綿恐慌が依つて勞働者を苦しめる「一時的」窮乏は高められ、又機械の急激且つ不斷の進歩に依つて固定化されたのである。

然しながら、機械は單に、賃銀労働者を「過剰」ならしめようと絶えず待構へてゐる優勝競争者として作用するのみではない。其れは労働者に對する敵抗力として、資本に依つて驚しく且つ最眞目を以て聲明され、又斯るものとして資本に取扱はれるのである。其れは資本の獨裁に對する労働者の周期的反抗たる同盟罷工其他を抑壓すべき最有力なる武器となる(二百八)。ガスケルに依れば、蒸氣機關は最初から「人間力」の敵であつて、資本家をして労働者の増長しつゝある要求——する當時緒についた工場制度をば恐慌に到らしむる虞があつた所の——を蹂躪を得せしめた(二百九)。我々は、單に労働者の反抗を抑へる資本の武器としてのみ出現せる一八三〇年以後に於ける諸發明の全史を綴るとが出来らう。我々は先づ第一に自働ミニール紡績機を想起する。此機械は、自働的組織の一新時期を開いたものであるからである(二百十)。(58)

(二百八)「ラリント及燻硝子吹製業に於ける雇主對職工の關係は、一、漫性罷工に達してゐる。」歴練硝子製造の隆興は此に由來するものである。蓋し歴練硝子製造業に於て



は主要作業は機械に依つて爲される。ニューキャッスル市の一商會は、以前には年々三十五萬斤の吹製硝子を生産してゐたが、今ではそれに換へて三百萬五百斤の壓搾硝子を生産してゐる。『兒童雇用委員第四報告、一八六五年』第二六五及二六三頁。

(二百九) ガスケル著『英吉利工業民』倫敦、一八三三年、第三及四頁。

(二百十) ウキリアム・フエーア・ペルン氏は、自己の機械製造工場に於ける罷工の結果、機械製造に對する機械の臨る重要な應用法若干を發見した。

汽槌の發明者ネスミスは、労働組合委員に對する其供述の中で、一八五一年に於ける機械製造工の長期に亙れる大罷工の結果彼れの實施したる機械改善に關し、左の如く報告してゐる。——『我が近世機械改善の特徴は、自働道具機を使用するに至つたこと是れである。今日總ての機械工が爲さねばならぬ事總ての少年工に爲し得る事は、みづから働くことでなくて、機械の美しい労働を監視することは是れである。専ら自己の熟練に頼る職工の全階級は、今では除かれてゐる。』

以前には、予は各一名の機械工に對して四名の少年を使用してゐた。之等の新たなる機械的結合の蔭で、予は成年工の數を一千五百名から七百五十名に減じた。其結果は予の利潤の著しく増大せること是れである。』

ユーリアは更紗捺染業に於ける一の色捺機に就て曰く、「とうとう——資本家等は科學の資源に依つて、此堪え難き束縛（即ち彼等に取て厄介な労働者との契約條件）から自己を解放しやうとした。そして速かに、彼等の正統支配權、即ち他の劣弱諸肢體に對する頭腦たる支配權を回復したのである」と。彼は經緯整理上の一發明——其直接の動機は一罷工であつた——に關して言ふ。——「茲に於て、舊來の分業堡線の蔭に不拔の地歩を占めたと想像してゐた不平黨の一群は、新たなる機械戰術に依つて其側面を崩され、其防禦を無効にされたとを見出した。そして無條件降服を餘儀なくされた」と。彼れは自動ミュール紡績機の發明に就て曰く、「之れ、産業諸階級間に秩序を回復すべき使命を帯びた一創造である。……此發明は、資本が科學を自己に對する軍務に服せしむる時に労働の我儘なる手はいつても柔順を教へられるであらうと云ふ、既述の大原理を確證するものである」（二百十）と。

(二百十) ユーリア前掲書、第三六八—七〇頁。

ユーリアの著書は、一八三五年、即ち工場制度の發達尙ほ比較的微弱なりし當時に



公刊されたものであるが、工場精神の典型的表章たるを失はない。それは單に其腹藏なき皮肉に依るのみならず、又彼れが資本頭腦の思慮なき矛盾を遠慮なくさらけ出した其無邪氣さに依つて然るのである。例へば彼れは、資本は其備入れたる科學の助けに依つて、勞働の我儘なる手にいつも柔順を教へると云ふ「教理」を説いた後に、「世人が其れ（物理機械科學）を、富める資本家の道具となつて勞働者を苦しめるものだ」と云つて非難したことを憤慨してゐる。彼れは機械の急速なる發達が勞働者等にとつて如何に有利であるかを長々と説法した後、勞働者等に向つて、君等は自分の我意、罷工などに依つて機械の發達を速進するのだと警戒してゐる。彼れは言ふ。——「此種の激烈なる反抗は、自分で自分の身を苦める人間の卑むべき性格を具へた近眼者たることを曝露する」と。其數頁前では、彼れは反對の事を言つてゐる。曰く、「工場勞働者間の謬見に基く激烈なる衝突と從業中止とが無かつたなら、工場制度は尙一層急速に且つ總ての關係者にとつて有利に發達したであらうに」と。それから彼は又叫んで言ふ。——「大英國の木綿製造諸地方に於ける社會状態にとつて幸福な事には、機械の進歩は徐行的であ

る。」「其れ（機械の進歩）は、成年工等の一部を驅逐し、斯くして彼等の勞働に對する需要の割合は其人數を過多ならしめることに依つて、彼等の賃銀率を引下げるものと云はれてゐる。然し其れは、兒童勞働に對する需要を増大して、兒童等の賃銀率を引下げることは確かである」と。他方に於て此同じ慰安屋は、兒童賃銀低くければ「父母等は、其子を餘りに幼時から工場へ送るとをしなくなる」と云ふ理由で、低き兒童賃銀を辯護してゐる。彼れの全著書は、無制限勞働日に就ての辯解である。そして立法が、十三歳以下の兒童を日に十二時間以上使役し盡すを禁じた時に、其れは彼れの自由精神に中世の最闇黒時代を想起せしめてゐる。其れにも拘はらず、彼れは工場勞働者等に向ひ、機械は依つて彼等に其「不滅の利益」に就き想察すべき閑暇を造り與へた攝理に感謝せよと要求してゐる（二百十二）（59）

（二百十二）ニリア前掲書、第三六八、七、三七〇、二八〇、三二一、二八一、及四七五頁。

（六）機械に驅逐せられたる勞働者に關する報償説

「ジェームス・ミル・マカロック・トレンス、シーニョア、ジョン・スチュアート・ミル等の如き、ブルジョア經濟學者の全列は主張して言ふ。——勞働者を驅逐する總ての機



械は、いつも其れと同時に、また必然的に、其同じ労働者の使用に相當せる一資本を遊離するものであると(二百十三)。

(二百十三)リカルトは最初矢張り此見解を抱いてゐたが、後に至り其特徴なる科學的公平と眞理に對する愛好心とを以て公然之を放棄した。

今例へば一資本家が、一の壁紙製造所に於て、一人に付き年々三十磅の割合で百人の労働者を使用すると假定せよ。さうすると、それが年々支出する可變資本は三千磅に當る。彼れは五十人の労働者を解僱し、一千五百磅した一機械で殘餘の五十人を使用するとせよ。説明を簡單にする爲に、建物、石炭その他は無いのと見る。更に年々消費される原料は依然三千磅するものと假定する(二百十四)。右の轉形に依つて、何等かの一資本が「遊離」したか？舊來の經營方法に於ては、六千磅と云ふ支出總額は一半は不變資本より、一半は可變資本より成つてゐた。其れは今、四千五百磅(原料が三千磅、機械が一千五百磅)の不變資本と一千五百磅の可變資本とから成つてゐる。資本の可變部分、換言すれば生きた労働力に變へられた資本部分は、總資本の半分でなくて四分の一を成すに過ぎぬ。此場合、資本の遊

離でなくて拘束——資本が労働力と交換されなくなる形での——が、換言すれば可變資本の不變資本化が行はれる。他の事情に變化なき限り、六千磅の資本は今では決して五十人以上の労働者を使用するとは出來ぬ。機械の改善が行はれる毎に、其資本が使用する労働者数は益々減少する。新たに使用される機械に要する費用が、其れに依つて驅逐される労働力及び道具の總額よりも少で、即ち一千五百磅でなく一千磅に過ぎぬとすれば、一千磅の可變資本は不變資本化、換言すれば拘束され、同時に五百磅の一資本は遊離するであらう。年賃銀に變化なしとすれば、此五百磅の一資本は、一方五十人の労働者が解僱された時に約十六人に對する雇傭基金を成すに過ぎぬ。否、それは、十六人より僅少な人數に對してある。なぜならば、五百磅が資本化する際に、其一部は再び不變資本化されねばならず、随つて只其一部のみが労働力に變じ得るに過ぎぬからである。

(二百十四) 注意。此例解は全く上記經濟學者等の流儀に従つたものである。

然し又、新機械の製造には、より多數の機械工が使用されると假定せよ。此の事は、解僱された壁紙製造工に對して一の報償たり得るであらうか？新機械の製造



には、高々、其機械の使用に依つて驅逐されるよりも少數の労働者が使用されるだけである。解備された壁紙製造工の勞銀を代表したに過ぎぬ一千五百磅と云ふ金額は、今や機械の形に於て、(一)其機械の製造に要する生産機關の價值と、(二)其機械を製造する機械工等の勞銀と、(三)彼等の「主人」の手に歸する餘剩價值とを代表する。更に機械は一度出來上ると其死に至るまで更新されるを要しないのである。故に追加人數の機械工を永續的に使用するには、順々に他の壁紙製造業者が絶えず機械に依つて勞働を驅逐するを要するのである。

實際、彼等報償説の辯護者たちも此種の資本遊離のことを言つてゐるのではない。彼等は遊離した労働者等の生活資料の事を言つてゐるのである。例へば上例に於て、機械は單に五十人の労働者を遊離し、斯くして之を「自由處分し得る」ものたらしめるのみならず、同時に一千五百磅の價值ある生活資料に對する彼等の聯絡を撤去し、それに依つて此生活資料を「遊離」するものなるとは拒み難き事實である。されば機械は労働者を生活資料から遊離すると云ふ、單純にして毫も斬新ならざる事實は、之を經濟上の言葉で云ふと、機械は生活資料を労働者の爲

に遊離する、換言すれば労働者使用の爲の資本に轉化すると云ふこととなる。(60)

此説に依れば、一千五百磅の價值ある生活資料は、解備された五十人の壁紙製造工の勞働に依つて價值を増殖する一資本であつた。されば此資本は、右の五十人が解備されるや否や其使用口を失ひ、此同じ五十人が再び其れを生産的に消費し得る一の新放下口を見出す迄は休止する所がないのである。故に資本と労働者とは早かれ晚かれ再び邂逅せねばならず、茲に於て報償が行はれる。斯くて機械の爲めに驅逐された労働者の苦痛は、此世の富と同様一時的のものであると。

一千五百磅に當る生活資料は、決して資本として右の解備された労働者に對立するものではなかつた。資本として彼等に對立した者は、今機械に轉化してゐる一千五百磅であつた。一層立ち入つて考へると、此一千五百磅は解備された五十人の労働者が年々生産した壁紙の一部を代表するものに外ならなかつた。彼等は之れを現物の儘でなく貨幣の形で、其雇主から賃銀として受領した。此、一千五百磅に轉化した壁紙を以て、彼等は同じ金額の生活資料を購買したのである。故に此生活資料は彼等に取つて資本として、なく商品として存在し、彼等自身は此



商品に對し賃銀労働者として、なく購買者として存在してゐた。機械が彼等を購買から「遊離」したと云ふ事情は、彼等を購買者から非購買者に轉化した。斯くて、右の商品に對する需要が減じた。其れだけの事である。

此の需要減少が他方面からの供給増大に依つて報償されなければ、其商品の市場価格は下落する。之が久しく續き且つ廣範圍に互る時は、其結果この商品の生産に従事する若干労働者の驅逐が行はれる。以前、必要なる生活資料を生産してゐた資本の一部は、別の形で再生産されるやうになる。市場価格が下落し、資本が驅逐されてゐる間に、必要なる生活資料の生産に従事する労働者は又、其賃銀の一部から「遊離」する。されば報償説の辯護者先生は、機械が労働者を生活資料から遊離することに依つて同時に生活資料を労働者使用上の資本に轉化するものなるを證明する代りに、其的確受合の需給法則を以て、反對に、機械は其使用せらるる生産部門のみならず、又其使用せられざる生産諸部門に於ても、労働者を驅逐するものなることを證明するのである。

經濟學者等の樂觀主義に依つて戲作された、眞の事實は斯うである。——機械に

驅逐された労働者は、作業場から労働市場に投げ出だされ、彼處に於て、既に資本制搾取の支配に屬してゐる労働力の數を増大する。機械の斯くの如き作用は、茲では労働者階級に對する一の報償として我々に説き示されてゐるが、實は反對に、極めて怖ろしい筈として労働者に當るものである。それは本書第七篇を見れば、判明するであらう。茲では只、之れだけのことを述べて置く。曰く、一の産業から驅逐された労働者等は、確かに他の何等かの産業に於て職を求めることが出来る。彼等が若し其職を見出し、斯くして彼等及び彼等と共に遊離した生活資料との間の結束が更新されるとすれば、それは放下を渴望してゐる一の新追加資本を介して行はれるのであつて、決して以前に作用し今は機械に轉化してゐる資本を介して行はれるのではない。そして斯様な場合に於ても、彼等の見込は如何に貧弱であるよ！此憐れな者共は分業に依り不具にされてしまつてゐるので、其舊労働範圍外に在つては殆んど何等の價值もなく、たゞ僅少な低級の、随つて絶えず充溢し價值以下に支拂はれてゐる労働部門に入込み得るに過ぎぬ程である(二百十五)。(61)

(二百十五) 或リカルフ論者は、此問題に關し、ジャン・バチスト・セーの愚論に反對して斯う



述べてゐる。『分業の能く發達したる所に於ては、労働者の熟練は只、それが獲得せられたる特殊部門に於てのみ通用し得るに過ぎず、彼れ自身が一種の機械なのである。故に事物は其水準を見出す傾向を有すと鵝鴨流に繰返すは、無益な沙汰である。我々は周圍を眺めて、事物は久しい間其水準を見出し得ないと、そして其れを見出す時には水準はいつも行程開始の當時に比べてより、低いものであることを見ざるを得ない。』  
〔匿名者著「需要の性質に關する諸原理の研究」倫敦、一八二一年刊、第七二頁〕

更らに各産業は年々新たなる人員の一流れを吸引する。其れは各産業に對して正規の補充及び増員に使用すべき一定の兵員を供給するのである。機械が從來一定産業に使用されてゐた労働者の一部を遊離するや否や、補充兵員も亦新たに分割されて他の労働諸部門に吸収され、同時に最初の犠牲者は其過渡期中に大部分は凋落し死滅する。

機械は其れ自身に於て、労働者が生活資料から「遊離」するに對し責任あるものでないことは、疑を容れざる一事實である。機械は其襲ひたる産業に於て生産物を安價にし増大する。そして他の諸産業に於いて生産される生活資料量に對しては、最初は何等の變化をも生ぜしめないのである。されば、非労働者に依つ

て浪費される莫大の年生産物部分は暫く措き、社會は驅逐された労働者に對して、機械を使用するに至つた後に於ても其以前に於けると同じだけ或はより、多くの生活資料を有してゐる。そして之れが、經濟學者等の辯護論の要點なのだ！彼等は謂へらく、機械の資本制的使用と不可分なる諸矛盾及び諸對抗は機械その者から生ずるのでなく、機械の資本制的使用から生ずるものなるが故に、存在せざるものであると！即ち機械は、資本制的に使用されると労働日を延長するが、其れ自體として觀察する時は労働時間を短縮するものであり、資本制的に使用されると労働能率を高めるが、其れ自體としては労働を輕易ならしむるものであり、資本制的に使用されると人類を自然力に屈服せしめるものであるが、其れ自體としては自然力に對する人類の勝利であり、資本制的に使用されると生産者を被救恤窮民化するが、其れ自體としては生産者の富を増大するものであるが故に、ブルジョア經濟學者は簡單に斯う言明する。——機械を其自體として觀察する時は、之等すべての矛盾は平凡なる現實の單なる假幻に過ぎず、其れ自體に於ては、隨つて又理論上には、全く存在せざるものなることが的確に證明されると。斯くて彼れは其



れ以上に腦漿を絞ることは一切これを省いて了ひ、おまけに其反對者は愚かにも機械の資本制的使用にでなく機械その者に反對するものだと誣ひる。

ブルジョア經濟學者は決して機械の資本制的使用から又一時的不便の生ずることを拒むものではない。然しながら裏のないメタルが何處にあらうか？ 彼れに取つては、資本制的以外の機械利用は不可能のものである。されば機械に依る労働者搾取は、彼れに取つては労働者に依る機械の利用と同じ事である。故に、資本制的機械使用の實狀を隠露する者は、一般に機械使用を欲せざる者であり、社會的進歩の敵であると云ふのだ！(二百十六)。是れ全くかの著名なる首切犯人ピル・サイクの論法である。曰く「陪審官諸公よ、此旅商人が首を切られたことは確かであります。けれども其れは私の答ではありません、其れはナイフの答であります。斯んな一時的不便の爲に、我々はナイフの使用を止めねばならぬのですか？ まあ考へて御覽なさい！ ナイフなくして、何處に農業や手工業がありませんか？ 其れは解剖上敏達なものであるやうに、また外科手術上有益なものではありませんか？ それにまた、楽しい宴會の際には調法な手助けになるではありませんか？」

んか。若し諸君にしてナイフを廢するならば——諸君は我々を最も未開な野蠻状態に投げ返すものであります(二百十六)。(268)

(二百十六) 就中マカロッタは、新様な自分免許クレチン病の達人である。彼れは八歳の小兒の容態振つた無邪氣さを以て言ふ。——「若し労働者の熟練を益々發達せしめ、彼れをして同量の或はより、少量の労働を以て絶えず増大する商品量を生産するを得せしむることが有利だとすれば、彼れが此結果の達成上自己を最も有効に援助する知恵機械の助けを利用することも亦同様に有利でなければならぬ」と、マカロッタ著『經濟學原理』倫敦、一八三〇年刊、第一六六頁(268)。

(二百十六) 『紡績機の發明は印度を破壊した。但し之は、我々には殆んど關係する所なき事柄である。』アドルフ・チエール著『財産論』(268)。チエール君は此場合、紡績機を力機と混同してゐる。『但し之は、我々には殆んど關係する所なき事柄である。』

機械は其使用され始める労働諸部門に於て、必然的に労働者を驅逐するとは云へ、他の労働諸部門に於ては労働者の使用口の増加を招致し得るのである。然し此作用は、謂ゆる報償説とは何等共通する所がないのである。機械に依る總ての生産物例へば一ヤールの機械織物は、其れに驅逐された同種類の手先生産物よりも安價なるが故に、絶對的法則として次の事が結果する。機械を以て生産した物



品の總量が、其物品に取つて代はられた手工業的或はマニユファクチュア的生産品の總量と同一に止まつてゐるとすれば、使用労働の總額は減少する。労働要具その者即ち機械、石炭<sup>⑥</sup>などの生産に要する労働増加は、機械の使用に基く労働減少よりも小でなくてはならぬ。然らざれば機械に依る生産物は、手先生産物と同様に高價であるか或はより高價であらう。所が實際には、減少した労働者數に依る機械製品の總量は、驅逐された手先製品の總量と同一に止まらないうで遙かに増大する。

假りに四十萬ヤールの機械織物が、十萬ヤールの手織物に比しより少數の労働者に依つて生産されるとする。此四倍量の生産物中には、四倍量の原料が含まれてゐる。随つて原料の生産は四倍増さねばならぬ。然し建物、石炭<sup>⑥</sup>、機械等の如き消費労働要具に關しては、其生産に要する追加労働が増大し得る限界は、機械に依る生産物量と同數の労働者を以て生産し得る手先生産物量との間の差に從つて變化するのである。

されば一産業に於て機械經營が擴大すると共に、先づ其産業に生産機關を供給する他の諸産業に於て生産が増進する。之に依つて使用労働者數が如何ほど増大するかは、労働日の長さ及び労働の能率が一定してゐる時には、使用諸資本の組成<sup>⑥</sup>換言すれば其不變部分と可變部分との比例に依つて定まる。此比例は又、機械が右の諸産業を既に襲つた、或は現に襲ひつゝある範圍に從つて、著しく異なるものである。炭坑及び其他の鑛山に使役されてゐる労働等の數は、英吉利に於ける機械組織の進歩と共に驚くばかり増大した。然るに最近數十年に於ては、採鑛業に對する新機械の使用の結果、此の労働者増大は緩漫に赴いてゐる(二百十七)。機械と共に、一の新労働者種類が出現する。機械の生産者即ち是れである。我々は既に、機械經營が此機械を造る生産部門をも、絶えず増大する規模に於て、占取するものなることを知る(二百十八)。(63)

(二百十七) 一八六一年の國勢調査(第二卷、倫敦、一八六三年刊)に依れば、英國及び威新の諸炭坑に使用されてゐる労働者の數は二十四萬六千六百十三名であつた。そして、其中七萬三千五百四十五名は二十歳以下、十七萬三千六十七名は二十歳以上の者であつた。二十歳以下の中では、五歳から十歳迄の者が八百三十五名、十歳から十五歳までの者が三萬七百一十五名、十五歳から十九歳迄の者が四萬二千十名であつた。鐵、銅、鉛、錫其他



の有らゆる金屬礦山に使用される労働者数は三十一萬九千二百二十二名であつた。(二百十八)一八六一年英蘭及び威新に於て機械の生産に使用される人員は六萬八百七名であつた。此中には工場主並びに其事務員等及び此産業に關係せる總ての代理販賣人、商人等は含まれてゐるが、反對にミシン機械の如き小形機械の生産者、並びに紡糸等の如き作業機用道具の生産者は除外されてゐる。土木技師總数は、三千三百二十九名であつた。

更に原料に關しては(二百十九)、例へば、木綿紡績の長足の進歩が合衆國の棉花栽培、其れと共に又亞弗利加の奴隸貿易を温室的に助長したばかりでなく、同時に黑人飼養を謂ゆる境界奴隸諸州の主業たらしめたとは、些の疑ひを容れざる所である。一七九〇年合衆國に於て、最初の奴隸調査が試みられた當時、奴隸数は六十九萬七千名であつたが、反對に一八六一年には約四百萬に上つた。地方に於て、機械毛織物工場の繁榮並に其れに伴ふ耕地の果進的牧羊場化が、農業労働者の大驅逐及び「過剰化」を招致したとも、右に劣らず確かな事實である。愛蘭は現在尙、一八四五年來殆んど半減した其人口を更らに自國の地主及び英吉利毛織物製造業者の要求に嚴密に一致した程度まで減少するの行程を經てゐる。

(二百十九)鐵は最重要原料の一であるから、英蘭及蘇格蘭には一八六一年に十二萬五千七百七十一名の鑄鐵工ありしこと、そして其中十二萬三千四百三十名は男工、二千三百四十一名は女工なりしことを、茲に述べて置かう。右の男工中、三萬八百十名は二十歳以上、九萬二千六百二十名は二十歳以下であつた。

一の労働對象が、其最終形態に到る間に通過せねばならぬ豫備的又は中間的段階が、機械に侵される時は、労働材料が増大すると共に、尙手工業的或はマニユアラクチュア的に經營され機械製品の供給を受ける諸工業に於て、労働需要が増大する。一例を擧ぐれば、機械紡績は、手織匠が最初は出費を増加せずして全時間労働し得た程安價豊富に織糸を供給した。そこで手織匠の収入は増加した(二百二十)。茲に於て、人々は綿織業に流入し、英國に於て多軸紡績機、スロワスル紡績機及ミュール紡績機等に依り出現せしめられた八十萬の綿織工は、遂にまた力織機に依て壓倒されるに至つた。斯くて、機械を以て生産した衣類材料の充實すると共に、仕立屋、衣服製造女工、裁縫女工等の數は増大し、遂にミシン機械の出現を見るに至つたのである。

(二百二十)「四名の大人(綿織匠)と捲手としての二名の兒童とから成る一家は、十八世紀



末及び十九世紀初葉に於て、十時間の日労働に依り一週に四磅を収得した。そして労働が非常に多忙な場合には、彼等は其れよりも多く収益することが出来た。……以前には、彼等は常に織糸の供給不足に悩んでゐたのである」(ガスケル前掲書、第二五―二七頁)。

機械經營が比較的少數の労働者を以て供給する原料半製品、労働器具等の分量が増加するに連れて、之等の原料及び半製品に對する加工も無數の新變種に分割され、斯くして社會的生產部門の多様性は増大する。機械經營はマニユファクチュアに比べて比較にならぬほど社會的分業を押し進める。なぜならば機械經營は其侵したる諸産業の生産力を、マニユファクチュアに比べて比較にならぬほど高程度に増大するからである。

機械の直接の結果は、餘剩價值及び其れと同時に剩餘價值の依つて表現される生産物量、随つて資本家階級並びに其附隨者が消費する物質と共に、此社會部層その者をも増大すると是れである。彼等の富の増殖と、第一義的生活資料の生産に要する労働者數の絶え間なき相對的減少とは、新たなる贅澤慾と同時に之を満たす新資料を造出する。社會的生產物により、大なる一部は餘剩生産物化し、そして

餘剩生産物により、大なる一部は、醇化し多様化したる諸形態に於て再生産され消費される。別言すれば、贅澤品生産は増大する(二百二十一)〔64〕

(二百二十一)フリードリヒ・エンゲルスは其著『英吉利に於ける労働者の位置』の中で、正に斯くの如き贅澤品製造工の大部分の悲惨なる状態を指摘してゐる。此事に關する多數の新證左は、之を『兒童雇用委員』の諸報告中に見ることが出来る。

諸生産物の醇化及び多様化は同様に、大産業に基く新たなる世界市場的事情から生ずる。單により、多くの外國產享樂資料が國內生産物と交換されるばかりでなく、又より、多量の外國產原料成分、半製品等が生産機關として國內産業に與かるやうになる。此の世界市場的事情と共に、運輸業に於て労働需要が増大し、運輸業は多數の新亞種に分割される(二百二十二)。

(二百二十二)一八六一年、英蘭及び威新に於いては、通商上の海運に従業する九萬四千六百六十五名の海員があつた。

労働者數の相對的減少を伴ふ、生産機關及び生活資料の増大は、運河、船渠、隧道、橋梁等の如き、只だ遠き將來に於てのみ結實する所の生産物を造る諸産業の上に労働の擴大を招致する。直接、機械の基礎にか、或は、機械に伴ふ一般的産業革命の



基礎上加其いづれかに、全く新たな生産諸部門、随つて又新たな労働諸部門が成立する。然し之等の生産部門が總生産の上に占むる空間的位置は、最も發達せる國に於てさへも、決して顯著なるものではない。之等の生産部門に使用される労働者の數は、最粗硬なる手工の必要が再生産される程度に正比例して増大する。此種の主要産業としては、現在に於ては瓦斯製造業、電信、寫眞、汽船海運、鐵道等を擧げることが出来る。一八六一年の國勢調査に依れば、瓦斯産業（瓦斯製造業、機械装置の生産、瓦斯會社の取扱所等）には一萬五千二百十一名、電信には二千三百九十九名、寫眞には二千三百六十六名、汽船海運には三千五百七十名、鐵道には七萬五千九百九十九名（中、二萬八千名は、多かれ少なかれ永續的に使用される「不熟練」土工、並びに管理上及び商業上の總人員）使用されてゐる。即ち以上五種の新産業に使用される人員總數は、九萬四千四百四十五名である。<sup>65</sup>

最後に、大産業の諸部門に於ける生産力の非常なる増進——それは事實上、他の有らゆる生産部門に於ける労働力搾取の能率上及び時間上の増進を伴ふ——は、労働階級の絶えず増大する一部を不生産的に費消し、斯くして特に舊來の家庭奴

隷をば、下男、下婢、從僕等の如き、「僕婢階級」てふ名稱の下に、絶えず大規模に再生産するを許す。一八六一年の國勢調査に依れば、英蘭及び威斯の總人口は二千六萬六千二百四十四、中九百七十七萬六千二百五十九名は男子、一千二十八萬九千九百六十五名は女子であつた。右の中から、老齡すぎ或は幼少すぎて労働に堪へられぬ總ての人々、總ての「不生産的」婦人、少年少女及び兒童、並に官吏、僧侶、法律家、軍人等の如き、「知階級」更に地代、利子等の形で他人の労働を消費するを専業とする總ての人々、最後に被救恤窮民、淫浪人、犯罪者等を控除する時は、何等かの方法で生産、貿易、財政等に從事してゐる資本家を込めて、男女及び種々なる年齢の人員概數八百萬が残る。此八百萬人の中——

農業労働者（牧夫、及び小作農業者 宅に居住する農僕並に下婢を含む）	一、〇九八、二六一名
木綿、毛織物、毛絲、亞麻、絹、黃麻、製造所、 及び機械を以てする靴下編業並に	六四二、六〇七名（二百二十三）
レース製造業に於ける總ての使用人	………
炭坑及金屬鑛山に於ける總ての使用人	………五六五、八三五名



總ての金屬工場(鑛鑛所展轉所等)及有  
ゆる種類の金屬製造業に於る使用人)……………三九六、九九八名(二百二十八)

僕婢階級……………一、二〇八、六四八名(二百二十五)

(二百二十三)此中、僅かに十七萬七千五百九十六名のみが、十三歳以上の男子である。

(二百二十四)此中、三萬五百一名は女子である。

(二百二十五)此中、十三萬七千四百四十七名は男子である。此處に掲げる一百二十萬八千六百四十八名中には、個人の家で使用せられざる者は總て含まれないのである。第二版追加——一八六一年から一八七〇年に至る間、男僕数は殆んど倍増した。其れは二十六萬七千六百七十一名に増加したのである。一八四七年には、二千六百九十四名の獵番(貴族の禁獵苑に勤務する)が居た。然るに一八六九年には、其れは四千九百二十一名であつた。倫敦の小ブルジョアの家庭に雇はれてゐる少女等は、俗に“Hillo navys” (小奴隷)と呼ばれてゐる。

總ての織物工場の使用人を炭坑及び金屬鑛山の總人員と合算すると、一百二十萬八千四百四十二名になる。又之を總ての金屬工場及び金屬製造業の總人員と合算すると、其總數一百三萬九千六百五名になる。いづれの場合にも、近世の家庭奴隷數に劣る。資本制的に利用された機械の何と云ふ立派な結果だらう!(66)

(七) 機械經營の發達に伴ふ、労働者の反撥及び吸引。 木綿

工業の恐慌

經濟學の總ての責任代表者は、機械の新使用が其機械の先づ競争する傳來手工業及びマニユファクチュアに於ける労働者に對して、有害なる影響を及ぼすものなることを承認する。彼等の殆んど總ては、工場労働者の奴隷状態を悲しんでゐる。で、彼等が皆應用する大手管は何か? 曰く、機械は其採用及び發展期の恐ろしい状態後に労働奴隷を遂に減少するのでなく結局増大するてふことは是れである。然り、經濟學は、既に機械經營上に打立てられた工場でさへも、一定の發達期間後には、或は短き或は長き「過渡期」後には、其工場が最初驅逐したよりも多數の労働者を勞苦せしむると云ふ、忌はしい——資本制生産方法の永久の自然必然性を信ずる總ての「博愛家」に取つて——定理を祝仰するのである!(二百二十六)。

(二百二十六)ガニールは之と反對に、労働奴隷數の絶對的減少を機械經營の究局の結果と見た。で、此の絶對的に減少した労働奴隷數を犠牲にして、増大したる「正直な人々」は生活し、其著名なる『完成し得べき完全性』を展開すると云ふのである。彼は生産の運行に就て殆ど理解する所なかつたが、少なくとも之れだけのことは感づいてゐた。



曰く、若し機械を使用し始める結果、多忙なる労働者は被救恤的窮民と化し、機械の発達する結果、其驅除する以上に多数の労働奴隷が出現するとすれば、機械は極めて忌はしき一制度でなければならぬと。ガニールの立場のクレチン病性は、彼れ自身の言葉を以てのみ之を言ひ現はすことが出来る。曰く『生産すべく又消費すべく定められた階級は減少し、労働を指揮し、總ての人々を援助し、慰撫し、啓發する階級は増大する。……そして、此階級は労働費の減少、貯蔵品の充實、及び消費品の安價に基く總べての利益を占有するのである。人類は此方途を辿りつゝ、天才の至高創造境に向上し、宗教の深遠なる神祕中に徹入し、道徳（其れは『總ての利益を占有する』等に存する）の有益なる原則を制定し、自由（生産すべく定められた階級の自由？）及權力、從順及び正義、義務及人道を保護する法律を實施する。此の発言は、之をシアール・ガニール著『經濟學の組織』第二版、巴里一八二一年刊、第二卷、第二二四頁（同第二一二頁参照）<sup>(6)</sup>中に見ることが出来る。

既に若干の實例例へば英吉利に於ける毛絲及び絹製造所に依つて、工場組織の非常なる擴大は、一定の發展段階に達すると、使用労働者數の單に相對的のみでなく絶對的減少をも伴ひ得るものなること明かとなれるは事實である。一八六〇年、議會の命令に依り英吉利聯合王國に於ける一切工場の特別調査が行はれた時、ランカシー、アチェンシア及びヨークシャー州中、工場監督官ロバート・ペーカーの

管轄に屬する諸地方の工場數は六百五十二であつた。此中五百七十は、八萬五千六百二十二臺の力織機、六百八十一萬九千一百四十六箇の紡錘（複撚紡錘を除く）、二萬七千四百三十九蒸氣馬力、一千三百九十水車馬力及び九萬四千一百九十九名の使用人を有してゐた。然るに一八六五年には、此同じ諸工場は九萬五千一百六十三臺の織機、七百二萬五千三十一箇の紡錘、二萬八千九百二十五蒸氣馬力、一千四百四十五水車馬力及び八萬八千九百十三名の使用人を有してゐた。即ち一八六〇年から一八六五年に至る間に、之等諸工場に於ける力織機の増加は一一パーセント、紡錘の増加は三パーセント、蒸氣馬力の増加は五パーセントであつたが、それと同時に使用人の數は五五パーセントだけ減少したのである（二百二十七）。

（二百二十七）『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』第五八頁以下。然し其れと共に、又、一萬一千六百二十五臺の力織機、六十二萬八千七百五十六箇の紡錘、及び二千六百九十五蒸氣及水車馬力を有する百一十一箇の新工場に於て、増大したる労働者數の使用に對する物質的基礎が既に與へられてゐたのである（前掲報告）。

一八五二年から一八六二年に至る間に、英國毛織物製造業の著しき増大が行はれたが、使用労働者數には殆んど増減が無かつた。『之れ、新たに使用された機械が



如何に大規模に、其以前に於ける諸時期の労働を驅逐したかを示すものである」(二百二十八)。事實上の若干場合に於て、工場に於ける使用労働者の増大は屢々外觀的のものに過ぎぬ、換言すれば、既に機械經營に立脚せる工場の擴大ではなく諸々の副部門の漸次的併合に基くものである。例へば「一八三八年から一八五六年に至る間に現はれた、力織機及び其れに使用される工場労働者数の増大は、木綿製造業(英吉利の)に於ては、單に此職業部門の擴大に基くものに止まり、反對に他の諸製造業に於ては、以前人間の筋力に依つて運轉されてゐた絨氈、リボン、リンネル織機等に對する蒸氣力の新使用に基くものである」(二百二十九)。此後の諸製造業に於ける労働者の増大は、使用労働者總数の減少の表章に過ぎぬものであつた。最後に、茲では、金屬工場を除き、如何なる工場に於ても、少年労働者(十八歳以下の)、婦人、及び兒童は、工場總人員中最有力の要素を成すと云ふ事情は、全く度外視されるのである。

(二百二十八)『工場監督官報告、一八六二年十月三十一日』第七九頁。第二版追加——一八七一年十二月末、工場監督官アレキサンダー・レッドグレーヴは、ブラッドフォード市の『新

機械工學會』に於て試みた一講演中に曰く、「最近予を喫驚せしめた事實は、毛織物諸工場の外觀の一變せること是れである。以前には、之等の工場は婦人と兒童とに充ちてゐたが、今では機械が一切の仕事をしてゐるやうに見える。予は此事實に就て或工場主に説明を求めた時、彼れは予に次ぎの説明を與へた。曰く「舊制度の下に於ては、予は六十三名の職工を使用してゐた。改良機械を使用するやうになつてから、予は予の職工を三十三名に減じ、更らに新たな大變化の結果、此三十三名を十三名に減じ得るに至つた」と。」

(二百二十九)『工場監督官報告、一八五六年十月三十一日』第一六頁。

然し我々は、多數労働者が機械經營に依つて事實上驅逐され又結局報償される筈であるにも拘はらず、同種類工場数の増加、或は既存工場範圍の擴大の中に現はれる機械經營自身の増大と共に、工場労働者は其驅逐するマニユファクチュリア労働者又は手工者に比べて遂にはより多數たり得るものなるを知る。例へば、毎週使用される五百磅の資本が舊來の經營方法に於ては、五分の二の不變部分と五分の三の可變部分とより成るものとせよ。換言すれば、二百磅は生産機關に、三百磅は労働力に——假りに労働者一人に付き一磅の割合で——支出されるものとせよ。機械經營の實施と共に、總資本の構成は一變する。それは今や、例へば五分



の四の不変部分と五分の一の可変部分とに分割される。換言すれば、僅々百磅が労働力に支出されるに過ぎぬ。随つて、以前に使用された労働者の三分の二は解備されることになる。

此の工場経営が擴張されて、生産諸條件に變化なく使用總資本が五百磅から一千五百磅に増大するとすれば、今度は三百名、即ち産業革命以前と同数の労働者が使用される。更らに使用資本が二千磅に増大するとすれば、四百名、即ち舊経営方法の場合よりも三分の一多くの労働者が使用される。使用労働者数は、絶對的には百人増大したが、相對的には、換言すれば前貸總資本に比例しては、八百人減少した。なぜならば二千磅の資本は、舊経営方法に於てなら四百人でなく一千二百人を使用したであらうから。かくて使用労働者数の相對的減少は、其絶對的増大と一致する。總資本は増大しても、生産諸條件不變なるを以て其總資本の組成が不變に止まることは、上に假定した所である。然し我々は既に、機械組織に進步ある都度、不變資本部分即ち機械、原料等より成る資本部分は増大し、可變資本部分即ち労働力に支出される資本部分は減少するものなるを知る。我々は又同時に、他の

如何なる經營方法に於ても機械經營に於ける如く、改善は不斷的ならず、随つて總資本の組成は可變的ならざるを知る。然し斯くの如き不斷の變化は又、一定の生産技術的基礎上に於ける諸々の休止點及び單なる量的擴大に依つて絶えず中斷される。それと共に、使用労働者数は増大する。かくて、英吉利聯合王國の木綿毛織物、毛絲、亞麻、及び絹製造所に使用される總ての労働者数は、一八三五年には三十五萬四千六百八十四名に過ぎなかつたが、一八六一年には力織工（男女及び八歳以上の種々なる年齢の）數だけでも二十三萬六百五十四名に上つた。此増大は、英吉利の木綿手織工——亞細亞及歐洲大陸に於て驅逐された者は暫く措き——が其使用する自家族員を合して一八三八年に尙ほ八十萬人を算してゐたと云ふ事實（二百三十）を考量する時は、斯程に顯著ならざるものとして現はれる。

（二百三十）『手織工等の疾苦は、一『勅命委員』の調査の主題であつた。然し彼等の窮乏は承認され同情されたが、其状態の改善（！）は、（恐らく已むを得ず）時の機會と變遷とに放任された。そして此機會と變遷とが、（二十年後に！）殆んど此窮乏を一掃した（多分現在に於ける力織機の大擴張に依つて）ことは、今や信を置き得る所である』（工場監督官報告、一八五六年十月三十一日）第一五頁。



此點に關し尙試むべき僅少の叙述に於て、我々は本書既述の理論上の説明の未だ到達せざりし純事業上の關係に一部分言及する。

一の産業に於て、機械經營が傳來手工業或はマニユファクチュアを犠牲にして擴大してゐる間は、其結果の確實なること、恰も弓手の一軍に對して針打銃を裝備せる一軍の成績確實なるが如くである。機械が最初其活動範圍を征服する此第一期は、非常に大なる利潤の生産を助くるを以て極めて重要なるものである。此利潤は其れ身體に於て蓄積促進の源泉を成すのみでなく、絶えず新たに成立しそして新放下を追求してゐる社會的追加資本の少なからぬ部分を、最有利なる生産部門に吸引する。此の暴風的第一期の特殊利益は、機械が新たに使用される生産諸部門に於て絶えず反覆する。

然し工場制度が一定の存在範圍と一定の成熟程度とに達するや否や、殊に工場制度自身の生産技術上の基礎たる機械その者が又機械に依つて生産されるや否や、石炭及び鐵の採掘、並びに金屬加工及び運輸機關が革命され總じて大工業に相應した一般的生産諸條件が成立するや否や、此の經營方法は、只だ原料及び労働市場に於てのみ制限に逢著する一の伸縮性、換言すれば急激にして跳躍的なる一の伸張能力を獲得する。機械は一方に於て、例へば繰綿機が棉花生産を増大せしめた如く、直接、原料を増大せしむるものである(二百三十一)。他方に於て、機械製品の安價なること、及び運輸交通機關の革命は、國外諸市場を征服すべき武器である。機械經營は之等の國外市場に於ける手工業的生産物を壓倒するとに依つて、之等の市場を強制的に自己の原料の生産範圍たらしめる。斯くて東印度は大英國の爲に棉花、羊毛、亞麻、黃麻、藍等を生産するを餘儀なくされた(二百三十二)。大工業國に於ける労働者の絶え間なき「過多化」は、例へば濠洲が羊毛植民地化したる如く、母國の原料植民地化する諸外國への移民及び植民を溫室的に助長するものである(二百三十三)。機械經營の諸中心地に應當せる一の新たな國際的分業が出現して

地球の一部分をば主として農業的なる生産範圍に轉化する。此革命は、茲ではまだ之れ以上立入つて穿鑿するを要せざる農業上の革命と關聯してゐる(二百三十四)。

(二百三十一) 機械が依つて原料の生産に影響する是れ以外の方法は、本書第三部(第三卷) 中に之れを述べる。



(二百三十二) 東印度より大英國への棉花輸出——一八四六年、三四、五四〇、一四三斤。一八六〇年、二〇四、一四一、一六八斤。一八六五年、四四五、九四七、六〇〇斤。東印度より大英國への羊毛輸出——一八四六年、四、五七〇、五八一斤。一八六〇年、二〇、二一四、一七三斤。一八六五年、二〇、六七九、一一一斤。

(二百三十三) 喜望峯より大英國への羊毛輸出——一八四六年、二、九五八、四五七斤。一八六〇年、一、六五四、三四五斤。一八六五年、二、九二〇、六二八斤。濠洲より大英國への羊毛輸出——一八四六年、二一、七八九、三四六斤。一八六〇年、五九、一六六、六一六斤。一八六五年、一〇九、七三四、二六一斤。

(二百三十四) 合衆國の經濟的發展はそれ自身、歐羅巴嚴密には英國に於ける大工業の一産物である。合衆國は其の現形態(一八六六年)に於ては、尙常に歐羅巴の植民地と見做されねばならぬ。〔第四版註——爾來合衆國は、爲に其植民地的性質を全失することなしに世界の第二位産業國に發展して行つた。——D.H.〕

合衆國より大英國への木綿輸出——一八四六年、四〇一、九四九、三九三斤。一八五二年、七六五、六三〇、五四四斤。一八五九年、九六一、七〇七、二六四斤。一八六〇年、一、一一五、八九〇、六〇八斤。

合衆國より大英國への穀類輸出(一八五〇及一八六二年)

小麦	一八五〇年	1,610,000	一八六二年	2,100,000
大麦	一八五〇年	3,669,655	一八六二年	6,611,000

燕麥	一八五〇年	1,175,101	一八六二年	1,411,912
ライ麦	一八五〇年	3,816,825	一八六二年	7,102,700
小麦粉	一八五〇年	3,816,825	一八六二年	7,102,700
蕎麥	一八五〇年	1,000,000	一八六二年	1,917,911
玉蜀黍	一八五〇年	5,737,161	一八六二年	11,692,818
ビリア麥或はビク麥(大麥の一種)	一八五〇年	2,031,000	一八六二年	7,675,000
大豆	一八五〇年	811,633	一八六二年	1,011,710
長豆	一八五〇年	1,833,973	一八六二年	2,037,137
輸出合計	一八五〇年	33,365,801	一八六二年	70,083,351

一八六七年二月十七日英國下院はグラッドストーン氏の動議に基き、一八三一年より一八六六年に至る間合衆國と輸出入せる有らゆる種類の穀類及び粉類總額に關する統計の作製を命じた。左に其結果の概要を掲げる。表中粉類は穀類クォーターに換算したものである。

五ヶ年諸期及一八六六年

年平均輸入	一八三一年—一八三五年	一八三六年—一八四〇年	一八四一年—一八四五年	一八四六年—一八五〇年	一八五一年—一八五五年	一八五六年—一八六〇年	一八六一年—一八六五年	一八六六年
	3,997,511	3,367,794	2,842,855	8,766,552	8,310,172	17,411,511	15,002,291	16,757,020



年平均輸出	年平均輸入超過	各期間に於ける年平均人口	国内生産を超過せる一人宛年平均設備消費額
1911, 700	1911, 700	1911, 700	1911, 700
1912, 700	1912, 700	1912, 700	1912, 700
1913, 700	1913, 700	1913, 700	1913, 700
1914, 700	1914, 700	1914, 700	1914, 700
1915, 700	1915, 700	1915, 700	1915, 700
1916, 700	1916, 700	1916, 700	1916, 700
1917, 700	1917, 700	1917, 700	1917, 700
1918, 700	1918, 700	1918, 700	1918, 700
1919, 700	1919, 700	1919, 700	1919, 700
1920, 700	1920, 700	1920, 700	1920, 700
1921, 700	1921, 700	1921, 700	1921, 700
1922, 700	1922, 700	1922, 700	1922, 700
1923, 700	1923, 700	1923, 700	1923, 700
1924, 700	1924, 700	1924, 700	1924, 700
1925, 700	1925, 700	1925, 700	1925, 700
1926, 700	1926, 700	1926, 700	1926, 700
1927, 700	1927, 700	1927, 700	1927, 700
1928, 700	1928, 700	1928, 700	1928, 700
1929, 700	1929, 700	1929, 700	1929, 700
1930, 700	1930, 700	1930, 700	1930, 700

工場制度の格外なる跳躍的擴大可能性並びに此制度が世界市場に支配されるとは、必然に熱病的生産及び其れに伴ふ諸市場の過充を招致する。此等市場の收縮と共に生産停滯が生ずるのである。産業の一生は適度の活氣期と、好景氣期と、過剰生産期と、恐慌期と、沈滯期との一連に轉化する。機械經營が労働者の職と従つて又生活状態とに與ふる不安定は、産業循環の斯くの如き時期交代と共に尋常事となる。好景氣時を除き、資本金同志の間には、市場に於ける其各自の區域受分に就て極めて激烈なる争闘が行はれてゐる。此受分は生産物の廉價程度に正比例する者である。労働力に代用される改良機械及び新たな生産方法の採用に就て右の闘争より生ずる競争の外に、勞銀を強壓的に労働力の價值以下に低減して以て商品の價を安くし様とする瞬間が産業周期毎に生じて來る(二百三十五)。

(二百三十五)ライセスタ市の製靴工場主等に「締出」された職工等が、一八六六年七月英國職業協會(前)に提出せる一要求中に曰く、「二十年前、ライセスタ市の製靴業は、針縫の換りに紙縫を應用するに至つた爲め革命を受けた。當時は、良貨銀を收得することが出來たのである。誰れが一番出來の善い品を製出し得るかに就て、各商會間に大なる競争が示された。然るに其後間もなく、より不良種類の競争、即ち市場に於て互ひに安賣りし合ふ競争が生じた。其有害なる結果は、懸て賃銀引下の中に現はれた。そして労働價格の下落は極めて急激に行はれ、多くの商會は今や原貨銀の僅々半額を支拂ふに過ぎぬ有様となつた。而も、賃銀は益々下落するに拘らず、利潤は賃銀率に變動ある都度増大するやうに見える。『産業界の不景氣時でさへも、工場主等は之を勞銀を法外に引下げることにより、換言すれば労働者の必要なる生活資料を直接掠奪することに依つて特別利潤の獲得に利用する。一例(コヴェントリ市絹織業の恐慌に關する件)』

『工場主並びに労働者より予の受けた報道に依れば、賃銀の下落が國外生産者の競争なり其他の事情なりの爲め避け難き程度以上に達したことは、何等疑ひを容れざる所のやうに見える。……大多數の職工は其賃銀を三〇乃至四〇パーセント低減されて働いてゐる。リボン一巾の製造に對し、五年以前には職工は六志或は七志を得てゐたが、今では僅かに三志三片或は三志六片を得るに過ぎぬ。従前四志又は四志三片の相場であつた他の仕事は、今では二志又は二志三片の相場である。賃銀低減は、需要を増大するに必要なる程度以上に達せしめられてゐるやうに見える。事實上、殊々な種類のり



ボーンに於て、其機械賃銀の低減は毫も其れに相應せる製品販賣價格の低落を伴はなかつたのである。『児童雇用委員第五報告、一八六六年』（第一四頁、第一號）中、委員エフ・デ  
ーロッチの報告。

故に工場労働者数の増大は、其れに比してより、急激なる、工場放下總資本の増大を條件としてゐる。然し此行程は只産業循環の満干諸期の限界内に於てのみ行はれるものである。此行程は更に、生産技術上の進歩——或は結局労働者を報價すべきであり、或は事實上労働者を驅逐する所の——に依つて、常に中断される。機械經營に於ける斯くの如き質的變化は、絶えず労働者を工場より遠ざけ、或は新たに流れ來たる労働者に對して工場の門を閉める。一方、工場の單なる量的擴大は、驅逐された労働者の外に新來者をも吸収する。斯くて労働者は、絶えず反撥され、押し遣られ引き寄せられる。それと同時に、雇入れられた労働者の男女年齢及び熟練の上に、不斷の變化が行はれるのである。

工場労働者の運命は、英國木綿工業の運命を急過的に觀察することに依つて最良に描出される。

一七七〇年より一八一五年に至る間、英吉利の木綿工業は、五年間不振即ち沈滞の状態に在つた。此最初の四十五年期中に、英國工場主は機械及び世界市場を獨占してゐた。一八一五年より一八二一年に至る間、不振。一八二二年及び一八二三年、好景氣。一八二四年、組合法の廢止工場の一般的大擴張。一八二五年、恐慌。一八二六年、木綿工の大窮乏及び暴動。一八二七年、景況幾許か良化。一八二八年、力織機及び輸出の増加。一八二九年、輸出殊に對印度輸出の未曾有の増加。一八三〇年、市場過充、大窮乏。一八三一年より一八三三年に至る間、連續的不振、東印度（印度及び支那）との貿易は東印度會社の獨占を脱却す。一八三四年、工場及び機械の増加、職工の不足、新たに制定された貧民救助法は地方労働者の、工場地方への移動を促進す、地方諸州に於ける児童の一掃、白奴隷貿易。一八三五年、非常なる好景氣。一八三七年及び一八三八年、不振及び恐慌。一八三九年、活氣恢復。一八四〇年、大不振、暴動、軍隊干涉。一八四一年及び一八四二年、工場労働者の恐ろしき大疾苦。一八四二年、工場主は穀物條例の廢止を強行すべく職工を工場より掃出す、幾千の労働者はヨークシャー州に流れ込み、軍隊に撃退され、其領袖等はラ



ンカシア州の法廷に引出さる。一八四三年、大窮乏。一八四四年、活氣恢復。一八四五年、非常なる好景氣。一八四六年、最初は引續き好景氣、次で反動の兆現はる。穀物條例の廢止。一八四七年、恐慌、「大怠け」のお祝として一般に賃銀一〇パーセント以上の引下げ。一八四八年、連續的不振、マンチェスター市は軍隊の保護を受く。一八四九年、活氣恢復。一八五〇年、好景氣。一八五一年、物價下落、賃銀低落、罷工頻發。一八五二年、改善に向ひたれど、罷工は尙繼續し、工場主等は外國労働者を輸入すべしと威嚇す。一八五三年、輸出増大、八ヶ月に亙る罷工、及びプレストン市に於ける大窮乏。一八五四年、好景氣、市場過充。一八五五年、合衆國、加奈陀、及び東印度諸市場より、破産の報到る。一八五六年、非常なる好景氣。一八五七年、恐慌。一八五八年、恢復。一八五九年、非常なる好景氣、工場増加。一八六〇年、英國木綿工業は絶頂に達し、印度濠洲其他の市場は、一八六三年に至るも尙殆んど全品を吸收せざりし程に過充、佛蘭西通商條約、工場及び機械の絶大なる増加。一八六一年、しばし好況續く、反動、亞米利加南北戦争、木綿窮乏。一八六二年より同六三年に至る間、全くの崩壊。

木綿窮乏の歴史は極めて特徴あるもので、茲にしばらく其叙述を要するのである。一八六〇年より一八六一年に至る世界市場の狀況に關する簡單な叙述に依つて、我々は木綿窮乏が工場主等に取つて絶好期に到來し、或程度まで有利なものであつた——之はマンチェスター商業會議所の報告中に承認され、議會に於て聲明され、又事實に依つて確證された一事實である——ことを知る(二百三十六)。一八六一年、英吉利聯合王國に於ける二千八百八十七箇の木綿工場中には、多數の小工場があつた。此二千八百八十七箇の工場中二千一百九箇を包含する管區を擔任せる工場監督官アレキサンダー・レッドグレーの報告に依れば、右の二千一百九工場中三百九十二即ち一九パーセントは、夫々十蒸氣馬力以下を使用するに過ぎず、三百四十五即ち一六パーセントは、夫々十乃至二十馬力、然るに一千三百七十二は二十馬力以上を使用するものである(二百三十七)。小工場多數は機械所であつた。それは一八五八年以後の好景氣期間に、多くは投機師等——其或者は織糸、或者は機械、或者は建物を供給した——に依つて設置され、前の工長又は其他の無資力者の經營に屬するものであつた。



(二百三十六)『工場監督官報告、一八六二年十月三十一日』第三〇頁。  
(二百三十七)前掲報告、第一九頁。

之等の小工場主は大抵は破滅してしまつた。木綿窮乏に依つて防止された商業上の恐慌は、矢張り之と同じ運命を彼等に與へたかも知れないのである。彼等は工場主總數の三分の一を成してゐたが、其工場は木綿工業に於ける放下資本中の比較にならぬほど僅少な一部分を吸収するに過ぎなかつた。従業停止の範圍に就ては、信憑すべき諸計算に依ると、一八六二年十月に紡錘の六〇三パーセント及び織機の五八パーセントが休止した。之は木綿工業全般に關連するもので、固より地方に依つて著しき相違はあつた。全時間(即ち一週に六十時間)従業したものは極めて僅少であつて、他は途切れ途切れに従業してゐた。全時間常例の請負賃銀で使川された僅少の労働者に取つては、さへも、優良棉花に代ふるに不良棉花、換言すればシーアイランド棉花に代ふるに埃及棉花(織美紡績所に於て)、亞米利加及び埃及棉花に代ふるにスラット綿(東印度)、純綿に代ふるに綿屑とスラット綿との混合物を以つてしたる結果、週賃銀は必然に縮少したのである。スラ

ット綿纖維のより、短少なること、此綿の成り立ちのより、不潔なること、糸のより、脆弱なること、經糸その他の糊付け用として有らゆる種類のより、重き成分を穀糊に代用すること、凡そ之等の事情は機械の速力、換言すれば一織工の監視し得る織機の数、減少し、機械の錯誤に依つて労働を増大し、そして生産物量と共に請負賃銀を縮少した。スラット綿を使用して全時間従業する場合、労働者の損失は二〇パーセント、三〇パーセント、及それ以上に當つた。然るに工場主等の大多數は、尙此上に請負賃銀率を五パーセント、七五パーセント、及び一〇パーセント引下げた。斯くて我々は、一週に僅々三日、三日半、或は四日、別言すれば日に僅々六時間使用されるに過ぎぬ労働者の位置を想像することが出来る。

一八六三年、比較的改善が行はれ始めた後に於ても、紡績工及び織工の週賃銀は三志四片、三志十片、四志六片、五志一片等であつた(二百三十八)。斯くの如き窮乏状態の下に於ても、賃銀低減に關する工場主の發明心は休止する所がなかつた。賃銀低減は或程度までは、工場主の不良棉花、不適當なる機械等に基く製品の缺點に對する處罰として課せられた。尙又工場主が労働者の小屋の持主である場合には、



彼れは其家賃の分だけ名目賃銀の中から引き去つた。工場監督官レットグレーは自働機械運轉番人（一對の自働ミュール紡績機を監視する職工）に就き語つて曰く、「彼等は十四日間の全労働を終へた時に、八志十一片を收得した。そして工場主は此金額中から家賃を控除したが、其家賃の半額を贈與として彼等に返還した。かくて彼等は六志十一片と云ふ金額を持ち歸つた。一八六二年の終末期中、多くの場所に於て、自働機械運轉番人の週賃銀は五志から九志に及び、織工の週賃銀は二志から六志<sup>(9)</sup>に及んだ<sup>(10)</sup>二百三十九。當時に於てとさへも、職工が短時間労働するに過ぎぬ場合には、家賃を賃銀から控除することは往々行はれた<sup>(11)</sup>二百四十。ランカシャー州の若干都市に於て、一種の飢餓病が流行し始めたことは怪むを須ひないのである！

(二百三十八) 『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』第四一—四五頁。

(二百三十九) 『工場監督官報告、一八六三年十月三十一日』第四一及四二頁。

(二百四十) 『前掲報告、第五一頁。』

然し之等すべてよりも尙特徴的なるは、生産行程の革命が如何に労働者を犠牲

にして行はれたかと云ふことは是れである。蛙の解剖實驗の如き、全くの無價値體實驗<sup>(12)</sup>が行はれたのである。工場監督官レットグレーは言ふ。——『予は數箇の工場に於ける職工等の實収入を擧げたけれども、此事から彼等は毎週同じ金額を收得すると云ふ結論は生じて來ない。彼等は工場主の不斷の實驗に依り、大なる動搖を蒙る。……彼等の収入は棉花混合物の性質に従つて増減する。時として其れは、以前の収入を距ること一五パーセント以内にあり、それから一週或は二週中に、五〇乃至六〇パーセント減少した<sup>(13)</sup>二百四十一。』

(二百四十一) 『前掲報告、第五〇及五一頁。』

之等の實驗は單り労働者の生活資料を犠牲にしてのみ爲さるゝものではなかつた。労働者は其五感の總てを以て、其れを償はねばならなかつたのである。『スライト綿を整理するに使用される人々は、頗る不平を鳴らしてゐる。其梱を解装する際に、病氣を惹き起さん許りの堪え難き惡臭ある旨を、彼等は予に知らせた。

……混合室、粗梳室、刷梳室等に於て、遊離せる塵埃や屑末は、顔中の通氣孔を刺戟し、咳や呼吸困難を惹き起す。スライト綿に含まれる屑末に基く一種の皮膚病も亦、



猖獗を極めてゐることは、疑ふべくもない。……繊維は極めて短小なる爲、動物性及び植物性の糊が多量に使用される。……塵埃の爲、氣管支炎は一層猖獗を極めてゐる。同じ原因に依り、喉頭炎も流行してゐる。職工が緯糸を梭の目に通す際に、其れが度々切れるので、其爲に病氣や消化不良を惹き起す。他方に於て、穀糊の代用品は、織糸の重量を増大するを以て、工場主諸公に取つては一箇のフォルトナトゥス無盡財布であつた。彼等は「十五斤の原料を織つて、二十六斤に」した(二百四十二)。

(二百四十二) 前掲報告、第六二及六三頁。

一八六四年四月三十日の工場監督官報告中に曰く、「本業は今、此資源をば、信を措き難き程度にまで利用してゐる。予は信憑すべき方面より、五斤半の棉花と二斤四分の三の糊とより成る綿布と、それから今一つ、二斤の糊を含む五斤四分の一の綿布のことを聞いた。之等は通例の輸出シヤツ地であつた。他種類の綿布に在つては、五パーセントにも及んで糊の加へられることが往々ある。かくて工場主は、自己の購買した單なる織糸よりも安く、其織糸で造つた織物を販賣することに依つて、富裕になりつゝ、ありと誇り得る、又事實上誇つてゐる」(二百四十三)。然しな

がら、労働者は單に、工場内に於ける工場主の實驗、及び工場外に於ける都市當局の實驗の下に苦しまねばならぬのみではなかつた、單に賃銀低減と失業と、窮乏と、慈善と、上下兩院の讚辭とに苦しまねばならぬのみではなかつた。「木綿窮乏の結果、其初期に失業し、斯くて社會の無宿者となつた不運なる女子等は、商況恢復し、仕事の豊かなる今日に於ても、依然として斯くの如き不運なる階級の成員である。そして將來も恐らく、其通りであらう。又、プロロ<sup>(3)</sup>區内には、予が過ぐる二十五年間に知りたるよりも多數の年若き賣淫婦が居る」(二百四十四)。

(二百四十三) 『工場監督官報告、一八六四年四月三十日』第二七頁。

(二百四十四) 『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』(第六一及六二頁) 中、ポルトン市警部長ハリヌの書翰より。

斯くて我々は、一七七〇年より一八一五年に至る、英國木綿工業の最初の四十五年間に於て、僅々五ヶ年の恐慌及び不振期を見出すに過ぎぬ。然かも五ヶ年は、英國木綿工業に取つて世界獨占の時代であつたのである。一八一五年より一八六三年に至る四十八年間の同工業第二期に於ては、景氣恢復及び好景氣は二十ヶ年に過ぎず、不振沈滞は二十八ヶ年に及んでゐる。一八一五年より一八三〇年に至



る間に、歐洲大陸及び合衆國との競争が始まり、一八三三年以後には、『人類の破壊』に依り亞細亞諸市場の擴張が強行されてゐる。穀物條約廢止後、一八四六年より一八六三年に至る間適度の活氣及び好景氣の八ケ年に對して、不振沈滞は九ケ年に及んでゐる。好景氣期間に於いては、さへも、木綿工業に於ける成年男工の位置が如何なる有様であつたかは、左の傍註に依つて之を判斷することが出来る(二百四十五)。

(二百四十五)一八六三年春、木綿工等が移民協會設立の目的を以て提出したる一要求中に曰く、『工場労働者等を其現在の衰弱状態より引上げる爲に、今や彼等の國外大移住が絶対に必要なるは殆ど何人も之を否認せざる所であらう。されど如何なる時にも不慮の國外移民を要し、而して之れなくんば工場労働者等は平時其地位を保持し能はざるべきを示す爲に、我々は左の事實に注意を拂はれんことを希望するものである。——一八一四年には、輸出木綿品の表價(分量の指標に過ぎざるもの)は、一千七百六十六萬五千三百七十八磅、實價は二千七萬八千二百四十四磅であつた。一八五八年には、輸出木綿の表價は一億八千二百二十二萬一千六百八十磅であつたが、實價即ち市價は四十三萬一千三百二十二磅に過ぎなかつた。即ち一八一四年の場合に十倍する分量が二倍強の價格で販賣されたのである。大にしては國家、小にしては工場労働者に取つて斯く

有害なる結果を生ずるには、數箇の原因が共同作用した。之等の原因に就ては、若し事情が許したなら、我々は諸君に對して明瞭に之を解示したであらうが、今の場合を、次の一事を語れば足る。曰く、右のうち最分明なる原因は、労働の不斷過多でふこと是れであつて、此原因なかりしならば、結果に於て斯く有害なる職業は決して行はれざりしなるべく、また此原因あるが故に其職業の滅亡を防止する必要上、市場の不斷擴張を要するのである。我が木綿工場は、現制度の下に於ては、死その者と同じく不可避なる周期的景況不振に依つて之を休止することが出来る。されど人心は、絶えず活動してゐる。そして低く見積つても、過ぐる二十五年間に此國を去つた者は六百人に上るが、それでも人口の自然的増加と、生産を安價ならしめん爲に行ふ不斷の労働驅逐とに依り成年男工の少なからぬ割合は、最好景氣時にでき、如何なる條件を以てしても、工場に於て仕事を得ること不可能なることを見出すのである。『工場監督官報告、一八六三年四月三十日』第五一及五二頁。我々は後段の或章に於て、木綿業の大激變中工場主諸公が如何に有らゆる手段を以て、甚だしきは國家の力に依つて迄も工場労働者の國外移住を妨げやうと努めたかを見るであらう。』

### (八) 大工業に依るマニファクチュア、手工業及び

#### 家内労働の革命

手工業及び分業に基く協業の發展



我々は、機械が如何に、手工業に基く協業、及び手工業的分業に基くマニユファクチュリーアを撤廢するかを見た。此初の種類の一例は草刈機である。草刈機は草刈人の間の協業に取つて代る。右の後の種類の適例は縫針製造機である。アダム・スミスに依れば、彼れの當時、十名の労働者は分業に依つて日に四萬八千本以上の縫針を製造した。然るにたゞ一臺の縫針製造機は、十一時間の一労働日に於て十四萬五千本を供給する。一人の婦人若しくは少女は、斯くの如き機械を平均四臺監視する、随つて機械を以て一日に約六十萬本、一週に三百萬本以上の縫針を生産する(二百四十六)。

(二百四十六)『兒童雇用委員、第四報告、一八六四年』第一〇八頁、第四四七號。

單一の作業機が協業又はマニユファクチュリーアに代つて現はれる場合は、其の作業機自體がまた手工業的經營の基礎となり得る。然し此機械に基く手工業經營の再生産は、單に工場經營への推移を成すものに過ぎぬ。工場經營は通常機械的動力たる蒸氣なり水なりが、機械の運轉上、人間動力に取つて代る毎に出現し來たるものである。特發的、また單に一時的には、小規模經營は、パームンガム市の若干

製造業に行はるゝ如く蒸氣力を借ることに依り、或は機械業などの若干部門に行はるゝ如く小型の熱氣機關を使用することに依つて、人間動力と結合し得るものである(二百四十七)。

(二百四十七)合衆國に於ては、機械の基礎の上に立つ斯種の手工業再生産は屢々行はれる所である。さればこそ、合衆國に於ては、工場經營への推移が避け難き場合には、産業集中は歐羅巴、甚だしきは英吉利に比し七哩靴を以て通行するであらう。

コヴェントリ市の絹織業に於ては、「小屋工場」の實驗が原生的に發達した。四角に排列した小屋列の中心に、一棟の機關場と稱するものが建てられた。茲には蒸氣機關を藏置し、蒸氣機關は軸棒を以つて小屋内の機械と聯結される。總ての場合に於て、蒸氣は、例へば織機一臺に付き二志半で賃借された。此蒸氣賃料は、織機を運轉するしないに拘はらず、毎週支拂ふべきものであつた。各小屋には、二乃至六臺の織機があつた。其れは或は労働者の所有に係り、或は信用買され、或は賃借されたものである。斯る小屋工場と眞の工場との間の抗争は、十二ヶ年以上も續き、三百箇の小屋工場の全滅を以て終つた(二百四十八)。



(二百四十八)「工場監督官報告、一八六五年十月三十一日」第六四頁参照。

生産行程の性質上、必ずしも最初より大規模生産を要せざる所に在つては、例へば封筒製造、鋼鐵ペン製造等の如き、最近數十年間に新出現したる諸産業は、通常工場經營への短命なる過渡段階として、初めに手工經營、次にマニユファクチュア經營を通過した。此轉形は、製品のマニユファクチュア的生產が發展諸行程の何等の段階順列を含まず、多數の異種行程を含む所に在つては、最困難たるを免れない。此事情は例へば、鋼鐵ペン製造業の一大障礙たるものであつた。けれども既に約十五年前、一度に六箇の異種行程をなす一の自動機械が發明された。手工業は一八二〇年、十二打の最上鋼鐵ペンを七磅四志で供給し、マニユファクチュアは一八三〇年、其れを八志で供給した。そして工場は今日其れを二片乃至六片で卸商に供給してゐる(二百四十九)。

(二百四十九)ギロット氏は、パーミンガム市に最初の大規模鋼鐵ペン製造所を設置した。

此製造所は一八五一年に於て既に、一億八千萬本以上のペンを供給し、年々百二十噸の鋼鐵飯を消費した。パーミンガム市は英吉利聯合王國に於ける此工業を獨占し、今では年々數十億本の鋼鐵ペンを生産してゐる。一八六一年の國勢調査に依れば、其使用

人数は一千四百二十八人であつた。中一千二百六十四人は女工で、其年齢は五歳以上であつた。

b マニユファクチュア及び家内勞働に及ぼす

工場制度の反作用

工場制度の發達及び其れに伴ふ農業革命と共に、單に他の總ての産業に於ける生産規模が擴大するのみでなく、また其産業の性質が變化する。生産行程を其組成諸階段に分解し、斯くして與へられたる諸問題をば、機械學、化學等、約言すれば自然科學の應用に依つて解決すると云ふ機械經營の原則は、到るところ決定的となる。斯様にして機械は、時には甲の部分行程時には乙の部分行程の爲に、マニユファクチュア内に侵入する。かくて、舊來の分業に基く、マニユファクチュアの固き結晶は分解して、絶え間なき變化の路を開く。之は別として、總勞働者換言すれば結合勞働者總員の組成は根本的に革命される。マニユファクチュア期に對立して、分業の設計は今や、出來得る場合には何處に在つても、婦人勞働有らゆる年の兒童及び不熟練工の勞働、約して言へば英吉利人が特徴的に名づけて謂ふ所の「安價勞働」の應用に立脚してゐる。此事は單に有らゆる大規模結合生産――



それが機械を使用するとせざるとに論なく——に對して當嵌るのみでなく、又た謂ゆる家内産業<sup>(16)</sup>——それが労働者の住屋に於て營まれると小作業場に於て營まれるとを問はず——に對しても當嵌るのである。此謂ゆる近世家内産業は、孤立せる都市的手工業、獨立せる自作農業、また就中労働者家族の住屋を前提する舊式家内産業に對しては、名稱以外何等の共通點を有して居らぬ。此の舊式家内産業は、今や工場、マニユファクチュア場或は貨物倉庫の外業部に轉化してゐる。資本は、其れが大纏めに空間的に集中して直接指揮する工場労働者、マニユファクチュア労働者及び手工業者以外に尙、目に見えぬ絲を以て、大都市内及び地方平地到る處に散在せる家内労働者等の他の一軍を動員する。一例——愛蘭ロンドンデリ市に於けるテイリリ商會の襯衣製造所。此工場は一千人の工場労働者と、其他に散在せる九千人の家内労働者とを使用してゐる(二百五十)。

(二百五十)「見取雇用委員、第二報告、一八六四年」別丁第六八頁、第四一五號。

安價未成熟なる労働力の搾取は、近世マニユファクチュアに於ては、眞の工場に於けるよりも一層破廉恥的となる。なぜならば、眞の工場に存する生産技術上

の基礎なる、機械を以て筋力に代用すること及び労働の輕易なることは、近世マニユファクチュアに於ては大抵消滅し、同時に婦人又は未成熟者の身體は、此上なく無法な遣り方で、有毒物質その他の影響に委せられるからである。右の搾取は、又謂ゆる家内労働に於てはマニユファクチュアに於けるよりも一層破廉恥的となる。なぜならば、労働者等の反抗能力は彼等が分散するに連れて減少し、盜賊的寄生者等の全列は眞の雇主と労働者との中間に介在し來たり、家内労働は到る處、同一生産部門に於ける機械經營又は少くともマニユファクチュア經營と抗爭し、貧困は労働者から最必要労働條件たる場席、日光、換氣等を奪ひ、就業は益々不規則的となり、そして最後に、大工業及び農業に依つて「過剩」となつた人口の斯くの如き最後の避難所に於て、労働者間の競争は必然に其最高限に達するからである。最初より同時に、労働力の此上なき無鐵砲なる浪費と労働機能の常則的前提條件に對する盜掠とを意味してゐる、機械經營に依つて始めて組織的に完成された、生産機關の節約は、今や、一の産業内に於て労働の社會的生産力及び結合労働行程の生産技術上の基礎の發達すること少なきに、從ひ、益々茲に述ぶる如き其矛



盾的にして殺人的なる一面を示すに至る。

。近世マニファクチュリア

手は之より、上説の諸原則を闡明すべき、若干の實例を挙げよう。讀者は既に労働日に關する篇に依つて實際多數の例證を知つてゐる。バーミンガム市及び其周囲の金屬製造業は大抵極めて激しい労働に對し一萬の婦人の外三萬の兒童及び少年少女を使用してゐる。之等の労働者は右の製造業に於ては、健康に有害なる眞鍮鑄造所、ボタン製造所、珧瑯所、鍍金所、假漆所等に於て見るを得る(二百五十一)。成年者及び未成年者に對する労働過度に依り、倫敦の種々なる新聞紙及び書籍印刷所は、「殺人所」(殺)と云ふ著名な名稱を受けた(二百五十二)。同様の労働過度は製本業にも行はれてゐるが、茲では其犠牲となるものは殊に婦人、少女及兒童である。未成年者に對する激勞は製網業に、夜間労働は鹽坑、蠟燭製造業及び其他の化學工業に行はれ、機械に依て經營せられざる絹織所に於ては、少年少女は織機廻轉労働に於て殺戮的に消耗されてゐる(二百五十三)。

(二百五十二) 甚だしきはシェフィールド市の鐘研ギ業にも、兒童が使用されてゐる。

(二百五十一) 『兒童雇用委員、第四報告、一八六六年』 第三頁、第二四號、第六頁、第五及五六號、第七頁、第五九及六〇號。

(二百五十二) 前掲報告、第一二四及一一五頁、第六七號。『兒童雇用委員』は當然に述べて曰く、他の場合に於ては機械が人間に代用されるが、茲では文字通り少年少女が機械に代用されると。

特に少女及び婦人を使用する、最も恥づべき、最も不潔にして最も薄給なる労働の一は、襪褌の擇り分けである。それ自身の數限り無き襪褌は別として大英國が全世界に於ける襪褌貿易の中心を成してゐる。ことは、人の知る所である。日本から、最遠隔の南米諸邦からカネリ、諸島から、襪褌は大英國へ流れ込んで來る。が、其の主要供給地は、獨逸、佛蘭西、伊太利、埃及、土耳其、白耳義及び和蘭である。此襪褌は肥料、寢具用屑綿の製造、シヨツディ(人造羊毛)等に使用され、また紙の原料として役立つ。襪褌擇り女工は、自己が其最初の犠牲たる痘瘡その他の疫病の傳播媒介者たる役を勤める(二百五十三)。

(二百五十三) 襪褌貿易及び多數の例證に就ては、『公衆健康、第八報告、倫敦、一八六六年』 附錄第一九六一二〇八百を見よ。



過度勞働苛激にして不適當なる勞働及び其れに伴ふ幼少時から消費される勞働者の虐待等に對する典型的實例たり得るものは、炭坑及び一般鑛山業以外、瓦及び煉瓦製造業——英吉利に於ては、新たに發明された機械がまだ（一八六六年）僅に此處彼處に使用されてゐるに過ぎぬ所の——是れである。五月から九月に至る間、勞働は朝の五時から夜の八時迄、又屋外で乾燥を行ふ所に在ては、屢々朝の四時から夜の九時まで續く。午前五時から午後七時迄の勞働日は、「短減された」又「適度の」勞働日と見做されてゐる。男女の兒童等は、六歳甚だしきは四歳から使用される。彼等は成年者と同時間、又は往々より長時間勞働する。勞働は苛激である。そして夏の暑氣は更らに疲勞を高める。例へばモスレー市の或る瓦製造所に於ては、二十四歳の一婦人は二少女——粘土を運んだり、瓦を積んだりする——を助手として、日に二千箇の瓦を製造した。之等の少女は深さ三十呎の粘土坑の滑かな坂腹に沿ふて二百十呎の間、日に十噸の粘土を運び上げるのである。「兒童に取つて、大なる道德的墮落なしに瓦場の煉獄を通過するは不可能である。……彼等が其最幼少時から聞き慣れてゐる野卑な言葉及び彼等がみづから氣付

かず、半野生的に、圍繞されて成長する卑陋、不法にして無恥なる風習は、後年彼等を無規律、放埒、無頼の徒にしてしまふ。道德的墮落の恐るべき一源泉は、生活の様式である。熟練工たるを常とし又組長なる各型工は、其七人の部下職工に自己の小屋に於て賄と宿泊とを供給する。彼れの家族員たると否とを問はず、成年男工、少年及び少女等は總て其小屋内に寝る。此小屋は一般に二室、稀には三室を有し、室は皆な地床に在つて、換氣は頗る惡い。之等の人々は一日の勞働後疲勞し切つてゐて、健康や清潔の規則も、また禮節の規則も一向に之を遵守しない程である。之等の小屋の多くは、無秩序と、ゴミと、塵との標本である。……此種の勞働に少女等を使用する制度の最惡弊は、斯くの如き制度が一般に、彼等を幼少時から終生極無頼者の仲間固く結び付くることに存してゐる。彼等は自然に依つて自己が婦人たることを教へられる以前に、粗暴な口汚ない少年と化してしまふ。僅少な穢ない襤褸を纏ひ、脚は股近くまで露出し、髪も顔も塵埃に塗みれると云ふ有様で、彼等は一切の禮節及び羞恥の感情を蔑視するやうになる。食事中、彼等は野原に長々と横はつたり、或は附近の運河で水浴しつゝある少年等を見遣つたりして



ゐる。彼等はやうく、其一日の勞苦を終へると、良衣に著換へ男達について居酒屋へ行く。斯る階級全體の間に幼少時から過度の不節制が蔓延してゐるは、當然のことである。「最悪なるは、煉瓦工等が絶望に陥つてゐると是れである。其の比較的好良なる一人サウソは、イルンフィールドの一牧師に向つて曰く、煉瓦工を改化しやうとなされるのは、丁度悪魔を改化しやうとなされるのと同じです」と(二百五十四)。

(二百五十四)『兒童雇用委員、第五報告、一八六六年』別丁第一六頁、第九六一九七號、及第一三〇頁、第三九六一號。又同上第三報告、一八六四年、第四八、及五六頁をも参照。

近世マニユファクチュリア(此場合、眞の工場以外一切の大規模作業場を指す)に於ける勞働諸條件の資本制的節約に就ては、我々は「公衆健康」第四(一八六一一年)及び第六(一八六四年)報告中に、公式にして最豊富なる材料を見出す。作業場、殊に倫敦活版工及び裁縫工の作業場に關する其叙述は、我が小説家等の最も不快なる想像を以てしても尙且つ及ばざる所である。勞働者の健康状態に及ぼす影響は自明である。樞密院醫吏長にして「公衆健康」報告の公式發行者たるドクトル・サイモンは、就中斯う言つてゐる。——「予は予の第四報告(一八六三年)に

於て、勞働者等の第一衛生權、即ち雇主が如何なる仕事の爲に彼等を集合するにしても、勞働は雇主に隷屬する者なる限り一切の可避的不衛生事情より解放されねばならぬと云ふ權利を主張するは、彼等に取つて如何に實行上不可能な事であるかを示した。彼等は實際、自ら此衛生上の正義を行ふと不可能なると同時に、衛生警察の有給行政官からも何等の有効なる支持を受くる能はざるとを予は指摘した。幾十萬男女工の生命は、今や、彼等の單なる職業が齎らす限りなき肉體上の苦痛に依つて、徒らに苛責され縮小されてゐる(二百五十五)。勞働者の健康状態に及ぼす作業場の影響の例解として、ドクトル・サイモンは左の死亡表を擧げてゐる。

各産業に使用さるゝ有らゆる年齢の勞働者數	健康に就て比較せる産業	各産業に於ける年齢期、十萬人宛死亡率
九五八、二六五	英蘭及威斯に於ける農業	自二十五歲至三十五歲 七四三
二二、三〇一 男	倫敦裁縫工	自三十五歲至四十五歲 八〇五
二二、三七九 女	倫敦活版工	自四十五歲至五十五歲 一一四五
一三、八〇三		自二十五歲至三十五歲 九五八
		自三十五歲至四十五歲 一二六二
		自四十五歲至五十五歲 一七四七
		自二十五歲至三十五歲 八九
		自三十五歲至四十五歲 一七四七
		自四十五歲至五十五歲 二二六七

(二百五十六)



(二百五十五)『公衆健康』第六報告、倫敦、一八六四年、第三一頁。

(二百五十六)前掲報告第三〇頁。ドクトル・サイモンは述べて曰く、二十五歳より三十五歳に至る倫敦裁縫工及び活版工の死亡率は、實際は之よりも遙かに高い。何故ならば倫敦に於ける彼等の使用者等は田舎から、三十歳以内の多数青年をば、其手工の練達を望む『徒弟』及び『見習』として採用するからである。之等の青年は倫敦人として統計中に算入されてゐる。彼等は倫敦の死亡率を算出すべき頭数を増大するが、其れと同比例で倫敦の死亡件数を増大することは無い。蓋し彼等の大部分は——特に難病の場合には——田舎に歸つてしまふからである(前掲報告)。

d 近世家内労働

予は之より、謂ゆる家内労働に目を轉ずる。大工業の背後に打立てられた資本の此搾取部面及び其恐ろしさを知るには、我々は例へば、英吉利の若干遠隔村落に營まれる一見全く牧歌的な製釘業を觀察する必要がある(二百五十七)。が、茲では、尙未だ毫も機械的に經營されず、又は機械的及びマニニファクチュリア的經營と競争せざるレース製造業及び麥莖編業よりの若干例證で充分である。

(二百五十七) 茲に問題となるは、機械を以て製造する斷切釘とは異なる種打釘である。

『児童雇用委員第三報告』別丁第一一、及一九九頁、第一二五—一三〇號、第五三頁、第一一號、第一一四頁、第四八七號、第一三三頁、第六七四號を見よ。

英吉利のレース生産に使用される十五萬の労働者中、約一萬人は一八六一年の工場法の取締に委せられてゐる。殘餘の十四萬人中の大多數は、婦人、並びに男女の——但し男子は極めて僅少——未成年者及兒童である。此「安價」なる搾取材料の健康状態は、ノッチンガム市「一般施療院」の醫師ドクトル・トゥルーマンの作製に係る左表に依て明かである。各六百八十六人のレース製造女工患者——多くは十七歳乃至二十四歳——中、肺病患者は、次の如き割合であつた。

一八五二年	四十五名に對する一名	一八五七年	十三名に對する一名
一八五三年	二十八名に對する一名	一八五八年	十五名に對する一名
一八五四年	十七名に對する一名	一八五九年	九名に對する一名
一八五五年	十八名に對する一名	一八六〇年	八名に對する一名
一八五六年	十五名に對する一名	一八六一年	八名に對する一名

(二百五十八)

(二百五十八)『児童雇用委員第二報告』別丁第二二頁、第一六六號。

斯くの如き肺病率の増進は、最も樂天的なる進歩論者及び最も嘔吐きなる獨逸



の自由貿易賣子に取つて、充分のものであるに違ひない。

一八六一年の工場法は、機械に依つて營まれる眞のレース製造——英吉利に於ては常例なる——を取締つてゐる。我々が茲で簡単に、而かも労働者等が製造所や倉庫に集中してゐる場合でなく、謂ゆる家内労働者である場合に限つて考察する諸部門は、(一)仕上ゲ(機械で製造されたレースに最後の手入れをする仕事)之は又多數の小部門を含んでゐる)及び(二)レース製造の二種に區分される。

レース仕上ゲは、謂ゆる「主婦の家」<sup>(8)</sup>に於て、又は婦人等に依りて單獨に或は其子女等と共に其私宅に於て、營まれる。「主婦の家」を經營してゐる婦人等自身が貧乏である。作業室は彼等の私宅内にある。彼等は工場主、倉庫主等から注文を受け、其部屋の範圍及び斯業に於ける需要の動搖如何に従つて、種々なる人數の婦人や少女や、兒童などを使用する。使用女工の數は、斯くの如き作業室の或ものにとつては二十人から四十人、他のものにとつては十人から二十人迄の間である。兒童が労働を初める平均最低年齢は六歳であるが、多くは五歳前から労働を始め、通例の労働時間は、朝の八時から夕の八時まで、食事時間は一時間半、そして

食事は不規則な時間に、又しばしば悪臭ある作業室其者の中で爲される。好景氣の時には、労働はしばしば朝の八時(往々六時)から夜の十時、十一時、或は十二時迄も續く。英吉利の兵舎に於ては、各一名の兵士に對する規定の場席は五百乃至六百立方呎、衛戍病院に於ては一千二百立方呎である。然るに右の作業室に於ては、各一人に對して六十七乃至百立方呎しか與へられて居らぬ、同時に瓦斯燈は、空中の酸素を消耗する。レースを清潔にして置く爲に、床は鋪石又は煉瓦敷なるに拘らず、兒童はしばしば冬季と雖靴を脱がねばならぬ。「恐らく十二呎平方をも超えない様な一小室内に詰め込まれ、二十四時間中の十五時間、無味單調なる爲、それ自體に於て精力竭盡的である上に、有らゆる可能の不健康状態の下に營まれる仕事に使用されてゐる十四乃至二十人の兒童を見出すは、ノッヂンガム市に於ては毫も異常な事でない。最年少兒童等でも緊張した注意と驚くべき速力とを以て其指を休ませたり或は其指の運動を弛めたりすること殆んど無しに働いてゐる。彼等に向つて何か問ひかけても、彼等は一瞬時をも失ふとを恐れ決して其仕事から目を上げない。」労働時間が延長されるに應じて、「主婦」はますます



す激勵具として「長い棒」を使用する。「彼等は次第に疲勞し、單調にして眼を疲らせ、又姿勢の劃一的なるに依り精力竭盡的な一職務に對する長時間從業の終り際になると、宛がら鳥の如く落著さがなくなつて來る。彼等の仕事は奴隸勞役に似てゐる」(二百五十九)。

(二百五十九)『兒童雇用委員第二報告、一八六四年』別丁第一九、二〇、及二一頁。

婦人が自分の子供と一緒に、自宅即ち近代的意味に言へば一の借部屋、往々また一の屋根部屋に於て、勞働する所に在つては、事態は恐らく一層不良であらう。斯種の勞働は、ノッチングムを中心にして半徑八十哩周圍に於てなされる。倉庫に使用される兒童が夜の九時或は十時に倉庫を退く時、彼等は屢々尙一束のレイスを授けられる。彼れは其れを自家へ持ち歸つて仕上げるのである。資本家的パライの徒は、其の傭僕一人に依つて、勿論至極物優さしい言葉を以て斯る事をするのである。曰く「之はお前のお母さんのだよ」と。而も彼れ資本家は、此傭れな子供が寢ずに坐つて手傳はねばならぬことを能く承知してゐるのだ(二百六十)。

(二百六十)前掲報告、別丁第二一及二六頁。

レイス製造業は、英吉利に於ける二箇の農業地方に於て營まれる。其一は、ホニトシ市附近のレイス地方で、デヴォンシャー州の南海岸二十乃至三十哩に亘り、北デヴォン州の若干場所を含み、他は、パッキンガム、ベッドフォード、ノーサンプトン諸州の少なからぬ一部分、及びエックスフォードシャー及びハンチングドンシャー兩州の隣接部分を含む。農業日傭勞働者の小屋は、一般に其作業室を成してゐる。多くの製造業主は、斯くの如き家内勞働者三千人以上を使用する。之等の勞働者は主として兒童及び未成年者であつて、未成年者は女子に限られてゐる。レイス仕上の場合に述べた状態は、茲にも繰返される。只異なる所は「主婦の家」の代りに「レイス學校」の存することである。之は貧乏な婦人等が其小屋の中に經營するものであつて、兒童等は、五歳又は往々五歳以下の幼時から始めて十二歳又は十五歳まで、此學校で働き、勞働時間は最近の一年間は四乃至八時間、後には午前六時から午後八時及び十時迄である。「作業室は一般に小屋の通常住室であつて、煙突は風の侵入を防ぐ爲に密閉され、室内の人々は自己の體温だけで保暖してゐる。之は冬季しばしば行はるゝ所である。他の場合に在つては、之等の謂ゆる



學校は暖爐なき小貯藏場に似てゐる。斯くの如き小洞穴内の混雑とそれに伴ふ空氣の汚毒とは、しばしば極度に達してゐる。加ふるに溝や、便所や、腐敗物や、小さな小屋の路地に通有なる其他の汚物などから來る有害な影響がある。『場席に就ては「一リース學校では、十八人の少女と一人の主婦とが、各三十五立方呎づつを占め、また惡臭堪え難き他の一學校では、十八人が各二十四立方呎半づつを占めてゐる。此産業に於ては、二歳及二歳半の兒童の使用され居るを見る』(二百六十二)。

(二百六十一、前掲報告別丁第二九及三〇頁。

パツキンガム及びベツドフォード兩田舎州に於てリース製造業の終る所から、麥葉編業が始まつてゐる。此の麥葉編業は、ハートフォードシャー州の少なからぬ部分及びエセックス州の西部及び北部地方に擴がつてゐる。一八六一年、麥葉編業及び麥葉帽子製造業には四萬四十三人の労働者が使用されてゐた。中、三千八百十五人は有らゆる年齢の男工、殘餘は總て女工で、女王中一萬四千九百十三人は二十歳以下、其うち約七千人は兒童であつた。リース學校に代つて、茲には「麥葉編學校」が存してゐる。此學校で、兒童等は通例四歳、また往々三歳乃至四歳

の幼少時から、麥葉編の教授を受け始める。彼等は勿論、何等の教育を與へられぬ。彼等は此の吸血學校——彼等が其飢饉に瀕した母親から命ぜられた製品量(多くは日に三十ヤール)を造る爲にたゞ労働に就いてゐるに過ぎぬ所の——と區別して、小學校のことを自から「自然の學校」と名づけてゐる。彼等の母親は閉校後も、夜の十時、十一時、或は十二時まで、彼等を自家で労働させることが屢々ある。彼等は麥葉で、指や口——絶えず唾で其れを濡らせる故に——を切る。ドクトル、バラードの概括に係る、倫敦諸醫吏の總意見に依れば、三百立方呎は寢室又は作業室に於ける各一人の最小場席を成すものである。然るに麥葉編學校に於ては、場席はリース學校に於けるよりも尙貧弱である。即ち一人宛十二立方呎半、七立方呎、十八立方呎半、及び二十二立方呎以下である。兒童雇用委員ホアイトは言ふ。之等の數字中、より小なるものは、一人の子供が三呎立方の箱の中に押込まれた場合に占むべき場席の半分よりも尙小さい場席に相當するものであると。斯くの如きものが十二歳又は十四歳に至る迄、兒童の享受する生活なのである。窮乏頹廢せる兩親等は、たゞ兒童等から出來得る限り多くを竊得しやうと云ふと



と以外に何も考へないのだ。成長後、児童等が両親のことなど爪の垢ほども懸念しないで之れを棄て去るは、蓋し已むを得ざる所である。「斯様にして育つた人々の間に、無知と悪徳との夥しきは當然の事だ。……彼等の徳性は千潮の極に落込んでゐる。……多数の婦人は、而も犯罪統計を極めて扱ひ慣れてゐる人々でさへ一驚を喫する程の夙年に於て私生兒を有してゐる」(二百六十二)。そして斯くの如き標本的家族の祖國は歐羅巴の基督教的標本國が即ちそれだと基督教に確かに堪能なるジ・アール・モンタラム・ペール伯は言ふ。

(二百六十二) 前掲報告、別丁第四〇及四一頁。

上記諸産業に於ける勞銀は一般に貧弱極まる(麥藁編業に於ける児童の例外的最高賃銀は三志)ものであるが、更に就中レーズ諸地方に蔓つてゐる現物賃銀制(2)に依つて其名目額よりもズット以下に引縮められるのである(二百六十三)。

(二百六十三) 『児童雇用委員、第一報告、一八六三年』第一八五頁。

近世マニユファクチャー及び家内勞働の大工業への推移。  
之等の經營法に對する工場法の適用に基く此革命の促進

婦人勞働力及び未成熟勞働力の單なる濫用、總ての常則的勞働及生活條件の單

なる掠奪、過度勞働及び夜間勞働の單なる殘虐等に基く勞働力の低廉化は、遂にもはや到底打越え難き一定の自然的諸制限に逢著する。そして此低廉化と共に以上の諸基礎に立つ諸商品の低廉化及資本制搾取一般も亦同じ制限に逢著する。で、遂に此點に達する——それには長年月を要する——や否や、機械の採用及び其時以後急速に行はれる分散家内勞働(或は又マニユファクチャー)の工場經營化に對する時が鳴るのである。

身支度品の生産は、斯くの如き運動の最も巨大なる實例を供給する者である。

『児童雇用委員』の分類する所に依れば、此産業は麥藁帽製造業者、婦人帽製造業者、制帽製造業者、裁縫業者、ボンネット製造業者、婦人服製造業者(二百六十四)、襯衣製造業者、仕立女コルセット製造業者、手袋製造業者、靴製造業者、並に其他ネクタイ、ガラス等の製造の如き幾多の小部門を含む。一八六一年、英蘭及び威斯に於て之等の産業に使用される女子總數は五十八萬六千二百九十八人、中少なくとも十一萬五千二百四十二人は二十歳以下、一萬六千六百五十人は十五歳以下の者であつた。英吉利聯合王國に於ける(一八六一年)之等の女王は、七十五萬三百三十四人であ



つた。同時に英蘭及び威斯に於ける帽子製造業、靴製造業、手袋製造業及び裁縫業使用男工数は四十三萬七千九百六十九人、中一萬四千九百六十四人は十五歳以下八萬九千二百八十五人は十五歳乃至二十歳、三十三萬三千一百七十七人は二十歳以上の者であつた。以上の數字中には、之等の産業に該當する諸々の小部門は含まれて居らぬ。が、現はれた儘に數字を取ると、一八六一年の國勢調査に従へば英蘭及び威斯のみに對して一百二萬四千二百七十七人、即ち農業及び牧畜に吸収される丈の人數が生ずる。茲に於て我々は機械が何の爲に、斯く巨大の生産物量を囓らなひ出し、又斯く巨大の労働者數を『遊離』するを助くるかを解し始るのである。

(二百六十四) ボンネット製造業者(Milliner)は、本來たゞボンネットのみを製造するものであるが、又婦人用外套類をも製造する。然るに婦人服製造業者(Dress maker)は獨逸の Putzma-phenin と一致するものである。

身支度品の生産は、マニユファクチュリア場(其内部に於ては、出來合の分肢體を有する分業を再生産するに過ぎぬ所の)、及び小手工親方(以前の如く個々の消費者の爲でなく、マニユファクチュリア場及び倉庫の爲に労働し、隨つて一都市

全體一地带全體が製靴業の如き生産部門を専業として營むと屢々ある程なる)。それから最後に、最大規模に於て、マニユファクチュリア場、倉庫、甚だしきはまた小親方の外業部たるべき謂ゆる家内労働者等に依つて營まれる(二百六十五)。

(二百六十五) 英吉利のボンネット製造業及び婦人服製造業は、多くは雇主の建物内に於て、一部分は其處に居住する雇付女工に依り、一部分は又外住の日傭女工に依つて營まれる。

労働材料たる多量の原料、半製品等は、大工業に依て供給され、多數の安價人間材料(爲すが儘に委せられてゐる)は、大工業及び農業に『遊離』せしめられた労働者から成る。此部類に屬する製造業は、主として、需要の有らゆる運動に即時應じ得る一軍を持合せて置かうとする、資本家の要求に起因せるものである(二百六十六)。

(二百六十六) 兒童雇用委員ホアイトは、殆んど女子のみなる、一千乃至一千二百人の労働者を使用せる一の軍服製造所、及び其殆んど半數は兒童並に少年少女なる、一千三百人の労働者を使用する一の靴製造業者などを視察した。

けれども之等の製造所は、分散せる手工經營及び家内經營をば、廣大なる地盤として自己と並んで存續するを許した。斯くの如き労働諸部門に於て其生産品の



價が累進的に安くなると同時に餘剩價値の生産大なるは、主として、カツ／＼の基しに必要なる勞銀の最低限及び其れと結合せる殺人勞働時間の最高限に基くものであつたし、又現に基いてゐる。過去に於て販路、英吉利に對しては特に又植民市場——加之、英吉利的慣習及び趣味が流行してゐる所の——を絶えず擴大せしめ、現に日々それを擴大せしめつゝあるものは、正に商品化したる人間の汗と血との安價なることであつた。斯くして終に、一の接合點が生じた。舊方法の基礎たる組織的に發達せる分業を多かれ少なかれ伴ふ勞働者材料の單に亂暴なる搾取は、もはや擴大しつゝある市場及び其れよりも尙一層急激に増大しつゝある資本家間の競争を満足させるものではなかつた。茲に於いて機械の採用に對する時が鳴つた。婦人服製造業、裁縫業、製靴業、ミシン業、製帽業等の如き、此の生産部門に屬する無數の部門を悉く一律に襲ふ決定的革命機械は、ミシン機即ち是れである。

勞働者に及ぼす此機械の直接の影響は、大工業に於て新たななる職業部門を征服する有らゆる機械の其れと略々同じである。極幼少の兒童等は遠ざけられる。

機械勞働者の賃銀は大抵「貧者中の極貧者」に屬する家内勞働者の賃銀に比べて増大する。機械に競争される高級手工業者の賃銀は低落する。新たななる機械勞働者は専ら少女及び壯年婦人に限られてゐる。彼等は機械力の助けを以て手重な仕事に於ける成年男工勞働の獨占權を破壊し、手輕な仕事から老婦及び幼少兒童を驅逐する。壓倒的競争は最弱なる手工業者を撲殺する。最近十年間倫敦に於ける餓死の戦慄すべき増大は、機械ミシン業の擴大と並行してゐる(二百六十七)。

(二百六十七)一例。一八六四年二月二十六日附戶籍署長の週死亡報告中には、五件の餓死が含まれてゐる。同日の「タイムズ」紙は、更に一件の餓死を報道した。一週に五名の餓死犠牲者！

新たなる女工等はミシン機の重量大小、特性如何に隨ひ、或は手と足、或は手のみで、或は坐し、或は立つて、其れを運轉し、そして多大の勞働力を支出する。彼等の仕事は其勞働行程長きに依つて——尤も此行程は多くの場合舊組織に於けるよりも短いのだが——健康上有害のものとなる。靴製造、コルセット製造、帽子製造等に於ける如く、さらでだに狹隘な込合ひすぎた作業場をミシン機が襲ふ場合には、其れは何處に於ても、健康上有害なる影響を増大する。「兒童雇用委員」ロイドは



言ふ。——三十乃至四十人の機械工が働いてゐる天井の低い作業室に入るに當つて受くる影響は堪え難き所である。或程度迄は火斗を熱するに用ゐる瓦斯ストーヴに基く室内の熱氣は恐ろしいものである。適度なる換言すれば朝の八時から夕の六時迄の労働時間が斯様な場所に専ら行はれてゐる場合にも、毎日型の如く三乃至四人の者が失神に陥る(二百六十八)。

(二百六十八)『児童雇用委員第二報告』一八六四年、別丁第六七頁、第四〇六—九號、第八四頁、第一二四號、別丁第七三頁、第四四一號、第六六頁、第六號、第八四頁、第一二六號、第七八頁、第八五號、第七六頁、第六九號、別丁第七二頁、第四八三號。

生産機關の變化の必然的結果なる社會的經營方法の革命は、様々なる過渡的形態の錯合に於て行はれる。之等の形態は、ミシン機が何れかの産業に於て既に使用されてゐた範圍及び期間、並びに其以前に於ける労働者の位置及びマニユファクチュアの經營、手工業的經營、或は家内經營の何づれが優勢なりしか、また作業室の賃賃料(二百六十九)等に依つて異なるものである。

(二百六十九)『作業室に要する土地建物の賃賃料は、終極に於て此問題を決定する要素であるやうに見える。随つて小雇主及び個々の家族に仕事を分與する舊制度が最も長

い間維持され、又最も早く復興されたのは、都會に於てである』(前掲報告、第八三頁、第一二三號)。此引抄中結尾の一句は、専ら製靴業に關するものである。

例へば、婦人服製造業に於ては、労働は多くは既に主として單純協業に依つて組織されてゐたので、ミシン機は先づマニユファクチュアの經營の新たなる一因子を成すに過ぎなかつた。裁縫業、襪衣製造業、製靴業等に於ては、有らゆる形態が交叉してゐる。茲には、眞の工場組織が行はれた。之れ等の産業に於ては、仲次屋主は本資本家から原料を受け、『室房』又は『屋根部屋』内に於て十乃至五十人或はより、多數の賃銀労働者をミシン機の周圍に集る。最後に、何等の編成組織を成さず小形で使用し得る總ての機械に於けるとく、手工業者又は家内労働者は、自身の一家と共に、或は他から僅少の労働者を雇入れて、自己のミシン機を利用する(二百七十)。

(二百七十)労働者の位置が被教化的窮民の位置と殆んど區別し得ざる手袋製造業等に於ては、斯様な事は行はれない。

事實上、今日英吉利に専ら行はれてゐるのは、資本家が多數の機械を其建物内に集中し、然る後機械生産物をば更らに加工すべく家内労働者軍の間に配分する制



度是れである(二百七十一)。

(二百七十一)前掲報告、第二頁、第一二二號。

されど過渡的諸形態の錯合中には、嚴密なる工場經營への轉化の傾向は藏されて居らぬ。此傾向はミシン機——其様々な用途は、以前に相互分離してゐた諸職業を同じ建物内に於て又同じ資本の命令下に統一することを促す所の——その者の性質に依り、また豫備的針仕事並びに其他若干の作業は、ミシン機の存する場所て之れを替むを最適當とするてふ事情に依り、最後に、自己の機械を以て生産する手工業者及家内労働者等に對する避け難き收奪に依つて涵養される。此運命は今日すでに或程度まで、彼等に及んでゐる。ミシン機に放下された資本の絶え間なき増大は(二百七十二)生産を刺戟して市場停滯を招致する。此停滯は實に家内労働者のミシン機賣却に對する信號を鳴らすものである。ミシン機その者の生産過剰の爲、其販路を求めてゐる生産者等は、其れを週極めて賃貸せざるを得なくなり、斯くして小機械所有者に對する致命的競争を生ぜしめる(二百七十三)。絶えず行はれる此機械の構造變化と低廉化とは、又絶えず其舊來のものを安價にし、其れ

び馬鹿々々しい安直段で買つた資本家の手中に澤山纏められた場合にのみ、其有種なる使用を許すのである。

(二百七十二)單にライセスター市のみの深靴及び短靴卸製造業に於て、一八六四年には既に八百臺のミシン機が使用されてゐた。

(二百七十三)前掲報告、第八四頁、第一二四號。

最後に、人間に對する蒸氣機關の代用は、他の總ての同様なる革命行程に於ける如く、此場合にも亦決定を與へる。蒸氣力の使用は、最初機械の震動、機械の速度調節上の困難より、輕き機械の急速なる磨損などの如き、經驗が應てその克服を教へる純生産技術上の障礙に逢著する。

(二百七十四)例へば、倫敦ピムリコの陸軍被服廠、ロンドンデリ市のテイリー・ヘンダーソン商會製衣工場、一千二百人の職工を使用してゐる、リメリック市テート商會製衣工場に於て。

一方に於て、大マニユファクチャー工場に於ける多數作業機の集中は、延いて蒸氣力を使用するに至らしむるものであるが、他方に於て、人間の筋肉に對する蒸氣の競争は大工場に於ける労働者及び作業機の集中を促す。斯くて英吉利は、他の



多くの職業に於ける如く身支度品の巨大なる生産部面に於ても、大工業の影響の下に全く變化し、解體し、畸形化したるマニユファクチュア、手工業、及び家内労働が、既に久しい以前工場制度の有らゆる恐怖事をば此制度の積極的發展要因なしに再生産し、甚だしきは、大袈裟のものにした後、今や之等の生産諸形態の工場經營化を経験してゐる(二百七十五)。

(二百七十五)『工場制度への傾向』(前掲報告、別丁第六七頁)『此全産業は今や、過渡状態に在る。そしてレ、ス製織業、機械業等に行はれたのと同じ變化を受けつゝある』(前掲報告、第四〇五號)、『一の完全なる革命』(前掲報告、別丁第四六頁、第三一八號)。一八四〇年の『児童雇用委員』當時、靴下編業はまだ手工業に止まつてゐた。一八四六年以後、今では蒸氣で運轉されてゐる種々なる機械が使用され始めた。英吉利の靴下編業に於ける男女、及び三歳から始めて有らゆる年齢の使用人總数は、一八六二年には約十二萬九千人であつた。一八六二年二月十一日の議會報告に依れば、右の中工場法取締の下にある者は僅々四千六十三人に過ぎぬ。

此原生的に進行する産業革命は、工場法を婦人、少年少女及び兒童等の労働する一切産業へ擴大することに依つて、人爲的に促進される。労働日を其時間、休息、始點及び終點に就て強制的に調節すること、兒童に對する交代制度、一定年齢以下の

有らゆる兒童の使用禁止等は、一方に於て、機械の増大(二百七十六)及び筋肉に代ふるに蒸氣を動力として使用することを必要ならしめる(二百七十七)。他方に於て、時間の上に失ふものを空間の上に得んが爲に、共に利用される生産機關、即ち工場、建物の擴大、即ち一言で云へば、生産機關の集中の増大、並びに其れに應當せる労働者の集合の増大が行はれる。工場法に脅かされた各マニユファクチュアが熱心に反覆する抗議の主なるものは、事實上、營業を舊來の規模で繼續するには、よか大なる資本支出を要するに至るであらふてうこと是れである。然しマニユファクチュアと家内労働との中間諸形態、及び家内労働その者に就ては、其等のもの、地盤は労働日及び兒童労働に制限が與へられると共に陥没する。蓋し安價労働力の無制限採取は、之等の中間形態及び家内労働の競争能力の唯一の基礎たるものである。

(二百七十六)斯くて例へば製陶業に於ては、グラスゴウ市大英國製陶所コクレイン商會は報告して曰く、『本所は生産分量を維持する爲に、不熟練工に運轉せしむる機械を手早く使用し始めた。そして、本商會は之れに依り、舊方法を以てするよりも一層多量の生産物を造り得るものなるを、日々得心してゐる』(工場監督官報告、一八六五年十月三



十一日』第一三頁)。「工場法の結果は、機械を更らに新らたに使用するに至らしむることである」(前掲報告、第一三及一四頁)。

(二百七十七)新く、製陶業に工場法の實施されて以後、手働體に代つて機械體が非常に増大した。

工場經營の本質的條件——殊に此經營が労働日に關する取締りを受くるに至り以後に於ける——は、結果が常則的に確實なること、換言すれば一定期間内に一定量の商品或は所期の一利用効果を生産することに在る。更らに取締労働日に於ける法定休息は、生産行程中に在る製品に何等の損害を與へざる突發的にして定期的なる労働休止を前提する。斯くの如き結果の確實性なると労働の中絶可能なることは、例へば製陶業、捺染業、染物業、パン焼業及び多くの金屬工業の如く、化學上及び物理學上の行程が一の役割を演ずる産業に於けるよりも、純機械的産業に於ては一層容易に達成し得るものなることは言を待たない。無制限労働日と夜間労働と自由なる人間濫費とが定まりな所に在つては、總ての原生的障礙は總て生産の永久的「自然制限」と見做される。工場法は斯くの如き「自然制限」とば如何なる毒が害蟲を驅除する場合にも劣らず確實に除去するのである。

諸々の「不可能事」に就て、製陶業者諸君以上に聲高く叫んだ者はなかつた。然るに一八六四年、工場法は彼等の上に強行された。そして其れから十六ヶ月後には、既に一切の不可能事は消滅し去つたのである。工場法が喚起したる「蒸發でなく壓縮に依つて捏土を造る改良方法、未焼品乾燥用新設ストーヴ等は、いづれも製陶技術上の重要な出來事であつて、前世紀の競ひ得ざりし一進歩を劃するものである。……ストーヴの温度は著しく減少し、燃料は著しく節約されて、而も品物に對する効果は一層迅速に、現はれる事となつた(二百七十八)。一切の豫言にも拘らず、陶器品の生産費は増大せず、而も生産物分量は増大した。即ち一八六四年十二月より一八六五年十二月に至る十二ヶ月間の陶器品輸出は、其以前に對し十三萬八千六百二十八磅の價值超過を示したのである。

(二百七十八)「工場監督官報告、一八六五年十月三十一日」第九六及一二七頁。

燐寸製造に於ては、少年工等が、其晝飯を嚙下しつゝある間にも尙有毒蒸氣を彼等の顔へ發散する熱い燐混合物中に燐寸の軸木を浸し續けることは、自然律と考へられてゐた。工場法(一八六四年)は、時間の節約を必要ならしめ、それと共に蒸



氣が労働者に達せざる一の「浸シ機」を出現せしめた(二百七十九)。

(二百七十九)此機械及び他の機械を機寸製造業に使用するに至つた結果、斯業の一部局に於て、十四歳より十七歳に至る三十二人の少年少女は二百三十人の青年工に取つて代つた。斯くの如き労働者節約は、一八六五年には更らに蒸氣力使用に依つて續行された。

其様に、まだ工場法の取締の下に置かれて居らぬレイス製造業の諸部門に於ては、今や種々なるレイス材料の乾燥に要する時間——三分から一時間強までの間を様々に動搖してゐる所の——の異なる爲に、食事時間は之を井然たらしむるを得ずと主張されてゐる。之に對して『兒童雇用委員』は答へる。——「此場合の事情は、曩に本委員の第一報告中に取扱つた壁紙着色工の場合と全く同様である。斯業の主なる工場主等は主張した。使用材料の性質上、また其行程の種々なるに依り、由々しき損失なしには、食事の爲に突然労働を休止するは不可能であらうと。然しながら適當なる注意と豫備手筈とを以てすれば、此危懼せられたる困難に打ち勝ち得べきは證據の示す所に依つて明かである。斯くて、本議會(一八六四年)中に通過したる工場法擴張條例第六節第六項に依り、工場法規定食事時間の勵行

に對して、同法通過の日附より十八ヶ月の猶豫期間が彼等工場主に許與された(二百八十)。右の法律が議會の協賛を受くると間もなく、工場主諸君は又斯う云ふことを發見した。即ち「工場法を本業に實施するに依り生ずるなるべしと豫期された不利益は、幸にして生じなかつた。我々は生産が如何様にも干渉せられた事實を見出さない。約言すれば、我々は同じ時間により、多くを生産する(二百八十二)」と。何人も確かに天才的だと非難せざるべき英國議會が、一の強制法律は労働日の制限及び調節に對する生産上の謂ゆる自然障礙を悉く簡單に一掃し得るものなりてふ見解に、經驗上到達せることは明かである。されば一産業に工場法を實施するに當つて、工場主が生産技術上の諸障礙を一掃すべき六ヶ月乃至十八ヶ月の一期間が設けられるのである。ミラポの言へる「不可能? 決して予に左様な愚語を聞かせるな」とは、特に近世工藝學に當嵌る言葉である。然しながら工場法は斯くマニユファクチュリア經營の工場經營化に必要な物質的諸要素を温室的に成熟せしむるものであるが、同時に其れは資本支出の増大を必要ならしめて以て、小親方の廢滅と資本の集積とを促進するのである(二百八十二)。



(二百八十)「児童雇用委員第二報告、一八六四年」第九頁、第五〇號。  
(二百八十一)「工場監督官報告、一八六五年十月三十一日」第二二頁。  
(二百八十二)「されど、之等の改善は若干工場に於ては十分に實施されたが決して一般的でなく、また現工場主の多くの財源が許す以上の資本支出なくしては之を多くの舊工場内に實施すること不可能なるを念頭に置かねばならぬ。」副監督官メーは曰く、「されど予は、斯る方策（工場法擴張條例の如き）の實施に不可避免的に伴ひ、而して其方策に依つて救済せんとする悪弊を、直接指示する所の一時的解體を歓迎せざるを得ないのである。」（前掲報告、第九六及九七頁）。

労働日の取締は、純生産技術上の又生産技術的に除去し得る諸障礙は暫く措き、特に、請負賃銀が専ら行はれ、一日或は一週の一部に於ける時間の徒消が、其後に行はれる過度労働或は夜間労働に依つて償はれ得る——此方法は、成年労働者を獸化し、其一家の児童及び女子を破壊する——所に於て、労働者自身の不規則なる慣習に衝突する(二百八十三)。労働力の支出に於ける斯くの如き無秩序状態は、單調なる勞役の倦怠に對する原生的にして粗硬なる一反動であるけれども、其れと比較にならぬ程の高精度に於て又生産その者の無政府状態からも生ずる。そして此生産の無政府状態は又資本に依る労働力の無拘束搾取を前提する者である。

産業上の循環の普遍的にして定期的なる轉變、及各生産部門に於ける特殊の市場動搖の外に、特に、「時節」と稱するもの——航海に對する好季節の定期性に基くものなると、流行に基くものなるとを問はず——及び短期間内に突然大注文を果たさねばならぬ場合が存してゐる。で、此後の方の習慣は、鐵道及び電信の普及するに連れて擴大するものである。例へば倫敦の一工場主は曰く、「鐵道組織の全國普及には、短期注文の習慣を非常に助長せる傾向がある。今や、購買客等は、十四日間に一度位宛グラスゴー、マンチエスター及びエヂンバラ諸方面から、我等が貨物を供給する市の卸販賣所に來つて即時出荷を要する小注文をなし、従前の如く小賣店から購買することは廢されたのである。數年前には、我等は常に、不景氣時にも次季節の需要を目當に従業することが出來た。所が今では、何人も次季節の需要が如何あるべきかを豫言し得ないのである。」(二百八十四)と。

(二百八十三)例へば、總額所に於ては「職工等は月曜中、又時には火曜の一部或は全部の間怠けて暮らす習慣があるので、週末に近づくに勞働時間は一般に甚だしく増大する」(「児童雇用委員第三報告」別丁第六頁)。「小親方等の勞働時間は、一般に極めて不規則的である。彼等は二ヶ日或は三ヶ日勞働せずに過こしてから、今度は其れを埋合す爲に



終夜働く。……彼等の中、子女ある者は、常に之を使用する」(前掲報告、別丁第七頁)。「就業上の不規則は、よい長時間労働して以て之を償ふの可能及常習に依つて獎勵される」(前掲報告、別丁第一八頁)。「バーミンガム市に於ては、労働者等は莫大の時間を損失してゐる。……彼等は時間の一部を徒消し、其残部を苦役してゐるのである」(前掲報告、別丁第一頁)。

(三百八十四)『児童雇用委員、第四報告』別丁、第三二及三三頁。「鐵道組織の擴張は、斯る突然の注文の習慣、及び其れに伴ふ、労働者の繁忙、食事疎略、時間延長等に寄與する所頗る大であつた」(前掲報告、別丁第三一頁)。

尙未だ工場法の取締の下に置かれざる工場及びマニユファクチュア場に於ては、謂ゆる「時節」中、突然の注文の結果として發作的に、時を切つて最も恐ろしい過度労働が専ら行はれてゐる。工場、マニユファクチュア場、及び貨物倉庫の外業部たる家内労働の部面に於ては、従業はさらでだに全く不規則的であり、材料及び注文に就ては全く資本家——此場合、建物、機械等の利用に對する何等の願意に拘束されず、労働者自身の皮以外に何物をも冒険せざる——の氣まぐれに左右されてゐる。で、此部面に於ては、何時でも自由に支配し得る一の産業豫備軍が頗る組織的に養成されて居り、此豫備軍は年の一部分中には此上なき残忍なる労働

強制に依つて十人に一人と云ふ程の割合で殺戮され、又年の他の部分中には、労働缺乏に依つて極貧者と化するのである。「児童雇用委員」は言ふ。「雇主は、何でも差し迫つた格別の仕事ある時は、家内労働の常習的不規則性を利用して、夜の十一時、十二時、二時、或は俗に謂ふ所の「有らゆる時刻」まで、労働を続けさせる。而も其れは、悪臭人を昏倒せんばかりの部屋に於て行はれるのである。諸君はドーアに到り、恐らくそれを開けるであらうが、それ以上は慄然として、進み得ぬであらう」(三百八十五)。「審問を受けた證人の一人なる或製靴工は言ふ。——「彼等(雇主)は奇妙な人間である。彼等は考へる。一少年にして若し一年の半分殆ど怠けて暮らすならば、他の半分は過勞しても其れは彼れに取つて何の害を爲すものではない」(三百八十六)と。

(三百八十五)『児童雇用委員、第四報告』別丁、第三五頁、第二三五號、及二三七頁。

(三百八十六)前掲報告、第一二七頁、第五六號。

生産技術上の諸障礙と同じく、かの謂ゆる「營業上の諸習慣」(職業の發達と共に發達したる諸慣例)も、利害關係ある資本家に依り生産の「自然制限」として



主張される。之れ工場法が初めて木綿王等を脅かした當時に於ける彼等が得意の叫びであつた。彼等の産業は、他の總ての産業以上に世界市場、随つて又航海に立脚するものであるが、經驗は彼等の主張の虚偽なるを證明した。爾來、謂ゆる「營業上の障碍」は總べて、英吉利の工場監督官に依り虚妄の空言として取扱はれるやうになつた(二百八十七)。

(二百八十七)『出荷注文を正當な時期に果さざるに基く營業上の損失に關しては、之れが一八三二年及び一八三三年に於ける工場主の氣に入りの論法であつたことを予は記憶してゐる。今日この問題に就て主張され得る何ものも蒸氣が一切の距離を半減して交通に對し新規定を確立したる以前に、有してゐた力を有し得ないであらう。此の論法は其當時に在つても全く、實證に耐えなかつた。そして今尙然るべきは確かである』(工場監督官報告、一八六二年十月三十一日)第五四及五五頁)。

『兒童雇用委員』の根本的に嚴正なる調査は、事實上左の諸事實を證明する。即ち若干産業に於ては、既に使用されてゐる労働量は、労働日の調節に依つてのみよ、均等に全年間に配分されるであらうこと(二百八十八)。労働日の調節は、殺人的にして無内容、且つそれ自體に於て大工業制度に適合せざる、流行の反覆常なき氣ま

ぐれに對する最初の合理的拘束であつたこと(二百八十九)、大洋航海及び交通機關一般の發達は、時節労働の眞個生産技術上の根柢を撤去したこと(二百九十)、他の總ての所謂制し難き事情は、建物の増大、機械の追加、同時使用者數の増加(二百九十一)、及びおのづから其れ等に伴ふ、卸貿易制度への反作用(二百九十二)に依つて一掃されること等これである。然しながら資本は、自己の代辯者の口を通して繰返し繰返し言明してゐる如く、たゞ労働日を強制的に調節する「一の普遍的議會條例の壓迫下に於てのみ」(二百九十三)斯る革命に同意するのである。

(二百八十八)『兒童雇用委員、第四報告』別丁第一八頁、第一一八號。

(二百八十九)ジョン・ペラーズは既に一六九九年に述べてゐる。曰く『流行の不確實は窮乏的貧困を増大するものであつて、二箇の害禍を含んでゐる。即ち(一)機械職人は冬季に於ては、職の缺乏せる爲め窮乏に陥つてゐる。蓋し織物商及び機械業者等は、春來たるまで職人等を使用し置くべく、其資本を支出するを敢てしないからである。彼等は春來たりたる時、流行の如何あるべきかを心得てゐるのである。(二)春季に於て職人は其數充分ならざる爲、機械業者等は三ヶ月或は半ヶ年間に王國內の織物業に供給すべく、幾多の徒弟を引入ねばならぬ。之れが爲、犁は人手を奪はれ、地方は労働者を一掃されてしまふ。そして之等の労働者の少なからざる部分は乞食となつて都市に



満ち、乞食たるを恥とする其若干者は冬季に餓死するのである』(ジョン・ペラーズ著、「貧民、工業等に關する論文」第九頁)。

(二百九十)「兒童雇用委員、第五報告」第一七一頁、第三一號。

(二百九十一)斯くて例へば、ブラッドフォード市に於ける貿易商等の證述中に曰く、「斯くの如き事情の下に、如何なる少年も荷造り仕事に於て、午前八時より午後七時或は七時半以上長時間労働するを要せざるは、明瞭のやうに見える。其れは單に格外労働者及び格外経費の問題である。若し若干雇主にして斯くの如く食慾ならずとせば、少年等は遅く迄働くことは無いであらう。一の格外機械は十六磅或は十八磅を要するに過ぎぬ。實際行はるゝ如き、残外労働の多くは、設備及び場席の不足に歸すべきである」(前掲報告、第一七一頁、第三一、三六及三八號)。

(二百九十二)此の場合には、労働日の強制的調節をば工場主に對する労働者、及び卸貿易に對する工場主自身の保策と見做してゐる倫敦の一工場主は曰く、「我等の營業に於ける壓迫は、荷送人等に依つて惹き起されるものである。彼等は例へば、貨物が一定時期に其到着地に達する様に、帆船で之れを送出し、同時に帆船と汽船との運賃差額を著服しようとして欲してゐる。或は其競争者に先だつて外國市場に著し居らんが爲、二の汽船中より早く解纜する方を選ぶのである」と。

(二百九十三)「工場主は言ふ。『之は、一の普遍的議會條例の壓迫下に營業を擴張すもに依つてのみ除去し得るであらう』(前掲報告、別丁第一〇頁、第三八號)。

(九) 工場立法(保健上及び教育上の條項)。英吉利に於ける其普遍化。

社會的生產行程の原生的姿容に對する、社會の最初の意識的にして秩序的なる反作用である工場立法は、我々の既に見た如く、綿織絲、自働機械、電信等と同じく大工業の必然的一產物である。我々は英吉利に於ける工場立法の普遍化に關する考察に移る以前に尙、労働日の時間數には關係せざる、英國工場法の若干條項に就て簡単に述べねばならぬ。

保健條項は、資本家に之を潜ることを容易ならしめる其言題しは暫く措き、極めて貧弱なるものであつて、事實上壁を白塗りにすること其他若干の清潔法、換氣、並に危険なる機械に對する保護等に局限されてゐる。我々は本書第三部(第三卷)に於て、自己の職工の手足を保護するに就て工場主等に僅少の費用を課する所の之等の條項に對する彼等工場主の熱狂的抗爭に立ち歸る。此抗爭に於て、利害の衝突ある一社會に在つては、各人は、自身の私益の追求に依つて公益を助長するて自由貿易信條は、またも燦然と其實を現すのである。一例で充分である。最近



二十年間に亞麻工業が擴張され、其れと共に愛蘭に於て麻打工場が著しく増大せることは、我々の知る所である。一八六四年、愛蘭には一千八百の斯種工場があつた。秋季及び冬季には定期的に、主として青少年少女及び婦人、即ち機械とは全然馴染なき人々なる近隣小作小農業者の子女及妻は、麻打工場の輾轉に亞麻を給すべく田畑勞働から奪ひ去られる。此等の工場に在つては、災禍は其範圍から云つても強度から云つても、機械史上全く類例なき所である。

ヨーク市附近キルディナン村に於ける只一箇の麻打工場は、一八五二年から一八五五年に到る間に、六件の死亡と六十件の重傷とを示した。而も之等の死傷は總て、價格數志の最單純設備に依つて豫防し得たであらう。ダウンバトリックに於る諸工場の證明醫ドクトル、ダブリュー・ホアイトは、一八六五年十二月十五日附の一公式報告中に言明して曰く、「麻打工場に於ける由々しき災禍は、最も恐るべき性質のものである。多くの場合に於て、身體の四分の一は胸から裂き取られてしまひ、延いて死を招致するか、或は悲惨なる身體不隨と苦痛との將來を齎らすのである。國內に於ける工場の増大は、言ふ迄もなく、之等の恐るべき結果を擴大す

るでもあらう。若し之等の工場を立法に依つて取締るに至らば、其れは蓋し非常なる幸福であらう。予は信ず、麻打工場に對する適當なる監視に依つて、生命及び手足の莫大なる犠牲は防止せらるべきことを(二百九十四)と。

(二百九十四) 前掲報告、別丁第一五頁、第七二號以下。

國家の強制法律を以て、資本制生産方法に最單純なる清潔並に保健上の設備を強行する必要があると云ふ事實よりも一層適當に、果して何物が此生産方法の特徴を示し得るであらうか？ 一八六四年の工場法に依り製陶業に於ては、「二百以上の作業場が白色塗料を施され清淨にされた。それは、多くの場合に於ては二十年間も、また若干場合に於ては全然、斯る清潔を節儉(之れが資本家の「節儉」なのだ!)された後に行はれたのである。之等の作業場には、二萬七千八百人の職工が使用されて居り、彼等は當時までは、過度なる晝間勞働往々また夜間勞働中、有毒空氣を呼吸してゐた。斯る空氣の爲に、他の場合ならば比較的無害なる此職業は病と死とに満ちるやうになつたのである。工場法は換氣を非常に改善した」

(二百九十五)。



(二百九十五)『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』第一二七頁。

同時に、此の工場法部分は、資本制生産方法が其本質上如何に、一定の點を超える  
と一切の合理的改善を除外するものなるかを著しく證明する。英吉利の醫師等  
が衆口一致、連續的勞働に於ては一人に付き五百立方呎の空間は殆んど充分なら  
ざる最低限度なりと説明せることは、既に幾度か反覆せる所である。所で、工場法  
は其一切の強制的規定に依つて間接に、小作業場の工場化を促進し、隨つて間接に、  
小資本家の所有權を侵害し、大資本家に獨占權を確保するものであるが、若し作業  
場内に於ける各勞働者の爲に必要な空間を法律に依つて強行するとすれば、幾  
千の小資本家は一舉にして直接收奪されることに「なるであらう！資本制生産  
の方法根柢換言すれば、勞働力の『自由』なる購買及び消費を以てする資本——大  
小を問はず——の自己増殖は脅かされることになるであらう。さればこそ、此五  
百立方呎空氣の面前に於て工場立法の息は切れてしまふのである。保健官廳、産  
業調査委員、工場監督官等は、幾度も幾度も、五百立方呎の必要と、其れを資本に強行  
することの不可能とを繰返してゐる。斯くて彼等は事實上、肺結核及び其他の勞

働肺疾をば、資本の一生存條件なりと宣言してゐるのである(二百九十六)。

(二百九十六)平均強度の一呼吸毎に、健全なる各平均個人は約二十五立方呎の空氣を消  
費し、而して一分間に二十回の呼吸を爲すものなることが、實驗に依つて發見された。  
之れに従へば、二十四時間に於ける一人の、空氣消費量は、約七十二萬立方呎即ち四百十  
六立方呎である。然し我々は、一度び吸込まれた空氣は、自然の大作業場に於て洗淨さ  
れない中は、もはや同じ行程に役立ち得るものにあらざるを知る。フアレンドンチン及び  
ブルンナーの實驗に依れば、健全なる一男子は一時間に約一千三百立方呎の炭酸瓦斯  
を吐き出すやうに見える。即ち二十四時間に、肺から約八オンスの固形炭素が排出さ  
れるのである。「各人は少なくとも八百立方呎を有さねばならぬ」(ハツクスレー)。

工場法の教育條項は概して貧弱なものゝやうに見えるが、それでも普通教育を  
勞働の強制條件なりと宣言した(二百九十七)。此教育條項の成績に依つて、先づ教育  
及び體操を(二百九十八)。筋肉勞働と、隨つて又筋肉勞働を教育及び體操と結合する  
の可能が證明された。工場監督官は應て學校教師に對する審問に依り、工場兒童  
等は規則正しき晝間生徒等に比べて僅かに半分の教育を受くるに過ぎないが、其  
學得するところは晝間生徒等と同じだけ、また屢々より、以上であることを見出し  
た。「之は、彼等が半日しか學校に留まらないので、常に鮮かであり、殆んど常に、教育



を受けやうと待構へ又それを望んでゐると云ふ單純な事實に依つて説明し得る所である。彼等が依つて働く半勞半學の制度は、筋肉勞働と教育とを相互に休息及び慰安たらしめる。随つて、此雙方は、兒童が絶えず其一方のみを爲さしめられる場合に比べると、遙かに兒童に取つて適合せるものである。朝中既に學校で授業を受けてゐた少年が、(殊に暑い日には) 鮮かな潑刺たる氣分で仕事を止めて來る少年と競争し得ざることは、寔に明瞭な事實である(二百九十九)。

(二百九十七) 英國工場法に従へば、父母は其十四歳以下の子女を「取締」工場に送るに當つては、同時に之れに普通教育を受けしめることを要するのである。工場主は工場法の遵守に對して責任がある。「工場教育は強制的であつて、勞働の一條件である」(「工場監督官報告、一八六三年十月三十一日」第一一一頁)。

(二百九十八) 工場兒童及び慈善學校生徒に於ける強制教育と體操(少年に對しては又兵式體操)との結合の最有利なる結果に就ては、「議事報告」倫敦、一八六三年第六三及六四頁(66) 所載「社會科學振興國民協會」(76) 第七年大會に於けるナソー・ウキリアム・シーニョアの演説、並に「工場監督官報告、一八六五年十月三十一日」第一一八、一一九、一二〇、及一二六頁以下を見よ。

(二百九十九) 「工場監督官報告、一八六五年十月三十一日」第一一八頁。或る素朴なる糊工

場主は兒童雇用委員に向つて言ふ。「予は信ず、堪能なる勞働者と違ふ眞の秘訣は、兒童期より教育と勞働とを結合する點に見出さるべきであることと。勿論、勞働は嚴重すぎても、又は冗漫であり或は健康上有害なるものであつてもいけない。然し右の結合の利益に就ては、予は何等の疑ひを挿まぬ。予は予の兒童が、其教育に變化あらしむべく、勞働と遊戯とを併有し得るに至らんことを希望するものである」(「兒童雇用委員第五報告」第八二頁、第三六號)。

尙これ以上の例證は、一八六三年エデンバラ市に開かれた社會科學大會に於けるシーニョアの演説中に見出される。彼れは此演説に於て殊に、上流及中流階級の兒童に對する偏局的にして不生産的且つ長時間の授業が、「教師をして、單に無益にばかりでなく又絶對有害に、兒童の時間と健康と精力とを浪費せしめることに依つて」如何に教師の勞を徒らに大ならしむる者なるかを、示してゐる(III)。

ロバート・オーチンに於て其詳細を究め得る如く、工場制度の中から、單に社會的生產を増進する方法としてのみならず又全般的に發達した人間を生産する唯一の方法として、一定年齢を超えたすべての兒童に對し生産的勞働を教育及體操と結合する將來の教育の種子が發芽したのである。



(三百) シーニョア前掲書、第六六頁。大工業が一定の發展程度に達したる時、それは如何に物質的生産方法及び社會的生産事情を革命することに依つて又た人間の頭腦を革命するものなるかは、ナソー・ウ・リアム・シーニョアの一八六三年の演説を一八三三年の工場法に對する彼の屬論と比較することに依り、或は上記大會の見地をば、英吉利の若干田舎地方に於ては貧困なる父母は今尙餓死を制裁として兒童の教育を禁じられてゐると云ふ事實と比較することに依つて、著しく判明する所である。斯くて例へばスネル君は、左の事實をサマーセットシャー州に於ける常習として報告してゐる。曰く、一貧困者は救區の救恤を要求する時は、其兒童を學校より引取ることと餘儀なくされるのである。同様にフェルタン市の僧侶ウオラストン君も、「兒童を通學せしめてゐた爲に」一切の救恤を拒まれた若干家族のことを語つてゐる。

我々の既に見た如く、大工場は、一個の全人を終生一の局部的作業に併合するマニファクチュリア的分業をば生産技術上撤廢するものであるが、同時に大工業の資本制形態は右の分業を尙一層恐ろしい形に再生産する。で、此再生産は眞の工場に於ては、労働者を一の部分機械の意識的附屬物に轉化することに依り、工場以外の處に於ては、一部分は機械及び機械労働の特發的使用に依り(三百)、一部分は又婦人労働、兒童労働及び不熟練労働を分業の新基礎として使用し始めることに依つて行はれるのである。

(三百) 人間力に依つて運轉される手工業的機械が、發達せる隨つて機械的動力を前提する機械と直接又は間接に競争する所に在つては、機械を運轉する労働者に關して一の大轉形が行はれる。最初蒸氣機關が労働者に代用されたが、今は労働者が蒸氣機關に代用されねばならぬ。斯くて彼の労働力の緊張と支出とは恐ろしいものとなる。そして之は特に、斯くの如き責害に運命づけられてゐる未成年労働者に對して其うなのだけかくて「兒童雇用委員」ロンドンチは、コヴエントリ市及び其附近に於て、リボン機械の運轉に十乃至十五歳の少年が「一層小形の機械を運轉せねばならぬ、より、年少の兒童は暫く指き——使用されてゐるのを見出した。『之は非常に骨の折れる労働である。少年は蒸氣力の單なる代用物たるに過ぎぬ。』(兒童雇用委員、第五報告、一八六六年) 第一一四頁、第六號)。公式報告の謂ゆる「此の奴隸制度」の、殺人的結果に就ては前掲報告、第一一四頁以下を見よ。

マニファクチュリア的分業と、大工業の本質との間に存する矛盾は強激に發動する。其れは就中、左の恐るべき事實の中に現はれるのである。即ち近世工場及マニファクチュリア場に使用されてゐる兒童等の少なからぬ部分は、幼少期より最單純作業に釘付けられ、後年その同じマニファクチュリア場或は工場内



に於て彼等を使用し得せしむる何等かの労働さへも修得することなしに數年間に亘つて搾取されるてふことは是れである。

例へば、英吉利の印刷業に於ては、以前には舊マニユファクチャー及び手工業の組織に適應せる、輕易労働より複雑労働への徒弟等の推移が行はれてゐた。彼等は完成せる印刷工たる前に、一の見習期を経るのであつた。讀み書きのできるとは、彼等の總てに取つて手工上の一必要條件であつた。然るに之等すべては、印刷機の使用さるゝに及んで一變した。印刷機は二種の労働者を使用する。其一は成年労働者、即ち機械監視工、他は機械少年工——多くは十一歳乃至十七歳——であつて、機械少年工の仕事は専ら紙を機械に差し入れたり、刷上つた紙を機械から取り出したりすることに限られてゐる。彼等は特に倫敦に於ては、一週の若干日間連続的に十四時間、十五時間、或は十六時間づつ又往々食事及び睡眠に對する僅々二時間の休息を以て三十六時間も此苦役に服するのである！(三三三)。彼等の少なからざる部分は文字を讀むことが出來ぬ。彼等は一般に、全く野蠻的、變則的な人間である。「彼等を其爲すべき仕事に堪能ならしむるには、何等の理知訓練を

要しない。彼等は熟練に對して殆んど餘地を有して居らぬ。況や判斷に對しては尙更らである。彼等の賃銀は、少年としては寧ろ高い方だが、彼等が成長するのと同比例では増大しない。彼等の多くは、より高い賃銀を受くる、より責任的な、機械監視工たる地位に進む見込がないのである。なぜならば、各機械には只だ一名の監視工に對して、往々四名の少年工が割當てられてゐる有様であるから(三三三)。彼等が其兒童労働に對して老年過ぎるやうになると、即ち少なくとも十七歳に達すると、彼等は直ちに印刷所から解雇される。彼等は犯罪の新兵になるのだ。彼等に何か他の仕事を與へやうと企てた者もあつたが、此企ては彼等の無知、粗暴並びに肉體上及び精神上的の墮落に依つて挫折した。

(三三三) 前掲報告、第三頁、第二四號。  
(三三三) 前掲報告、第七頁、第六〇號。

作業場内に於ける分業に對して當嵌ることは、社會内に於ける分業に對しても當嵌る。手工業及びマニユファクチャーが社會的生産の一般的基础を成してゐる間は、生産者を一の生産部門に專屬せしむること、即ち彼れの仕事の本來の多



様性を破壊することは(三百四)、一の必要なる發展要因である。此基礎上に於て、各特殊生産部門は自己に適應せる生産技術上の姿容を實驗的に見出して徐々に其れを完成し、そして一定の成熟程度に達するや否や、急激に之れを結晶せしめるのである。此處彼處に變化を生ぜしむるものは、商業が供給する新労働材料以外には、労働器具の徐々の變化これである。各特殊生産部門は又、一度び經驗上適應せる形態を取ると化石してしまふ。それは斯様な生産部門が屢々數千年間に亘つて、一の時代から次の時代へと傳承されると云ふ事實が之れを證明する通りである。十八世紀に至る迄も特殊の諸職業は「秘傳」(三百五)と稱せられ、單り實驗的に又専門的に奥義を究めた者のみ能く其秘中に徹するを得るとせられてゐたことは、寔に特徴的な事實である。

(三百四)「統計の示す所に依れば、高地の若干部分に於ては、何年か前まで、總ての農民は自ら縫めした革で自身の靴を製造してゐた。多くの牧夫及び小屋棲み農夫も亦、其妻子と共に自分の手以外には觸れられたことのない——なぜならば、自身で羊から剪み切り、又亞麻畑に蒔いた材料で造つたものであるから——衣服を著て會堂に出席した。尙附叙されてゐる所に從へば、之等の物の製造に於ては、大針、縫針、指拔、及び機械用鐵具の

若干部分を除き、如何なる品も或多に購はれることは無かつた。染料も亦、主として、婦人の手で薔木、灌木及び草類から採取された」(チューガルド・スチューアート著集、ハミルトン版、第八卷、第三三七—(三二八頁)88)。

(三百五)「エチエヌ・ボラロトの有名な『職業書』(89)中には殊に斯う規定してある。曰く「職人は親方間に採用されるに當り、『其仲間を兄弟の如く愛し、之を夫々の職業に於て支持し、故意に職業上の秘密を洩らさず、加ふるに全體の利益の爲に、他人の製品の缺點を指摘して以て購買者に自己の製品を推奨せざるべし』てふ誓を立てねばならぬ。」

大工業は、人類の目に人類自身の社會的生產行程を隠蔽し、原生的に特殊化した様々の生産部門を相互に謎と見えしむるは勿論又各部門の奥義を究めたる人の目にも左様に見えしめた所の顔覆を引き裂いた。各生産行程を、それ自體として、最初は人間の手を全然頓著せず、其諸成素に分解してゆくと云ふ、大工業の原理は、工藝學てふ全く近世的の科學を生ぜしめた。様々に錯綜し、外見無聯絡にして化石せる、社會的生產行程の諸姿容は、一變して、意識的に秩序あり、且つ所期の各利用效果に從つて組織的に特殊化したる、自然科學の諸應用となつた。工藝學は又、使用器具の種々様々なるにも拘らず、人體の有らゆる生産行為が必然的に進行する僅少の基本的運動形態を發見した。之れ全く、機械學が、最複雑なる機械の爲に、



單純なる機械力の絶え間なき反覆に就て欺かれる所なきが如くである。近世工業は、生産行程の既存形態をば決して終極的のものとは見做さず、又左様なものとしては取扱はない。随つて、其生産技術上の基礎は、それ以前に於ける一切の生産方法が本質上保守的であつたのと異なり、革命的である(三五六)。近世工業は、機械、化学上の手續及び其他の方法に依つて生産の技術的基礎と共に労働者の職分及び労働行程の社會的結合を絶えず革命する。それに依つて、近世工業は、又絶えず社會内に於ける分業を革命し、資本及労働者を大纏めに絶えず一の生産部門から他の生産部門に投げ遣るのである。斯くて大工業は、其性質上、労働の變化、職分の流轉、労働者の全般的可動性を必要ならしめる。他方に於て、大工業は、其資本制形態に於て、舊來の分業を其骨の如く硬結せる特殊性もるとも再生産するのである。此の絶對的矛盾が如何に、労働者の生活地位の一切の靜止、固定及び安全を撤去するか、そして労働者の手から労働要具と共に絶えず生活資料をも奪ひ取り(三三七)、労働者の部分的職分と共に労働者その者をも冗物たらしめやうと脅かすものであるか、又此矛盾が如何に、労働者階級の絶え間なき供物祭、労働力の際

限なき浪費、社會的無政府に依る荒廢等の形を取つて狂亂するものなるかは、我々の既に見た所である。之れは消極的方面である。

(三五六)「アルヂョアは、生産器具、隨つて又生産事情、隨つて又全社會事情を絶えず革命せずしては、存在し得ないのである。之に反して、舊生産方法を其體保存することは、アルヂョア以前に於ける一切産業階級の第一存在條件であつた。不斷の生産革命、一切社會狀態の絶え間なき擾亂、永久の不安、動搖、之れ實にアルヂョア時代を其れ以前のあらゆる時代と區別する所のものである。一切の固定、銷着せる事情は、其、神さびたる諸思想、諸見解の屈従もるとも、分解し去り、一切の新たに成立したる事情は、化石し得る前に陳棄化してしまふ。一切の固定物は蒸發し、一切の聖物は胃液される。そして人類は遂に、其生活上の位置、其相互の關係を正氣の眼もて眺めざるを得なくなる」(フリートリヒ・エンゲルス、カール・マルクス共著「共產黨宣言」倫敦、一八四八年刊、第五頁)の事。

(三五六)「舊の生きたる種を奪ふ時、

お前は俺の命を奪ふのだ」(シエークスピア「ヴェニスの商人」)。

然しながら労働の變化は、今や單に壓倒的自然律として、又到るところ障礙に逢着する一自然律の盲目的に破壊的なる作用を以てのみ、自己を貫徹するものであるが(三五六)、大工業は自己の崩壞をその者に依つて、労働の變化隨つて又労働者の出



來得る限り最大の多様性を一般的社會的生產律として承認し此法則の尋常の實現に生産事情を適合せしむることをば、一個の死活問題たらしめる。大工業は、絶えず變化しつゝある資本の搾取要求の爲に豫備されてゐる自由に支配し得る窮乏的勞働者人口てふ奇怪な現象に代ふるに、絶えず變化しつゝある勞働上の要求に對する人間の絶對的有用性を以てすること、換言すれば一の社會的局部職分の單なる負擔者たる部分的個人に代ふるに、種々なる社會的職分を自己の交互的活動方法とする所の全般的に發達せる個人を以てすることをば、一の死活問題たらしめるのである。

(三百八) 佛蘭西の一勞働者は柔港より歸國せる際に次の如く書いた。「予にして若し彼の地に渡らなかつたならば、予が加州に於て營みたる一切の職業を爲し得やうとは決して信じ能はなかつたであらう。予は自分を印刷業以外には何の役にも立たぬ人間と確信してゐた。……所が不思議なる哉、一度此襪衣を著換へるよりも尙手軽に其職業を換へる冒險者の世界の真中に在るや、予は他の人々と同じ様に行つた。嶺山勞働が充分有利なる仕事にあらざることが判明した時に、予は其れを棄て、都市に入り其處で順次活版工、屋根葺工、鉛工等になつた。予は斯く有らゆる勞働に役立ち得るものなるを發見した結果、自分が軟體動物であるよりも寧ろ人間であることを信ずるや

うになつた」(アンチー・ム・コルボン著『職業教育』第三版、第五〇頁)。

大工業の基礎上に發達せる、右の革命行程の一要因は工藝學校及び農藝學校、他の一要因は勞働者の子女等に、工藝及び種々なる生産器具の實地操縦に關する若干教育を授ける『職業學校』である。工場立法は資本から辛うじて挽ぎ取つた最初の讓歩として、僅かに普通教育を工場的勞働と結合するに過ぎぬものであるが、勞働者階級に依る政權の不可避的征服は又、理論的及び實際的工藝教育の爲に、勞働者學校内に位置を征服するなるべきは毫も疑ひを容れない。同様に、資本制生産形態及び其れに應當せる經濟的勞働事情が、斯くの如き革命的醗酵、及び其目的たる舊分業の撤廢と絶對に矛盾するものなることも、疑ひを容れざる所である。然しながら一歴史的生產形態の矛盾の發達は、其矛盾の分解及び新たなる形成上歴史的に唯一の方法なのである。「汝の業を守れ!」、手工業的智慧の此絶頂は、時計匠のワットが蒸氣機關を、床屋のアークライトがスロウシル紡績機を、寶石工のフルトンが汽船を發明した瞬間から、恐るべき無知となつたのである(三百九)。

(三百九) 經濟學史上眞の一現象たるジョン・ベラーズは、既に十七世紀末社會の兩極に、反



男の方向に於ては、あるが、肥大と萎縮とを生ぜしむる、現存教育及び分業の必然的廢止を此上なく明瞭に會得した。就中、彼れは斯う適言してゐる。——「怠惰なる勉學は、怠惰に就ての勉學に優るものではない。……筋肉労働は神の定めたる本來の掟である。なぜ……食が身體の維持に必要なもの如く、労働は身體の健康に必要なものである。……労働は生命のならば、人は懶惰に依つて省く苦痛を、病氣の中に見出すかちである。……労働は生命のランプに油を注ぎ足し、思索は其れを燃やす。……子供じみて愚かな仕事（之は豫覺的にパーゼドウ等）一派及び其近代的下手模倣者に反對した言葉である）は、子供の心を愚かにして置く」（ジョン・ベライズ著『産業大學設立案』倫敦、一六九六年刊、第一二、一四及一八頁）

工場立法が工場、マニファクチュア場等に於ける労働を調節するに當り、此事は先づ資本の搾取權に對する干渉として現はれるに止まる。反對に、謂ゆる家内労働（三三〇）の總ての調節は直ちに、父權即ち之を近代的に通譯すれば親權に對する直接の干渉——心優しき英國議會は久しく、此舉に出づるを戦き避くるもの如く見せ掛けてゐた——と見做される。されど事實の力は、大工業が舊來の家族制度及び其れに適應せる家族労働の經濟的基礎と共に、又舊來の家族事情その者をも解體せしむるものなることを遂に承認せざるを得ざらしめたのである。

兒童の權利は、宣明されねばならなかつた。一八六六年の「兒童雇用委員」の最後の報告中に曰く、「男女の兒童は何者に對しても其父母に對する程に保護を要するものでないと云ふことは、不幸にも證據の全體を通じて頗る明なる所である。」大にしては兒童労働小にしては家内労働の無制限搾取の制度は、「父母が其かよわき子女に對し、此專擅にして惡意ある權力を拘束又は制裁なしに行使し得るが故にのみ維持されるのである。……父母は其子女をば、云々高の週賃銀を得べき單なる機械にしてしまふ絶對權を有してはならぬ。……されば兒童及び少年少女等は總て斯る場合に於て、自己の體力を尙早的に破壊し、知識的及び道德的存在たる等級に於て自己を低下せしむる者から救出せらるべきことを、當然一箇の自然權として立法部に要求することが出来る（三三二）。然しながら、資本に依る未成熟労働力の直接或は間接の搾取を生ぜしめたものは親權の濫用ではなく、反對に、親權をば其自己に適應せる經濟的基礎を撤去することに依つて一箇の濫用たらしめたものは資本制搾取方法なのである。資本制度内に於ける舊家族制度の解體は如何に恐しく厭なものであらうとも、大工業は、それが家庭の外、社會的に組織され



た生産行程内に於て、婦人や、少年少女や、男女の兒童などに割當てる極めて重大なる役割を以て、家族及び男女關係のより高級な一形態に對する新らしき經濟的基礎を造り出すのである。基督教的チュートンの家族形態を絶對視するは、古羅馬的、或は古希臘的、又は東洋的家族形態——之等は尙又順々に一の史的發展連系をなすものである——を絶對視すると同じく迂愚な沙汰であるは言ふ迄もない。又男女及び様々なる年齢の個々人を以てする結合労働總員の組成は、労働者が生産行程の爲に存在するのであつて生産行程が労働者の爲に存在するにあらざる其原生的に野蠻的なる資本制形態に於ては、腐敗と奴隸状態との有毒源泉であるが、適當なる事情の下に於ては、反對に高尚なる發達の源泉に一轉せねばならぬことも明白な事實である(三百十二)。

(三百十) 此労働は又、既にリース製造業及び麥糶編業に於て見たる如く、また特にシェフイーロド市、パーミンガム市等の金屬製造業に於ても一層詳細に證明し得るであらう如く、多くは小作業場内に行はれるものである。

(三百十一) 『兒童雇用委員、第五報告』別丁第二五頁、第一六二號、及び第二報告別丁第三八頁、第二八五號、別丁第三五頁、第一九一號。

(三百十二) 『工場労働は家庭労働と同じく、又多分より、以上に、純潔にして優秀たり得るものである』(『工場監督官報告、一八六五年十月三十一日』第一二七頁)。

工場法を、機械經營の最初の産物たる紡績業及び機械業に對する一の例外法から全社會的の生産に對する一法律に普遍化するの必要は、我々の既に見た如く、大工業の歴史的發展進路から生ずるものである。此大工業の背後に於て、マニユファクチャーアは絶えず工場制度に、手工業は絶えずマニユファクチャーアに轉化し、そして最後に手工業と家内労働との部面は、比較的に云つて驚くべき短時間に資本制搾取の此上なき兇暴が自由に活動する涙の洞穴と化するのである。最後に決定を與へる二箇の事情がある。其一は、資本は社會面の若干點に於てのみ國家の取締を受くるに至るや否や、他の若干點に於てそれだけ益々無節制に自己賠償をしようと云ふ、常に新たに反覆される經驗(三百十三)、其二は、競争條件の平等、換言すれば労働者搾取の平等なる制限に對する資本家自身の求喚、これである(三百十四)。之に就て、二箇の悲嘆を聽かしめよ。プリストル市に於ける釘鎖等の製造業者タブリューク



ククスレー商會は、自發的に其工場内に工場法規を實施した。「舊來の不規則なる制度は附近の諸工場内に蔓つてゐる故に、ククスレー商會は其少年工等が午後六時すぎに他の何づれかの工場に於て其勞働を繼續すべく誘惑されると云ふ不利益を蒙つてゐる。そこでククスレー商會は當然に言ふ。——「之れは當商會に取つて不正不利な事である。なぜならば我等が充分に利用すべき筈の少年の體力の一部は、之れが爲に竭盡されてしまふからである」と(三百十五)。又倫敦に於ける紙函及手提囊製造業者デュー・シムプソン氏は、「兒童雇用委員」等に向つて曰く、「自分は其れ(立法的干渉)に就ての如何なる請願にも署名しやうと思ふ。……事實上、自分は夜、閉業して仕舞つてから、他人が自分より遅く迄從事してゐて自分の注文を引つたくりはしないかといつても不安を感じてゐる」(三百十六)と。兒童雇用委員」は摘要して言ふ。——「小作業場に於ける勞働時間が何等の立法的制限の下に置かれて居らぬ時に、同じ職業部門の大工場を取締るは其經營主に取つて不公平な事であらう。そして、小作業場が取締から免れた場合生ずる、勞働時間上の不等なる競争條件に基く不正に加ふるに、尙大工場主は其未成年及び女

子勞働をば立法から免れてゐる作業場に奪はれると云ふ不利益を受けるであらう。更らに之は、人民の健康、慰安、教育及び一般改善にとつて、殆ど例外なしに最も利益少なき小作業場の増大に對して一刺戟を與へるであらう。(三百十七)。

(三百十三) 前掲報告、第二七及三二頁。

(三百十四) 之れに關する幾多の事例は「工場監督官報告」中に之れを見出すと出来る。

(三百十五) 「兒童雇用委員、第五報告」別丁第一〇頁、第三五號。

(三百十六) 前掲報告、第九頁、第二八頁。

(三百十七) 前掲報告、別丁第二五頁第一六五——一六七號。小經營に對する大經營の長所に就ては「兒童雇用委員、第三報告」第一三頁、第一四四號、第二五頁、第一二一號、第二六頁一二五號、第二七頁、第一四〇號等を参照せよ。

「兒童雇用委員」は其最後の報告に於て、一百四十萬の兒童、少年少女及び婦人——之等の約半數は小經營及び家内勞働に依つて搾取される——を工場法の取締に委すべしと提案してゐる(三百十八)。該委員は言ふ。——「然しながら、之等兒童少年少女及び婦人の總數をば上述の保護立法に委することを議會が妥當視するとせば、……斯る立法が、單に其直接の對象たる婦女幼少に對してのみならず、又之等すべ



ての職業に於て直接に（婦人）又間接に（男子）其影響を受くる、より多数の成年者に對しても極めて有利なる効果あるべきは疑ひを容れない。此立法は彼等に規則正しき又適度の労働時間を課するであらう。其れは彼等の作業場を健康に適する清潔な状態に置かしめるであらう。斯くて其れは、彼等自身及び國家の幸福の一大基礎たる體力の貯藏を培養し改善するであらう。其れは、青年等の體格を攪亂して尙早的壞類に導く所の、幼少時よりの過勞から彼等を救出するであらう。最後に其れは、彼等に少なくとも十三歳に達する迄普通教育を受くる機會を確保し、以つて我が補助委員報告中に斯くまで忠實に叙述され、そして強烈なる心痛と深甚なる國辱の感なくして之れを眺むる能はざる、かの全くの無知を一掃するに至るであらう（三百十九）。

（三百十八）取締を要する産業は左の如し。レース製造業、靴下編業、麥藁編業、身支度品製造業（其多数の部門を含む）、造花業、製靴業、製帽業、手袋製造業、裁縫業、縫製所より製針所に至る一切の金屬製造所、製紙工場、硝子製造所、煙草製造所、印度匯票製造所、眞田紙（織用）製造業、紙靴手製造業、編織傘及び日傘製造業、紡績及び糸巻機製造業、印刷業、製本

業、文房具（紙筒、カード、色紙等を含む）製造業、製網業、黒玉裝飾品製造業、硝子製造業、コグエントリ機械業、製鹽所、脂燭燭製造所、セメント製造所、精製糖業、ビスケット製造業、材木に關係せる種々なる産業、及び其他の混合職業。

（三百十九）前掲報告、別丁第二五頁、第一六九號。

トリー内閣は一八六七年二月五日の詔勅中に、産業調査委員の提議（三百十九）を「議案」に組織したる旨を公示した。之れには、新たなる二十ヶ年間に及ぶ無價値體實驗を要したのであつた。既に一八四〇年、兒童労働に關する議會の調査員が任命された。一八四二年の該委員報告は、シーニョアの言葉に従へば、「雇主及び父母側に於ける貪婪、利慾、殘虐と、少年少女及び兒童の窮乏、墮落、破壊との未曾有の恐ろしい光景」を展示した。「此報告は、過去に於ける一時代の諸慘事を記述せるものと考へられるかも知れぬ。然し遺憾ながら、之等の慘事は過去に於けると同じ強さを以て今尙存続するものなることを證明する事例がある。二年前にハードウキックの公刊したる一冊子は、一八四二年に哀訴せられたる惡弊が今日（一八六三年）尙滿開状態にあることを述べてゐる。此報告（一八四二年の）が二十年間も世人の注意を引かずに放置されてあり、其間に「品行の何物なりやに就て







「作業場とは、何等かの手工業が何等かの児童、未成年者、又は婦人に依つて營まれ、斯くの如き児童、未成年者又は婦人を使用する者が入場及び管理の權を有する、屋内或は屋外の何等かの室或は場所を云ふ。」

「使用される」とは、賃銀を受けてすると否とを問はず、雇主又は茲に定義する如き兩親の一人の下に、何等かの手工業に従事するを云ふ。」

「兩親とは、父母、後見人、或は何等かの児童又は未成年者に對する……保護或は監督の權を有する者を云ふ。」

此法律の規定に違反せる、児童、未成年者及び婦人の使用に對して刑罰を規定せる第七條は、單に作業場主——兩親の一人たると否とを問はず——に對してのみならず、又「児童、未成年者又は婦人の兩親、或は之等の者の勞働より何等か直接の利益を受け、又は之等の者の上に監督權を有する人」に對しても罰金を規定してゐる。

工場法擴張條例は大工業場を取締るものであるが、幾多の見じめな例外規定と資本家に對する卑怯なる妥協とに依つて、工場法に劣るのである。其有らゆる細

目に互つて見すばらしいものであつた作業場取締條例は、其勵行の任にある都市及び地方官廳の掌中に於て一箇の死文字に止まつてゐた。一八七一年、議會は之等の官廳から右の勵行權を擺脫して、之を工場監督官等の手中に移し、彼等の管轄區域は爲に一舉にして十萬以上の作業場と三百の煉瓦製造所とを増大したが、さうでだに過少であつた彼等の部員は慎重にも八名を加へられたに過ぎなかつた (四百二十一)。

(三百二十一) 工場監督官の部員は、二名の監督官と、二名の助監督官と、四十一名の副監督官とから成つてゐた。之れに、尙八名の副監督官が一八七一年に任命されたのである。

英國、蘇格蘭、及び愛蘭に於ける工場法勵行の總費用は、違反に對する訴訟費用を込めて、一八七一年より同七二年に至る間、僅々二萬五千三百四十七磅に過ぎなかつた。

斯くて、此一八六七七年の英國工場立法に於て我々の注意を引くことは、一方には、法外なる資本主義的搾取に對し、斯く異常にして大規模なる方策を主義として採用するの必要が支配階級の議會に課せられたこと、他方には、此議會が依つて右の方策の實行に當つた逡巡、嫌惡、不誠意等、是れである。

一八六二年の調査委員は又、鑛山業の新取締を提議した。蓋し此産業に在つて



は地主の利害と資本家の利害とが相互提携するものであつて、此點に於て夫は他の一切の産業と異なるものである。此利害の對立は、工場立法に有利であつた。そして此對立の缺如は、鑛山立法に於ける躊躇と欺瞞とを説明するに充分である。一八四〇年の調査委員は、恐ろしいゾットする諸々の事實曝露をなし、議會が一八四二年の鑛山法に依つて其良心を和げねばならなかつた程の大恥を全歐に晒した。但し議會は此法律に於て婦人及び十歳以下の兒童の地下勞働を禁止する以上には出でなかつたのである。

それから一八六〇年に鑛山監督條例が出現した。此法律に依れば、鑛山は其れに對して特別に任命された公吏に依つて監督されるを要し、十歳乃至十二歳の少年は、學校證書を有するか或は一定の時間數通學する場合を除いては、之を使用するを得ないのである。此法律は、任命された監督官が滑稽なほど少數であり、其權能が極めて貧弱であつた爲、又我々の説明の進むに従つて判明すべき他の諸原因に依り、全く一箇の死文字に止まつてゐた。

鑛山に關する最近の青表紙本の二は、「鑛山特別調査委員報告並びに證述」二八

六六年七月二十三日」である。此報告は、議員中より選任せられ證人の召喚及び審問を委任せられたる議會委員の手に成つたもので、厚い大版の一冊子であるが中「報告」その者は五行しか占めて居らず、其意味は要するに委員は何も言ふ事がない、そして尙多くの證人を審問せねばならぬ！と云ふのである。

證人訊問の方法は英吉利の法廷に於ける反對訊問を想起せしめる。蓋し英吉利の法廷に於ては、辯護人は無恥暖昧なる反對詰問に依つて相手方の證人を狼狽せしめ、心にもなきことを語らしめやうとするのである。鑛山の取調に於ては、辯護人に相當するものは即ち議會委員自身であつて、其中には鑛山所有者も、採鑛業者も居る。而して證人に相當するものは即ち鑛夫、多くは炭坑夫である。此茶番は資本精神の特徴を示すものであるから、茲に該報告よりの若干の抜萃を掲げるとにする。一覽を容易ならしむべく、予は委員調査其他の結果を項目にて示す。英吉利の青表紙本に於ては、各質問及び其義務的應答は、番號を附して區別されて居り、又茲に引抄する證述は、炭坑夫等の口供に係るものなるを附言して置く。

(一) 炭坑に於ける十歳以上の少年の使用。勞働並びに炭坑への義務的往復は、



午前三時、四時、或は五時から午後四時、或は五時に至る十四乃至十五時間を通例とし、稀にはより長時間のこともある(第六、四、五、二、及八、三、號)。幼年工は夫々八時間づつの二箇の交代労働をするが、少年には費用を節減する爲に斯様な交代を許さない(第八〇、二〇三、及二〇四號)。少年等の中比較的幼少の者は、主として、炭坑各部に於ける換氣口の開閉に使用され、比較的老年の者は石炭運搬などの如きより手重な仕事に使用される(第一二二、七三九、及一七四七號)。彼等は此長時間の地下労働を十八歳又は二十二歳迄も続け、それから愈々本當の炭坑労働に移るのである(第一六一號)。児童及び未成年者は今日では、從來の如何なる時代に於けるよりも酷く使役される(第一六六三——六七號)。炭坑主等は殆んど異口同音に十四歳以下の者の炭坑労働を禁止すべき議會條例を要求してゐる。そこで、ハッセル・グイヴァン(當の自身が採炭業者)は問ふ。——「此要求は、炭坑夫の一家の貧困程度に懸るものに非らざるか?」。そしてブルース君は——「父が負傷し、或は病氣に冒され、或は死亡し、而して母のみ残る場合、十二歳乃至十四歳の一童が自家の爲に日に一志七片を收得するを禁ずるは、至難のたと考へざるか? …… 爾も尙

一般規定の實施を必要とするか? …… 一家の状態の如何に拘らず、十二乃至十四歳の児童の使用を禁止すべき法律を歓迎するか?」。答——「然り」(第一〇七乃至一一〇號)。グイヴァン——「十四歳以下の児童の使用を禁ずる法案の通過したる場合 …… 父母等は他方面例へば製造業に其子女の使用を求めざるべきか?」。答——「一般に然らず」。キンネアード——「少年等の若干者は換氣口番人なりや?」。答——「然り」。問——「換氣口を開閉する毎に、激烈なる氣流生ぜざるか?」。答——「然り、一般に生ず」。問——「換氣口の開閉は容易なる事の如く見ゆるも、實際は寧ろ苦痛なる仕事に非ざるか?」。答——「少年は其處に監禁せられ、恰も監房内に在るが如し」。プルデオアなるグイヴァン——「燈あるも、讀書し得ざるか?」。答——「蠟燭あらば讀書し得べきも、讀書中見付からば咎めらるべし。彼れは其仕事に留意せざるべからず、彼れは盡すべき任務を有す。彼れは先づ其任務に従はざるべからず。而して予は、坑内にて讀書を許さるべしとは考へず」(第一三九、一四一、一四三、一五八及一六〇號)。

(二) 教育。炭坑夫等は工場に於けるが如き、児童の強制教育に對する法律を要



求する。彼等は、十乃至十二歳の児童の使用に對して教育證書を要求せる。一八六〇年の工場法の條項を全く虚妄のものと稱してゐる。資本家的訓諭判事の「痛々しき」審問振りには、此問題に於て眞に滑稽なものとなる（第一一五號）。問——「雇主或は兩親に對して尙條例を要するか？」答——「雙方に對して要するものと思惟す」（第一一六號）。「一方よりも他方に對してより、多く要するや、如何？」答——「予は殆んど其問題に答ふるを得ず」（第一一五及一一六號）。問——「労働時間を調節して少年等に通學を可能ならしめんとする要求、雇主側に存するらしく見ゆるか？」答——「否、斯る目的の爲に、労働時間の短縮せらるゝとなし」（第一三七號）。キンネアード氏——「炭坑夫等は一般に其教育を改善しつゝありや？」答——「彼等は一般に悪化しつゝあり。彼等は改善せず、彼等は悪習に染まる。彼等は飲酒賭博などを初め而して全く破滅しつゝあり」（第一〇九號）。問——「何故、児童等を夜學校に通はしめざるか？」答——「夜學校の存する炭坑は減多になし。加之彼等は身體疲勞の極にあるを以て、夜學校に通ふも益なき事なり」（第四五號）。ブルヂョアは結論して曰く、「然らば、諸君は教育に反對なるべし」と。答——「否、斷じ

て然らず。されど」（第四四三號）。問——「されど雇主は學校證書を要求するの義務あるに非ずや？」答——「法律上は然り、されど雇主は其れを實行せず。」問——「然らば學校證書に關する此條項は、炭坑に在つては一般には勵行され居らずと思惟するか？」答——「然り、勵行されず」（第四四三及四四四號）。問——「炭坑夫等は教育問題に對して、大なる興味を有するか？」答——「彼等の大多數は然り」（第七一七號）。問——「彼等は法律の勵行を切望するか？」答——「大多數は然り」（第七一八號）。問——「然らば彼等は何故其れを勵行せしめざるか？」答——「多くの労働者は學校證書を有せざる少年の使用に反對せんと欲するも、爲めに注意人物たらしめらるゝを恐る。」問——「何人にか？」答——「其雇主に」（第七二一號）。問——「雇主は法律を遵守せる労働者を答め立てするものと思惟するか？」答——「予は爾か思惟す」（第七二二號）。問——「讀み書きのできざる十乃至十二歳の児童の使用に反對せる労働者あるを聞きたることありや？」答——「斯くの如きことは、労働者の自由選擇に委せらるゝものにあらず」（第一二三號）。問——「君は議會の干渉を要求するか？」答——「炭坑夫の児童の教育に就て何等か有效な



る事爲さるべしとせば、其は議會條例に依つて強制的に爲されざるべからずと思惟す」(第一六三六號)。問——「其義務は之を單に炭坑夫にのみ課すべきか將た大英國の有らゆる勞働者に課すべきものなるか。」答——「予は炭坑夫の代辯をなすべく來たりし者なり」(第一六三六號)。問——「何故炭坑夫の少年を他の少年と區別するか?」答——「何となれば、炭坑夫の少年は常則の例外なればなり」(第一六三八號)。問——「如何なる點に於てか?」答——「肉體上の點に於て」(第一六三九號)。問——「教育は何故他の少年等よりも彼等に取つて一層貴重ならざるべからざるか?」答——「一層貴重なりとは言はず。されど炭坑内の過度勞働の爲其處に使用せらるゝ少年等に取つては、他の少年等に比し日曜學校なり晝間學校なりに於て教育を受くる機會少なし」(第一六四〇號)。問——「此種の問題を絶對的に取扱ふは不可能なるべし」(第一六四四號)。問——「學校は充分に存するや?」答——「否」(第一六四七號)。問——「國家が各兒童の通學を要求するとするも、兒童等の通ふべき學校存すべきか?」答——「否、されど事情生ぜば學校も生じ來たるべし」(第一六四七號)。問——「少年の若干者は讀み書きできざるべし?」答——「少年

のみならず成年男子の大多數も亦然り」(第七〇五及七二五號)。

(三) 婦人勞働。婦人勞働者等は、一八四二年以後、もはや地下でなく地上に於て石炭その他の荷積、運河及び汽車への桶の運搬、石炭の擇り分け等に使用されてゐる。最近三四年間に、彼等の使用は著しく増大した(第一七二七號)。彼等は多くは炭坑夫の妻、娘、寡婦等であつて、十二歳から五十歳及び六十歳にまで互つてゐる(第六四五、一七七九及六四八號)。問——「炭坑夫等は婦人使用に就て如何に考へ居るか?」答——「彼等は一般に其れを排斥す」(第六四八號)。問——「何故に排斥するか?」答——「其は性の墮落なればなり。…彼等は一種の男服を纏ふ。而して多くの場合一切の羞恥心は抑壓せらる。喫煙する者もあり。勞働は坑内同様不潔なり。子持の女も少なからず、彼等は其子に對する義務を盡し得ざる者なり」(第六五一號以下、及第七〇九號)。問——「之等の寡婦は他に同收入(一週八志乃至十志)の職を見出し得るか?」答——「見出し得べしとは思惟せず」(第七〇九號)。問——「それによ拘はらず(冷酷漢!)、彼等に此生計口を禁ぜんとするか?」答——「然り」(第一七一五號)。問——「婦人使用に關する君の地方に於ける一般の



感情如何?』答——「其は婦人を墮落せしむるものなりてふこと、是れなり。我等は炭坑夫として、大に女性を尊敬するを以て、其を坑堤に従事せしむるを欲せず。……此労働の或部分は頗る困難にして、若干の少女等は日に十噸も運搬する有様なり」(第一七一五及一七一七號)。問——「炭坑に使用せらるゝ婦人は、工場に使用せらるゝ婦人に比し徳性低きか?』答——「工場に於ける少女に比して……不良者の割合幾分か高し」(第一二三七號)。問——「されど、君は工場内の道德状態にも全然満足する者には非ざるべし。』答——「然り、満足せず」(第一七三四號)。問——「工場内に於ける婦人使用の禁止をも欲するか?』答——「否、欲せず」(第一七三四五號)。問——「何故欲せざるか?』答——「工場労働は婦人に取りつて一層高尚なるものと思惟すればなり」(第一七三五號)。問——「而も、其は尙婦人の徳性に有害なるべし?』答——「坑堤労働ほどには有害ならず。且、予は道德上の根據のみならず又社會上の根據より論ずるものなり。少女等の社會的墮落は極めて、悲しむべき状態にあり。之等の四百乃至五百人の少女が炭坑夫等の妻となりたる時、炭坑夫等は此墮落に悩まされ、遂には其家庭を去つて飲酒に耽けるに至る」(第一七三六

號)。問——「炭坑に於て婦人使用を禁ずる以上は、鐵工場に於ても亦斯くせざるべからざるべし?』答——「他職業に就ては何とも申し難し」(第一七四〇號)。問——「鐵工場に使用せらるゝ婦人の境遇と炭坑に使用せらるゝ婦人の境遇との間に、何等か差異を看取し得るや?』答——「斯る問題に就ては、何事をも探知せざりき」(第一七四一號)。問——「炭坑労働者間に境遇の差別を發見し得るか?』答——「斯る事は探査せざりしも、戸別訪問に依て我地方が一般に悲しむべき事態に在るを知る」(第一七五〇號)。問——「婦人使用が墮落の原因たる所にあつては、如何なる場合にも其れに干渉するを欲するか?』答——「然り、英吉利人の最良感情は、母の訓育に申來せるものなり」(第一七五一號)。問——「其は農業上の婦人使用に於ても同様なるべきか?』答——「然り、されど農業に於ては、二季のみなるも、炭坑に於ては四季連続にして、往々晝夜に互り、濕氣は皮膚に徹し、爲に彼等の體格は弱められ健康は破壊せらる」(第一七五三號)。問——「君は此(即ち婦人使用の)問題を、一般的には研究せざりしなるべし?』答——「予は日常、自己の周圍を觀察して、坑堤に於ける婦人使用の影響に比すべきものなきを發見したり。……其は男子、而



も強健なる男子の仕事なり」(第一七五三、一七九三及一七九四號)。問——「自己を向上し人間化せしめんとする炭坑夫中の優良者は、婦人より助力を得ず却つて婦人に依り墮落せしめらる。之れ此全問題に對する君の見解なるべし?」。答——「然り」(第一八〇八號)。ブルデオアは尙もあれや之れやと詰問したる後遂に寡婦や貧困なる家族などに對する其「同情」の祕密の尻尾を出してゐる。即ち「炭坑主は一定の紳士等を其従業監視者に任命する。而して炭坑主の賞讃を博せんが爲萬事を出來得る限り經濟的に處理するは之等監視者の政略である。斯くて之等の少女は成年男工ならば日に二志六片を以て使用せらるべき筈の所を一志乃至一志六片を以て使用されるのである」(第一八一六號)。

(四) 検屍陪審官。問——「君の地方に於ける検屍に關して、労働者等は事の起る場合検屍上の手續を信用するか?」。答——「否、信用せず」(第三〇六號)。問——「何故に?」。答——「主として、陪審官に選ばれる者は、炭坑其他類似の事柄に就て無知なる人なるが故に。労働者は證人としての外は、陪審裁判に召集されず。通常召集されるは附近の商人等にして、彼等は兎もすれば其顧客たる炭坑主に左右せらる。彼等は炭坑に就て何等の知識なく、證人の言葉を殆んど理解し得ず。我等は炭坑夫を以て陪審官の一部たらしむべきことを要求す。判決は概して證人の供述と矛盾するものなり」(第三六一、三六四、三六六、三六八、三七二及三七五號)。問——「陪審官は公平なるを要すべきか?」。答——「然り」(第三七九號)。問——「労働者ならば公平なるべきか?」。答——「労働者をして偏頗に行動せしむる何等の動機をも見る能はず。労働者は専門知識を有す」(第三八〇號)。問——「されど労働者は労働者の利益の爲に不當に嚴重なる判決を下すの傾向なきか?」。答——「然り、無しと信ず。」

(五) 虚偽の度量衡。労働者は二週間拂でなく一週間拂桶の立方容積にてなく重量に依る計算、及び虚偽の秤の使用に對する保護等を要求してゐる(第一〇七一號)。問——「桶が詐偽的に擴大せられたる場合には、労働者は十四ヶ日の豫告を以て従業を中止し得るにあらずや?」。答——「されど他の炭坑に行きても、事態は同様なり。」問——「されど労働者は不正の行はれたる炭坑を去り得べし?」。答——「不正は一般なり。彼は何所に赴くも其れに屈從せざるべからず」(第一〇七二



號)。問——「労働者は十四ヶ日の豫告を以て、如何なる炭坑をも去り得べし?」。答——「然り」。之れでもまだ、彼等は満足しないのだ!

(六)炭坑監督。労働者等は單に瓦斯爆發に基く災害に苦しむのみでない(第二三四號以下)。「我等は炭坑の換氣不良なるを大いに愁訴せり。換氣は一般に殆んど呼吸し得ざるほど不良にして、此所に若干日數勤務する時は、我等は最早如何なる仕事にも役立たざるに至る。現に、予が労働せる炭坑部分に於て、幾多の労働者は其れが爲に仕事を抛ちて、自家に歸るを餘儀なくせられたり。主坑道は一般に空氣充分なるも、我等の労働せる所は然らず」。問——「何故監督官に訴へ出でざるか?」。答——「多くの労働者は此點に就て、頗る憶病なり。監督官に訴へ出でたる爲、犠牲となり、職を失ひたる場合多々あればなり」。問——「何? 訴へ出でたるが爲に注意人物となれる者ありと云ふか?」。答——「然り」。問——「斯る者は、他の炭坑に於て職を得ること困難なるか?」。答——「然り」。問——「君の附近に於ける炭坑は、法律規定の勵行を確保するに充分の監督を受け居るか?」。答——「否、毫も監督せられず。此七年來監督官はたゞ一回坑内に來たりしのみなり。予の地

方に於ては、監督官の數は充分ならず。七十歳を超えたる一老人は百三十以上の炭坑を監督せざるべからざる有様なり」。問——「副監督を要するか?」。答——「然り」(第二三四、二四一、二五一、二五四、二七四、二七五、五五四、二七六及二九三號)。問——「君の要求する一切を、労働者よりの申出を待たずして實行するに必要なる多數の監督官を維持するは、政府に取つて果して可能のとなるべきや?」。答——「否、殆んど不可能なりと信ず。されど監督官は屢々出張し來たりて、自から炭坑の事情を捕捉せざるべからず」(第二七七及二八〇號)。問——「監督官が屢々炭坑を視察する時は、勢ひ適當なる換氣を供給する責任(一)は、炭坑主より官吏に轉嫁せらるるに至ると考へずや?」。答——「否、左様に考へず。予は寧ろ、監督官は既存の法律を勵行するとを以て自己の職責となすべきものと信ず」(第二八五號)。問「君の云ふ副監督官とは、現在の監督官に比し俸給少なき低級種類の人物のとなりや?」。答——「より、優良なる者を求め得べしとせば、敢て低級なる者を歓迎する譯にあらす」(第二九四號)。問——「單により、多數の監督官を要求するや、將た監督官よりも低級種類の人物を要求するや?」。答——「殘る隈なく、マメに視察して、萬事遺漏な